

平成30年7月23日（月）

平成30年度 全国生涯学習市町村協議会

— 文部科学省関係資料 —

文部科学省生涯学習政策局
参事官（連携推進・地域政策担当）

文部科学省施策説明 次第・配布資料

【次 第】

◆施策説明①・意見交換 15:05～15:45

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）」
に関する中央教育審議会生涯学習分科会における審議の状況等について」

説明者： 塩見 みづ枝 生涯学習総括官

◆施策説明② 17:15～17:40

1. 「第3期教育振興基本計画」について

説明者： 寺門 成真 生涯学習政策局政策課長

2. 「地域学校協働活動～地域と学校でつくる学びの未来～」について

説明者： 佐藤 貴大 生涯学習政策局社会教育課地域学校協働活動推進室長補佐

3. 「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」について

説明者： 平川 康弘 生涯学習政策局青少年教育課 社会教育官

4. 「スポーツ実施率向上のための行動計画の策定」及び

「スポーツ推進委員における新たな役職の付与等に向けた検討」について

説明者： 安達 栄 スポーツ庁 健康スポーツ課長

【配付資料】

□文部科学省関係資料 目次

◆施策説明①

- ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）」について（概要） . . . 5
- ・「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）」について（本文） . . . 7
- ・公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ（案） . . . 11
- ・社会教育主事の職務と期待される役割 等 . . . 26
- ・社会教育主事の人数の推移、配置率の推移 . . . 29
- ・社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の概要 等 . . . 30
- ・「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実」について . . . 32

◆施策説明②

- ・「第3期教育振興基本計画」について . . . 41
- ・「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」について . . . 50
- ・「スポーツ実施率向上のための行動計画の策定」、「スポーツ推進委員における新たな役職の付与等に向けた検討」について . . . 52

◆資料配付のみ

生涯学習政策局 青少年教育課

- ・2018年度版～ネットにも危険はいっぱい . . . 57

生涯学習政策局 男女共同参画学習課

- ・いつでも どこでも だれでも できる！ 消費者教育のヒント&事例集 . . . 59
- ・社会への扉 . . . 71

生涯学習政策局 参事官（連携推進・地域政策担当）	
・ 高校生による「地域ビジネス創出事業（SBP: Social Business Project）」	・・・ 83
・ 地方創生イノベーションスクール2030 第2期（ISN2.0）	・・・ 87
・ マナビィ・メールマガジン」への情報提供のお願い	・・・ 91
・ 地域子供の未来応援交付金について	・・・ 93
大臣官房文教施設企画部 施設助成課	
・ ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト（企業活用編）について	・・・ 99
初等中等教育局 児童生徒課	
・ 児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態，強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）	・・・ 105
・ 震災後の修学旅行の実施について	・・・ 108
スポーツ庁	
・ スポーツによる地域活性化推進事業	・・・ 123
・ パブコン～もしもあなたがスポーツ庁長官だったら～	・・・ 124
・ 「FUN+WALK PROJECT」チラシ	・・・ 125
文化庁 政策課・伝統文化課・地域文化創生本部	
・ 文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要	・・・ 127
・ ～新・文化庁 機能強化のポイント～	・・・ 128
・ 文化政策の総合的な推進のための機能強化	・・・ 129
・ ～新・文化庁各課の主な所掌事務～	・・・ 130
・ 文化芸術推進基本計画（第1期）の概要	・・・ 131
・ 文化財保護法改正の概要について	・・・ 133
・ 文化財多言語解説整備事業について	・・・ 144
・ 伝統文化親子教室事業	・・・ 145
・ 文化芸術創造拠点形成事業	・・・ 146

□ 冊子

◆ 施策説明②

生涯学習政策局 社会教育課

- ・ 「地域学校協働活動～地域と学校でつくる学びの未来～」について

◆ 資料配付のみ

生涯学習政策局 男女共同参画学習課

- ・ 「家庭教育支援チーム」について
- ・ 「家庭教育支援チーム」リーフレット

生涯学習政策局 参事官付（連携推進・地域政策担当）

- ・ 「子供の未来応援国民運動」リーフレット

大臣官房文教施設企画部 施設助成課

- ・ 廃校施設・余裕教室の有効活用について
- ・ 子供と地域を元気にする余裕教室の活用～余裕教室の活用事例～

初等中等教育局 参事官付

- ・ コミュニティ・スクール2017 ～地域とともにある学校づくりを目指して～

文化庁 政策課

- ・ 「創造都市ネットワーク日本」リーフレット

施策説明①・意見交換

使用資料

◎社会環境の変化に対応した社会教育の在り方の検討

【学びを通じて地域づくりに関する調査研究協力者会議※
「論点の整理」】（平成29年3月28日）

- 少子高齢化と人口減少をはじめ、社会教育を取り巻く環境が変化する中、今後の社会教育には、①地域コミュニティの維持・活性化への貢献、②社会的包摂への寄与、③社会の変化に対応した学習機会の提供といった役割が期待。
- 学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置づける必要。
- 様々な取組を通じて人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムを構築。

※同会議は、専門的な見地から検討を行い、今後、中央教育審議会生涯学習分科会等において議論すべき内容の論点整理を行うため、設置された。

◎地方分権提案への対応

【平成29年の地方からの提案等に関する対応方針】
（平成29年12月26日閣議決定）

- 博物館法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能にする
ることについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



3月2日（金）中央教育審議会総会 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（諮問）

【主な検討内容】

- 関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方について
（地域課題解決に向けて住民が主体的に学び活動する取組を立ち上げ、持続させていくための関係者の役割・連携方策 等）
- 公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割について
（社会教育施設の現状と課題、新たな時代において求められる役割 等）
- 社会教育施設に求められる役割を果たすために必要な具体的方策について
（社会教育施設が地域活性化等の分野と効果的に連携を図るための運営の在り方（所管の在り方を含む）、多様な手法による資金調達や民間の力を活用した施設運営の在り方 等）

29文科生第759号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

平成30年3月2日

文部科学大臣 林 芳 正

(理 由)

我が国は少子化による人口減少の局面に入るとともに、高齢化が急速な勢いで進んでいます。人口移動の面では東京一極集中が継続しており、若者を中心に人口が大幅に減少する深刻な事態を迎えている地域も多く、このまま推移すると、少なからぬ地域が将来消滅しかねないとの指摘もなされているところです。

こうした中、地域経済の縮小や商店街の衰退、医療・介護の需給逼迫、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、財政の悪化など、地域社会は様々な課題に直面しています。その中には、人と人とのつながりの希薄化や、それに伴う高齢者や若者の社会的孤立という課題もあります。今後の地域社会を持続可能なものとする上でも、人生100年時代における個人の充実した人生を実現する上でも、こうした課題の解決を図ることが急務です。

地域の中には、自らの課題を認識し、厳しい現状の克服に向け、住民の学びをきっかけとした新たな地域産品の開発、住民のサロン活動を中心とした健康づくりや地域活動、観光拠点としての博物館の魅力向上、住民が主体となった極力行政に頼らない独自の集落づくりなど、創意工夫を生かした取組を行い、地域の活性化や人々の生きがいづくりにつながっている事例も少なくありません。しかしながら、こうした取組が全国に広がっているとは言い難い状況にあります。

このような状況の中、「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」が平成29年3月にまとめた論点の整理においては、人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて、「地域課題解決学習」を社会教育の概念に明確に位置付ける必要性が指摘されています。あわせて、同報告書においては、新しい「学びの場」づくりや社会環境の変化に対応した社会教育施設の運営・整備等についても提言されています。

個々人の生活や人生は、人々が構成する社会の中で営まれるものであり、一人一人の人生を豊かなものにするとともに、住民相互の対話や相互扶助による持続可能な地域づくりや共生社会の形成を進めるために、社会教育がどのように貢献すべきかという視点から、今後更に検討を深めることが必要と考えます。

その際、人工知能(AI)やIoTの進展等の急速な技術革新によって、「Society5.0」が到来し、国民生活や社会の在り方が大きく変化していくことが予想される中で、こうした変化に対応する力を一人一人が身に付けることや、新しい技術を使いこなし、地域における学習や活動に生かすことについても十分に留意することが重要と考えます。

また、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興を図るに当たっては、地域住民を支える最も身近な学習・活動拠点たるべき公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、その現状を改めて評価するとともに、今後求められる在り方や振興方策について具体的に検討することが必要と考えます。

近年、公民館、図書館、博物館等には、従来の役割に加え、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしてのより幅広い役割も期待されるようになってきました。

特に、博物館については観光資源としての観点から期待が高まっていることもあり、地

方公共団体からは、博物館の運営について、まちづくり行政等の他の分野との一体的な取組を総合的に行いたいという要望も高まっています。

また、特に過疎化や高齢化が進行する地域においては、社会教育施設の利用者に占める高齢者の割合が高くなるとともに、医療ニーズの増加等に対応した高齢者福祉施設の整備も求められることから、今後これらの施設の複合化が進むことなども予想されます。

このように、公民館、図書館、博物館等において様々な地域課題によりの確に対応した取組を行うためには、これらの施設を含む社会教育行政部局とまちづくり関係部局、福祉・健康関係部局、産業振興関係部局、教育機関、企業、NPO法人等の多様な主体との連携を強化することが欠かせない状況となっていることにも留意しつつ、これからの時代に求められる公民館、図書館、博物館等の役割と、それを実現するために必要な方策について、その施設としての所管の在り方も含め、検討する必要があります。

以上のような問題意識の下、公民館、図書館、博物館等の役割や機能強化方策を含め、人口減少社会において、関係者の連携と住民の主体的な参画のもと、新しい地域づくりを進めるための学習・活動の在り方を中心に、今後の社会教育の振興方策について、次の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、関係者の連携と住民の主体的な参画による新しい地域づくりに向けた学習・活動の在り方についてであります。

人口減少の中、地域が直面する課題を解決し新しい地域づくりにつなげるために求められる学習・活動の在り方について、先進事例も参考としながら、御検討をお願いします。

その際、地域の課題を地域住民が共有し、解決に向けて主体的に学び活動する取組を立ち上げ、持続させていくための行政・教育機関・企業・NPO法人等の役割や相互の連携方策、高校生や大学生などこれからの地域の担い手となる若者を地域の課題解決の取組に巻き込むための方策、社会教育主事や社会教育士の称号を付与された者等社会教育に知見のある者を「学びのオーガナイザー」として学校や他の行政部局を含めた幅広い分野で積極的に活用するための方策などについても御検討をお願いします。

検討に当たっては、学習とその成果を生かした実践を持続可能なものとする方策等について、実証的な観点を重視していただくようお願いします。

第二に、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設に求められる役割についてであります。

地域における最も身近な学習拠点であるべき、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の現状と課題を把握・分析した上で、先に述べた地域活性化やまちづくり等との関連も含め、新たな時代において求められる役割について御検討をお願いします。

第三に、社会教育施設が求められる役割を果たすために必要な具体的方策についてであります。

上記第二において御検討いただく役割を果たす観点から、社会教育施設が、地域の実情を踏まえつつ、地域活性化やまちづくり等の分野と効果的に連携を図るための運営の在り方や振興のための方策について、その所管の在り方も含め、御検討をお願いします。

その際、特に博物館については、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、「公立博物館については、まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成 30 年中に結論を得る。」とされていることも踏まえ御検討くださるよう、お願いします。

また、社会教育施設を活性化させる観点から、多様な手法による資金調達の活用促進等、民間の力を活用した施設運営の在り方についても御検討をお願いします。

以上が中心적으로ご審議をお願いしたい事項であります。この他にも新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策に関連し、必要な事項について幅広く御検討いただきますようお願いいたします。

公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ（案）

はじめに

- 社会情勢の変化の中、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設には、近年、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などの新たな役割が期待され、地域の課題解決に向けた住民の学習と活動の拠点としての機能を強化することが一層求められるようになっている。
- 現在、公立社会教育施設については、教育委員会の所管とすることが関連法令において定められているが、地方公共団体からの提案を踏まえ、「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）において、公立博物館について、「まちづくり行政、観光行政等の他の行政分野との一体的な取組をより一層推進するため、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすることについて検討し、平成 30 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされた。
- これらを踏まえ、公立博物館をはじめとする公立社会教育施設について、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とすること等に関して、専門的な見地から検討を行うため、平成 30 年 2 月 9 日、中央教育審議会生涯学習分科会の下に「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置した。
- WGでは、平成 30 年 2 月から 5 月までの間、6 回の会議を開催し、17 の関係機関から表明された意見も踏まえつつ、論点整理を行った。その論点整理を基に、中央教育審議会生涯学習分科会（以下「本分科会」という。）において、さらに検討を行い、以下のとおり、審議のまとめを行うものである。

1. 社会教育を教育委員会で所管していることについて

- 戦後、地方における社会教育に関する事務は、政治的中立性や継続性・安定性の確保等の観点から、教育委員会の所管とされ、今日まで 70 年近くの歴史を刻んできた。この間、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の充実と社会教育主事をはじめとする社会教育行政の推進体制の整備が図られ、社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、地域における「人づくり」を通じて社会の発展に寄与してきた。特に、学習活動を通じて、地域住民をつなげるとともに、地域の課題解決等に主体的に関わり、地域の持続的発展を支える人材を育ててきたことは、教育委員会が社会教育を所管することの強みが発揮された点と言える。

- 今後、我が国においては、人口減少の進行や人生 100 年時代の到来、Society5.0 に代表されるような社会の大きな変化が予想されており、こうした中で、個人の人生の充実のためにも、社会の持続的な発展のためにも、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動、職業等に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現が一層強く求められている。
- そのためには、行政としても、国・地方を問わず、学校教育・社会教育の振興を通じた生涯学習社会の構築の取組をこれまで以上に強力に展開する必要がある。その際、①新学習指導要領において、子供たちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力とは何かを学校と社会が共有し相互に連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を目指していることや、②平成 29 年の社会教育法改正により「地域学校協働活動」が新たに規定され、学校と地域の一層の連携が求められていること、さらには、③社会人の学び直しによる生涯を通じた能力の開発や、地域で心豊かに活動するための学び、多様な人々と共に生きる社会を作るための学びの充実が求められていること等を踏まえれば、学校教育と社会教育との連携・融合を図りながら、横断的・総合的な視点で教育行政を展開していくことが一層重要と考えられる。
- このような観点から、社会教育に関する事務については、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきと考える。教育基本法第 17 条に規定される教育振興基本計画の策定等を通じ、国・地方の双方において、学校教育・社会教育を通じた総合的な教育政策に今後一層注力することが求められる。
- あわせて、社会教育を含めた教育の分野と地方公共団体の長の所管する他の行政分野との横断的な連携を効果的に図るためには、総合教育会議の活用が重要である。特に、総合教育会議の協議事項については、福祉部局と連携した総合的な放課後対策等を設定した例は見受けられるが、その他の社会教育に関する事項を設定している例が少ない現状にあり、同会議のより積極的な活用が期待される。

2. 今後の社会教育施設に求められる役割

- 社会教育施設は、平成 27 年 10 月現在、全国に公民館が 14,171 施設（別に公民館類似施設が 670 施設）、図書館が 3,331 施設、博物館（博物館相当施設、博物館類似施設を含む）が 5,690 施設、青少年教育施設が 941 施設、女性教育施設が 367 施設が存在し、地域住民に身近な施設として、大きな強みを持っている。歴史的にも、人が育ち、人がつながる拠点として、学習手法や学習領域等における豊富な蓄積と、貴重な教育財産を有し、地域における社会教育の拠点として機能してきた。
- 近年においては、施設の管理に関して、施設の設置の目的を効果的に達成するための措置として、指定管理者制度が導入され、株式会社など民間事業者に管理を行わせるこ

とができることとなっており、各地方公共団体においてはこうした制度なども活用した柔軟な取組も行われるようになってきている。

- 一方で、社会教育施設の現状には厳しい意見もあり、少子化による人口減少、高齢化の急激な進展、地域経済の縮小等の社会情勢の急激な変化が進む中で、社会教育施設が真に地域の学習と活動の拠点として機能するためには、それぞれの施設が今後果たすべき役割を明確にするとともに、求められる役割を果たすために必要な具体的方策について制度面も含めて検討し、着実に実現していく必要がある。
- その際、近年、社会における人と人とのつながりの重要性が見直されるとともに、新たなテクノロジーも積極的に活用しながら、情報やモノ等を共同で活用しつつ、小さな単位で地域の課題解決に積極的に取り組もうとする活動などが注目されるようになってきていることも踏まえ、こうした住民による主体的な課題解決の活動に社会教育施設がどのように貢献していけるかなどの視点からも検討を行うことが重要と考える。
- さらに、いずれの社会教育施設についても、障害の有無にかかわらず、全ての住民に開かれた施設としてユニバーサルデザイン化を進めるとともに、幅広い年齢層にわたる多様な人々のニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与するとの視点に立ち、運営の充実を図ることが求められる。

(1) 公民館

- 公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施してきている。
(参考) 社会教育法(昭和24年法律第207号)
(目的)
第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 公民館については、近年、館数が減少傾向にあるほか、主催事業が減少し、実態として利用者が固定化しているところも見受けられるなどの指摘もある。より効果的な事業展開に向け、住民参加の下での議論の活性化や、首長部局が所管するコミュニティセンター、NPO、民間企業等との多様なネットワークの構築などを通じ、その機能の強化を図ることが急務となっている。
- 地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、今後は、特に、住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習の成果を地域課題の解決のための実際の活動につなげていくための役割、地域コミュニティの維持と持続的な発

展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割、地域学校協働活動の拠点としての役割などを強化することが求められる。また、中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割も期待される。

- なお、公民館は、昭和 21 年に「公民館の設置運営について」（文部次官通牒）で設置が奨励されることとなったが、その当時、公民館の機能としては、社会教育機関であるとともに、社会娯楽機関、町村自治振興の機関、産業振興の機関、新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関としても期待されていたところである。
- これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた、学習と活動を結び付ける機能を有する新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。

（２）図書館

- 図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出、読書会、レファレンスサービス等を実施してきている。

（参考）図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）

（定義）

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

- 今後は、一人一人の人格を陶冶し、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割を強化するとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携の強化や、商工労働部局や健康福祉部局等とも連携した個人のスキルアップや就業等の支援、地域課題の解決や地域の先駆的・主体的な取組の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められる。さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能の強化等も期待される。
- 今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれる。

（３）博物館

- 博物館は、博物館法に規定される目的を達成するため、様々な学術資料・芸術作品等

を収集・保管し、それらについての調査研究を行い、資料や調査研究の成果を用いた展示・教育事業を行ってきている。博物館の対象とする分野は極めて多様であり、個々の博物館を見ても、美術館、歴史館、科学館、動物園、水族館等幅広く様々な事業活動が行われていることがその特徴の一つである。また、教育委員会が所管する登録施設のほか、博物館相当施設として教育委員会ではなく長が所管するものも多数ある。

(参考) 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号)

(定義)

第 2 条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管 (育成を含む。以下同じ。) し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関 (社会教育法による公民館及び図書館法 (昭和二十五年法律第百十八号) による図書館を除く。) のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人 (独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。) を除く。) が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(博物館に相当する施設)

第 29 条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会 (当該施設 (都道府県が設置するものを除く。) が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会) が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

- 今後は、上記のような博物館法に定める役割をより充実した形で果たすよう、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域の学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施や、教員の授業支援に繋がるような教材やプログラムの提供等を強化することや、地域住民はもとより、国内・国外の多くの人々が知的好奇心を満たしつつ広く交流することのできる場としての役割を強化することが期待される。
- また、各種の講演会、研究会等の開催を通じて、各分野におけるボランティアの養成や、友の会等のネットワークづくりを展開することや、住民参加のワークショップ等を通じて、博物館の事業やその地域の在り方、課題解決の方法等についてともに議論し、博物館の事業の改善や住民の主体的な活動につなげていくことも一層重要である。
- 特に、近年の訪日外国人旅行者数の増加等により、博物館は新たに経済活性化に資する資源としての観点からも期待が高まっている。その際、単なる観光資源としてではなく、その本来の役割を基本に置きつつ、旅行者に日本や地域について理解を深めてもらい、親近感を醸成してもらおう場や、旅行者と住民とが交流する場として、博物館

の機能をより幅広く発揮するという視点が重要である。また、住民が自らの地域について学び、誇りを持つこと（シビックプライド）や市民のキャリア（生き方）支援が重要であるとの指摘もあり、その点においても博物館は重要な役割を果たすと考えられる。なお、各博物館の目的や性格に照らした場合、経済活性化に資する事業を展開することがなじまない地域博物館があることにも十分に留意する必要がある。

（４）青少年教育施設

- 青少年教育施設は、青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供を行うとともに、青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設であり、体験活動の機会と場を提供する中心的な役割を担っている。また、職員等の指導による自然体験活動のみならず、集団で食事や入浴をするなどの団体宿泊訓練を通じて協調性を養ったり、規則正しい生活体験の機会を提供する場でもあり、青少年の成長に大きな影響を与えている。
- 今後は、上記の役割に加えて、次代を担う青少年の健全育成を総合的に推進し、さらには、青少年が地域の担い手となることを支援する拠点としての役割を担うことも期待される。例えば、これまでの取組に加え、様々な悩みを抱える若者を対象とした相談、引きこもりや非行少年の自立支援、地域における防災拠点等の役割を青少年教育施設が担うことも考えられる。
- 青少年教育施設において、上記のような取組を地域住民のニーズに沿った形で分野横断的に推進することにより、青少年の健全育成に係る各種取組が一層効果的に進むものと考えられる。

（５）女性教育施設

- 女性教育施設は、女性や女性教育指導者を対象に各種の研修・情報提供等を行うとともに、その施設を女性や関係団体等の利用に供するために設置される社会教育施設であり、女性教育の振興に大きく貢献している。また、「男女共同参画センター」や「女性プラザ」等として、社会教育にとどまらず幅広い活動を行っているものも多く、女性向けのキャリア形成支援やリーダー育成等に係る講座を展開するとともに、女性に関する各種相談窓口を設置するなど、男女共同参画の推進にも大きく貢献している。こうした施設には、教育委員会ではなく長が所管するものが多数ある。
- 少子高齢化や生産年齢人口の減少、地域コミュニティの衰退等の社会の変化の中で、労働市場や地域社会において、女性の一層の社会参画が期待されており、例えば、出産・育児等により離職した女性の就業支援や地域活動への参画を支援するための多様な学習機会の確保や情報提供等が求められている。

- 地域において女性の社会参画を支援し、将来の地域づくりへ貢献していく観点からも、今後、女性教育施設には、地域の多様な課題を踏まえながら教育委員会、首長部局（まちづくり部局、労働部局、福祉部局等）、学校、関係機関・施設等との連携・協働により総合的に取組を進めることが期待される。

3. 公立社会教育施設の所管に関する特例を設けることについて

- 「1.」で述べたとおり、総合的な教育行政推進の観点から、社会教育に関する事務については、今後も教育委員会が担当することを基本とすべきと考えるが、一方で、「2.」で述べたような社会教育施設の役割に対する期待が高まる中、地方公共団体からは、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組みを導入すべきとの意見が提出されており、政府としての検討が求められている。

(1) 特例を設けることについて

(他行政分野との一体的運営による質の高い行政実現の可能性)

- 公立社会教育施設の所管に関する特例を設け、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることとすることにより、当該施設を活用して、当該施設における事業等と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実した住民サービス等を実現し、地方行政全体としてより大きな成果を上げる可能性がある。
- また、社会教育は、福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の地方公共団体の長が所管する行政分野とも大きな関わりを持つものである。公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することとなる場合、長の所管する他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等を公立社会教育施設においても新たに活用できるようになることで、当該施設の運営のみならず、社会教育行政全体の活性化にとってもプラスの効果が生まれる可能性がある。
- 地域によっては、まちづくりや地域の課題解決に熱意を持って取り組んでいる人材を社会教育施設を行う諸活動に必ずしも十分に生かし切れていない場合があるとの指摘もあり、社会教育の新たな担い手として、これまで社会教育と関わりがなかった、幅広い世代の多様な専門性を持つ人材等の参画も強く期待される場所である。長が施設を所管することにより、そのような人材を育成・発掘することにもつながる可能性がある。
- 公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することを可能とする場合、例えば、公民館については、地域コミュニティの維持や中山間地域における「小さな拠点」に必要な施設としての観点からもその意義が改めて見直されている中、様々な行政分野が交わ

る地域づくりの拠点としての機能強化や運営の活性化につながることを考えられる。また、首長部局の所管施設として地域住民をつなぐ拠点となっているコミュニティセンターや交流センターといった施設との連携が進むことにより、社会教育を支える拠点が強化される可能性がある。

- 図書館については、他の行政分野の施設との連携を強化することで、運営の活性化や、住民交流の拠点、まちづくりの拠点、さらには様々な分野の情報拠点等としての機能のより効果的な発揮につながる可能性がある。
- また、働き方改革が進む中で、例えば、公民館・図書館等がテレワーク等新しい働き方の場や起業支援、仕事に関する学び直し講座等の場としての機能を強化することとなれば、これまで以上に多様な人々が集まり、新たなコミュニティ形成や地域課題解決活動に繋がる可能性もある。
- 博物館については、観光などの振興にも一定の役割が期待されているところであり、関連する行政分野とのより密接な連携が運営の充実や地域振興につながることを考えられる。また、地方公共団体の長が所管する博物館相当施設等が新たに博物館登録制度の対象となることで、首長部局における当該施設の充実に向けた気運の高まりや、教育委員会側においては登録博物館が増えることによる社会教育の一層充実が図られる可能性がある。
- このほか、青少年教育施設や女性教育施設についても、例えば、引きこもり、非行少年の自立支援、女性の社会参画支援等について、教育行政の枠組みを超えてより効果的な取組が実施しやすくなることを考えられる。
- また、施設の整備に関して、社会資本整備計画や地方版総合戦略等は首長部局が中心となって行っており、これらに関連する国の支援方策に関する情報等も一般的には首長部局に集約される。こうした計画等に社会教育施設の整備も位置付けることにより、施設のより戦略的な整備が推進される可能性がある。
- 施設の運営の面についても、様々な分野の施設が複合した形で設置されている場合に、その所管を一元化することで、当該複合施設の運営がより効率的に行える可能性がある。現状において、公立社会教育施設の複合化の状況は、図書館については 65.0%、公民館は 31.6%、博物館は 19.2%となっている。その割合は年々高まるとともに、例えば、図書館と医療・福祉施設の複合化など人口の高齢化を見据えた新たな取組も進められる状況となっている。
- WGや本分科会におけるヒアリングにおいても、図書館について、多様な世代の住

民をひきつけるという図書館の強みと、地域の抱える課題（例えば、住民の健康づくり中心市街地の活性化等）に係る行政の機能を、複合施設において適切に融合させることにより、新たな学習のきっかけづくりや仲間作りなどの側面と、地域の課題解決の側面の双方において成果を上げている例が紹介された。

（２）社会教育の適切な実施の確保の在り方について

- 公立社会教育施設の所管を地方公共団体の長とすることができることにすることは、上記のような意義がある一方で、社会教育の適切な実施の確保の在り方について十分な検討が必要となる。
- 学校教育、社会教育の別を問わず、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものである。
- 特に、学校教育は、児童生徒の発達段階に応じた体系的な教育を行うことにより、社会を生きる上での基礎的な素養を身に付けさせるものであり、教育を受ける者の人格形成に直接影響を与える度合いが特に強いものであることから、教育基本法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法及び教育公務員特例法において、政治的中立性の確保に特に配慮する規定が置かれている。
- 社会教育行政においては、政治的中立性を確保することは極めて重要である一方、社会教育は、随時かつ任意で参加できるものであり、事業内容に応じて自由に参加を判断するものであることなど、学校教育とは異なる側面も多い。
- これらのことを考え合わせれば、社会教育行政における政治的中立性の確保については、学校教育と完全に同一の措置を講ずる必要があるとまでは言えないものの、その確保のためには、例えば、教育委員会による関与など一定の担保措置を講ずる必要があると考えられる。したがって、社会教育に係る事業を展開する社会教育施設の所管を地方公共団体の長とする場合には、政治的中立性を確保するため、上述のような一定の担保措置を講ずることについて検討する必要がある。
- このことは、社会教育行政に広く住民の意向を反映させ、個人の要望や社会の要請に応えた取組を推進する上でも、社会教育と学校教育との連携を確保する上でも重要と考えられる。
- さらに、本件特例を活用することにより長が新たに所管することとなる公立社会教育施設においても、その活動を通じて、学びを通じたより良い課題解決と、その過程における人々の成長という社会教育の意義が実現されることが重要である。そのためには、

これらの施設に対し、教育委員会が、教育に関する専門性を生かし、一定の関与を行うことが適切と考えられる。特に、社会教育主事は、社会教育法の規定により、広く社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることとされており、公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合においては、一層重要な役割を担う必要がある。

- WGのヒアリングにおいても、公立社会教育施設の所管について、上述のような一定の担保措置を講ずることを条件に、地方公共団体の長が担当する特例を認めることを肯定する意見が多く述べられた。

(参考)

平成 25 年答申において、首長が任免を行う教育長を地方教育行政の責任者とする事について検討が行われた際、教育行政の政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育長による事務執行に合議制の教育委員会が必要な歯止めをかけられるような制度的措置を講じることが議論された。その中では、教職員や事務局職員の人事、教育内容等、教科書その他の教材の取扱いなどの特に重要な個別の事務については、教育委員会の議に基づいて、教育長が基本方針を策定することとする（議に「基づいて」とは、法的拘束力があるものと解されている。）とされた一方、社会教育に関する事務を含めたその他基本的な事項については、教育委員会の議を経ることとする（議を「経る」とは、従う義務まではないが、強い拘束性があるものと解されている。）とされ、特に重要な個別の事務とは明確に区別した扱いがなされていた。

(社会教育の適切な実施の確保のための担保措置)

- 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することとなる場合の社会教育の適切な実施の確保のための担保措置については、例えば、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することについての条例を定める際には、スポーツ、文化及び文化財保護に関する所管についての場合と同様に、教育委員会の意見を聴くことを義務付けることのほか、以下のような新たな仕組みを導入することがWGにおいて議論された。なお、具体的な在り方については、これらも含め、法制化のプロセスにおいてさらに詳細に検討する必要がある。

(WGで議論された担保措置の例)

- ・ 地方公共団体の長が公立社会教育施設の管理運営の基本的事項について規則を制定する際には、あらかじめ教育委員会の意見を聴くこととする。
- ・ 公立社会教育施設の事業の実施内容については、社会教育に関し見識のある者から構成される会議を設置し、地方公共団体の長又は教育委員会に意見を述べることとする。

なお、当該会議を設ける場合の運用については、教育委員会が委嘱する社会教育委員の会議を活用し、その委員の委嘱に係る参酌基準において公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について見識を有する者についても明記することや、地方公共団体が社会教育施設の管理運営に関する委員会組織を設置し、その委員の委嘱に係る参酌基準にお

いて社会教育委員、公民館運営審議会、図書館協議会、博物館協議会の委員及び教育委員会が推薦する者について明記すること、会議は公開で行い、議事録を作成し公表することなどについても議論があった。また、このような会議の役割については、教育委員会自身が担うべきとの意見もあった。

- あわせて、当該公立社会教育施設について、運営状況の評価や情報発信を一層推進するとともに、各施設に設置された審議会や協議会等を積極的に活用することなども重要と考える。
- 上述のような担保措置を講ずることにより、政治的中立性の確保のみならず、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携に関しても、その確保が可能となるものと考えられる。

(3) 本分科会としての考え方

- 以上の検討を踏まえ、本分科会としては、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきであるが、公立社会教育施設の所管については、当該地方の実情等を踏まえ、当該地方にとってより効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができることとする特例を設けることについて、「3. (2)」で述べたような社会教育の適切な実施の確保に関する担保措置が講じられることを条件に、可とすべきと考える。
- その場合に地方公共団体の長が担当することとなる事務には、公立社会教育施設の設置とその運営に関する事務（例：規則の策定、各種事業の実施、職員の任命、審議会等の設置・委員の委嘱、運営状況の評価・情報提供等）が含まれることになるものと考えられる。

(4) 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

(教育行政としての一体性・専門性の確保)

- 「1.」で述べたように、今後、行政としては、国・地方を問わず、生涯学習社会の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に展開することが求められる。その中で、教育委員会には、教育基本法に基づく地方公共団体における教育振興基本計画の策定等を通じて、域内における社会教育の一層の振興を図ることが求められる。
- 公立社会教育施設における事務は、地方の社会教育行政の重要な柱となるものであり、地方公共団体の判断により地方公共団体の長がこれを所管することとなる場合においても、社会教育施設としての専門性を発揮することはもちろん、公立社会教育施設に関する事務以外の社会教育に関する事務との一体性を保ち、さらには、学校教育とも強固に連携しながら進めることが重要である。このため、公立社会教育施設の所管に関する

特例を活用する場合においても、教育委員会には、総合教育会議等を積極的に活用しながら、首長部局やNPO法人等の多様な主体との連携・調整を行い、社会教育の振興の牽引役としての積極的な役割を果たしていくことが求められる。さらに、地方公共団体の長の策定する、当該地方公共団体の地域活性化プランや観光振興計画等においては、公立社会教育施設に関する事項はもとより、広く社会教育、学校教育との連携等についても留意した記載を行うなど、相互の連携に基づく総合的な行政が進められることが重要と考える。

- 公立社会教育施設の所管に関する特例を活用する場合において、都道府県教育委員会においては、専門的な知見を活かし、広域的観点から域内の社会教育行政の総合的な推進を図るため、公民館に関しては、公民館主事等の資質向上事務や私立公民館への指導助言等、図書館に関しては、司書等の資質向上事務や私立図書館への指導助言等、博物館に関しては、登録事務や学芸員の資質向上事務、私立博物館に対する指導・助言等を行うものであり、さらには、都道府県域内全体を俯瞰した上での学校教育との調整役としての役割も担うことが期待される。
- また、市町村教育委員会においては、社会教育と学校教育との連携を推進していくという役割が一層重視されるようになってきていることも踏まえ、社会教育主事も活用し、地域学校協働活動の推進や社会教育関係団体との連携等について積極的な役割を果たしていくことが求められる。
- 加えて、公立社会教育施設を首長部局で所管する場合にも、社会教育施設として求められる専門性を確保する観点から、首長部局において、教育委員会との連携の下、当該社会教育施設の中核を担う存在である司書や学芸員等の専門的職員に対する研修を充実することが求められる。こうした専門的職員の研修については、国や都道府県教育委員会も積極的な役割を果たすべきである。さらに、当該施設に関し、社会教育主事が専門的技術的な助言と指導を積極的に行うことなども重要と考えられる。
- なお、社会教育主事には、今後、多様な主体と連携・協働して、学習者の多様な特性に応じた学習支援を行い、学習成果を活動につなげていくためのファシリテーション能力やコーディネート能力等を身に付け、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担っていくことが期待されていることを踏まえ、平成30年2月の社会教育主事講習等規程の改正において、その養成プログラムの質的充実が図られた。あわせて、社会教育主事講習の修了証書を授与された者又は社会教育主事養成課程の修了者については、教育委員会のみならず、首長部局、NPO、企業等幅広い分野で活躍することを期待して、社会教育士と称することができることとされた。今後、地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例を活用しようとする場合には、その職員等として社会教育士を積極的に活用するなど、社会教育に専門的な知見のある人材の積極的な登用を推進する

こと、さらには、地域の課題解決に熱意を持って取り組む様々な分野の人材を巻き込み、こうした人材と協働しながら、地域を担う人づくりを進めていくことが望まれる。

(地方自治法に定める事務委任・補助執行の活用の検討)

- 地方公共団体においては、地方自治法第 180 条の 7 の規定による事務委任・補助執行により、首長部局が公立社会教育施設に関する事務を行う事例も増えている。事務委任・補助執行を行っている地方公共団体からは、権限と責任の所在の曖昧さや執行上の手続きの煩雑さを指摘する声がある一方、公立社会教育施設の運営を首長所管の他の行政分野と一体的に行うことができる等の点については評価されている。
- 各地方公共団体において公立社会教育施設の所管に関する特例の活用を検討するに当たっては、事務委任・補助執行のような既存の制度の活用についても併せて十分に検討の上、より適切な方法を選択することが望まれる。

4. 社会教育の一層の振興について

- 公立社会教育施設の所管に関する本件特例の導入により、地方公共団体の判断により首長部局に所管が移った場合であっても、それぞれの施設が、社会教育法、図書館法、博物館法等に基づく社会教育施設であることに変わりはなく、当然のことながら、各社会教育施設には、それぞれの法律に定める目的に即し、必要とされる専門的職員を配置する等各種の基準等を遵守して、社会教育の振興に努めることが求められる。教育委員会においては、首長部局と密接に連携を図りながら、当該地方公共団体における社会教育の一層の振興に努めることが求められる。
- 本件特例を導入する場合には、首長部局も社会教育振興の一翼を担うこととなることから、国においては、関係省庁間での連携を一層強化するとともに、公立社会教育施設を担当する首長部局とも十分な意思疎通を図りながら、連携関係を構築していくことが求められる。また、都道府県教育委員会においても、市町村の首長部局に対して、同様の対応が求められる。
- 公立社会教育施設の所管に関する本件特例は、社会情勢の変化の中、公立社会教育施設が求められる役割をよりよく果たすことができるよう、地域の実情等を踏まえ、教育分野以外の分野の専門的知見、経験や人脈、情報発信に係る資源を有する首長部局が、社会教育の振興の新たな担い手として加わることを可能にするものと考えられる。すなわち、多様な主体の参画により地域における社会教育の振興がこれまで以上に図られるようになることを期待して導入しようとするものであり、このことを国、地方公共団体、関係団体等の全ての関係者が十分に認識し、社会教育の充実に向けた具体的な取組を進める必要がある。その際特に、各地方公共団体において組織体制の強化を図るとともに、

社会教育主事や社会教育施設の専門性を担う職員（公民館主事、司書、学芸員等）の資質の一層の向上や社会教育士の積極的な活用等に取り組むこと、さらには、社会教育の在り方についての地域住民の関心を高め、一層の参加を進めるための環境整備を図っていくことが望まれる。

○ また、今回の検討の過程では、学びを通じて地域を担い、課題解決に主体的・持続的に取り組む住民を育成するという社会教育の意義が改めて確認されるとともに、地域の課題が一層多様化・高度化する中で、社会教育が本来期待される役割を果たすためには、教育を司る教育委員会と様々な専門分野のエキスパートを擁する首長部局との協働が不可欠であること、一方で地域の様々な分野で熱意を持って活動している人々の力を社会教育に巻き込んでいく取組は未だ十分でないことなどが指摘された。住民参加による地域づくりに向け、社会教育はどのような役割を担うべきか、そのために専門的職員はどのような資質能力が新たに求められるかなど、新たな時代の社会教育の在り方について今後さらに議論を深める必要がある。

○ なお、WGでは、博物館について、委員や関係機関から、今後の博物館に求められる役割を踏まえ、博物館登録制度の在り方を含めた博物館法の総合的な見直しについての検討を進めるべきとの意見があった。平成 31 年秋には ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019 が開催される予定となるなど、博物館の振興に向けての機運は高まってきている。平成 29 年の日本博物館協会「博物館登録制度の在り方に関する調査研究」報告書においても「ICOM 京都大会の開催こそ、国際的視野に立って我が国の博物館制度を見直す絶好のチャンス」との指摘もあることから、今後、専門家や関係機関とも十分に意思疎通を図りつつ、現場の状況を十分に把握した上で、博物館の一層の振興に向けて、より専門的な検討が行われることを期待したい。

(参考) WGにおけるヒアリング実施団体・機関

- 3月5日 公益財団法人日本博物館協会
全国科学博物館協会
公益社団法人日本動物園水族館協会
鹿児島県霧島アートの森
- 3月26日 東北歴史博物館
三重県・三重県教育委員会
全国都道府県教育長協議会
北海道（全国知事会推薦）
全国町村教育長会
岡山県鏡野町（全国町村会推薦）
全国都市教育長協議会
福島県いわき市（全国市長会推薦）
- 4月16日 公益社団法人日本図書館協議会
公益社団法人全国公民館連合会
郡山市教育委員会
枚方市
荒川区

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行っている

<参考> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

<具体的な仕事の内容>

- ① 地域の学習課題やニーズの把握・分析
- ② 地域の社会教育計画の立案
- ③ 生涯学習・社会教育を推進するコーディネーター
- ④ 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ⑤ 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ⑥ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ⑦ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○今後の社会教育主事は、学びの成果を地域づくりの実践につなげていく「地域課題解決」を推進するための「学びのオーナーガイナー」としての役割を担っていくことが求められる

期待される役割

- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域のかき出し出すこと
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応えていくこと
- 学習者の地域社会への参画意欲を喚起すること
- 学習者の多様な特性に応じて学習支援を行うこと
- 学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげること

26

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参加を促す
ファシリテーション能力
- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 戦略的展開の視点に立った政策立案能力
- 学習者の特性の応じたプログラム等の設計能力

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布

(平成30年文部科学省令第5号)、2020年4月1日施行



社会教育主事有資格者の配置・活用について①（島根県の事例）

【社会教育主事派遣制度の概要】

- ・県の社会教育主事（教員籍）を市町村教育委員会に派遣し、専門性を活かした社会教育を推進している。
- ・平成30年度は17市町村に24名を派遣している。（全19市町村）

【派遣社会教育主事の職務】

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育※の推進（※ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことを目的とした教育）
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進



【学校・家庭・地域の連携協力】

教育に関わる人々のネットワーク化を推進



地域をあげて教育に関わる気運を醸成

・学校に関わる各種のコーディネーター等を統括する立場として社会教育主事が支援。

・学校教育に関わるあらゆる教育主体とのネットワーク

づくりを進めるとともに、コーディネーター等の資質向上にも積極的に寄与。



【ふるさと教育の推進】

ふるさととの「ひと・もの・こと」を生かした教育活動の支援

・ふるさと教育のキャリアラムづくりについて、発展性・系統性を意識した教育活動になるよう、保・小・中での話し合いを**公民館職員と**

社会教育主事がコーディネート。学区を越

えての情報共有を経て、地域ごとの教育活動がさらに特色あるものに深化。



【地域づくりを担う人づくりの推進】

公民館を”ひとづくりの拠点”と位置づけ、公民館による事業や学校教育との連携を支援

・社会教育主事が積極的に公民館を訪問して協議。県や市町村としての方向性について丁寧すり合わせるとともに、様々な事業の計画から運営までを支援。

・市町村における公民館職員研修の実施や県実施の研修等での公民館職員への伴走などで資質向上を図り、公民館活動や学校との連携、**地域課題に向き合う人づくりにつながる活動の充実を図る。**

【島根県の制度のポイント】

- (1) 社会教育主事資格を有する小中学校の教員籍の人材が派遣されている点
- (2) 市町村が自主的に県に要請し、相応の費用負担をして派遣を受け入れている点（市町村任用の社会教育主事配置も条件）
- (3) 派遣社会教育主事を支援する重層的な仕組みが県政によって整備されている点
- (4) 県の社会教育主事の配置先を市町村への派遣以外にも複数確保し、任用を繰り返すことで社会教育の専門性を高めることができる点

社会教育主事有資格者の配置・活用について②（仙台市の事例）

“地域とともに歩む学校づくり”にむけて～「嘱託社会教育主事制度」～

「嘱託社会教育主事制度」

- ・昭和46年から始まった仙台市独自の制度（47年目）。
- ・市立学校に勤務し、社会教育主事の資格を有する仙台市の公立学校教員に対し、教育委員会から社会教育主事を委嘱（平成30年度は182名が委嘱されている（6月1日現在））。
- ・委嘱されている公立学校教員は若手職員から管理職までさまざま。
- ・地域情報の把握、地域資源や人材のネットワークづくり等に加え、カリキュラムマネジメントの推進役や校内における地域コーディネーターとの窓口等としての活躍を期待。
- ・区ごと独自の取組も展開（ジュニアリーダー育成/学校・地域・市民センター連携の推進等）

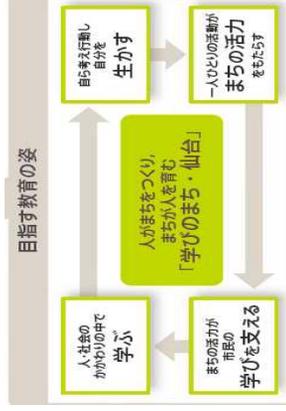
現職研修でフォローアップ

- ・市教育局生涯学習課による社会教育主事講習事後研修（年2回）
- ・「嘱託社会教育主事研究協議会」による研修（年2回）
- ・研修会を区ごとに年に数回設定 ……等



区社会教育推進研修会の様子

第2期仙台市教育振興基本計画より



社会教育施設との連携を推進

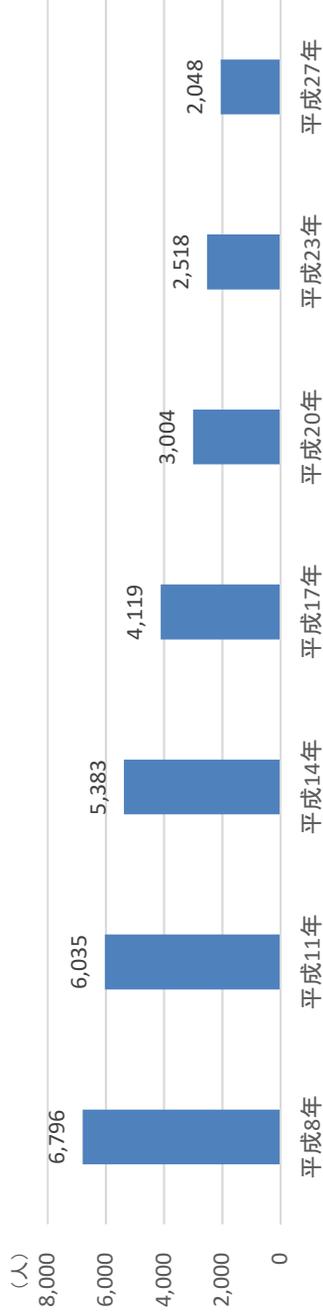
- ・宮城野区社会教育推進連絡会では、“市民センターと学校が連携して行ってきた事例”を「防災系」「まちづくり系」など5つに分類して紹介するリーフレットを作成。学校と施設の両方で共有。



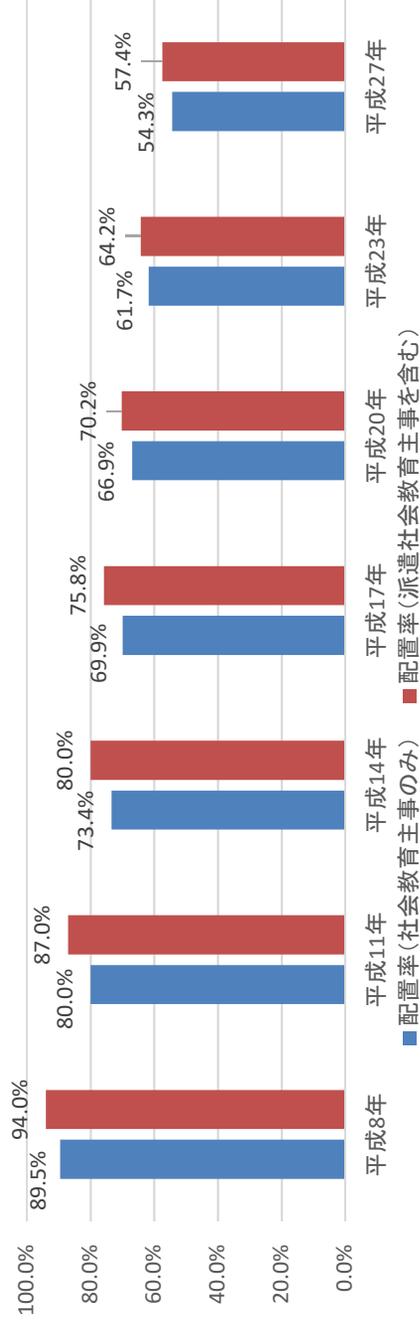
- ・各区中央市民センターと共催の体験型学習事業等様々な社会教育活動に嘱託社会教育主事が協力し、指導及び援助を行っている。



都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



〈1万人未満の町村を除く〉

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	〔選択 必修〕
社会教育課題研究	



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3 〔選択 必修〕
社会教育実習	
社会教育課題研究	

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項、第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、平成32年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

「社会教育士」について

1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができることとしている。

■社会教育主事講習等規程(抄)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2(略)

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条(略)

2(略)

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

3. 留意事項

- 講習と養成課程では、社会教育実習の有無など科目構成等が異なることから、称号について法制上は、「社会教育士(講習)」と「社会教育士(養成課程)」と区別して整理しているが、講習や養成課程の学習成果を生かし、社会の多様な分野における学習活動の支援に取り組むことが期待される点において両者は異なることはなく、履歴書や名刺には単に「社会教育士」と記載しても差し支えない。
- 社会教育士と称することができる者であることの確認は、「社会教育士(講習)」については、大学等が授与する講習の修了証書によって、「社会教育士(養成課程)」については、大学が発行する単位修得証明書によって行う。
- 社会教育士の称号付与については、大学等による授与等の行為はなく、講習又は養成課程を修了したという事実に対して社会教育主事講習等規程により認められるものである。

障害者の生涯を通じた 多様な学習活動の充実について

平成30年7月

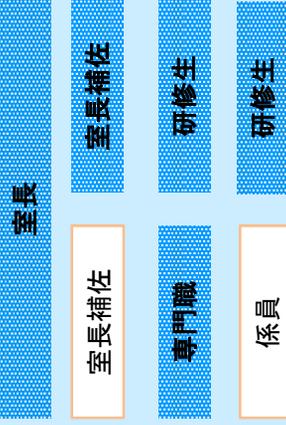
障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた動き

- 平成26年2月の「障害者の権利に関する条約」(障害者の生涯学習の確保が規定)の批准や、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、生涯学習、教育、スポーツ、文化の施策全体にわたり、障害者の生涯を通じた多様な学習活動を支援するため、省内に「特別支援総合プロジェクト特命チーム」を設置するとともに、平成29年度から生涯学習政策局に「障害者学習支援推進室」を新設。
- 「特別支援教育の生涯学習化に向けて」(平成29年4月7日付 文部科学大臣メッセージ)を発出するとともに、同日付で、地方公共団体等への協力依頼の通知を発出。

推進体制

(平成30年4月1日現在)

生涯学習政策局生涯学習推進課
障害者学習支援推進室



特別支援総合プロジェクト 特命チーム

- ・生涯学習政策局
生涯学習推進課長
生涯学習推進課 障害者学習支援推進室長
生涯学習推進課 課長補佐
社会教育官
- ・初等中等教育局
特別支援教育課長
特別支援教育企画官
特別支援教育課 専門官
- ・高等教育局
学生・留学生課 課長補佐
- ・スポーツ庁
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室長
健康スポーツ課 障害者スポーツ振興室 室長補佐
- ・文化庁
芸術文化課 課長補佐
- ・厚生労働省(オブザーバー)
社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐
職業安定局 雇用開発部障害者雇用対策課 課長補佐

～平成29年4月7日付文部科学大臣メッセージ ポイント～

- 障害のある方々が、夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要。その中でも、保護者の方々は、特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることにより大きな不安を持っていること。
- 今後は、障害のある方々が生涯を通じて教育、文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策と労働施策等を連動させながら支援していくことが重要。これを「特別支援教育の生涯学習化」と表現すること。
- 各地方公共団体においても、関係部局の連携の下、国と共に取り組んでいただきたいこと。

「特別支援教育の生涯学習化に向けて（大臣メッセージ）」等の発出

- 同日（平成29年4月7日）付で、地方公共団体等への通知を関係局長等※の連名にて発出。

※生涯学習政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、スポーツ庁次長、文化庁次長

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について」依頼事項のポイント

第1 障害者の多様な学習活動を総合的に支援する取組・体制の充実について

- 「障害者学習支援推進室」を生涯学習政策局に設置。
- 都道府県・市町村においても、広く生涯学習、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、福祉、保健、医療、労働等の各分野の関係機関が連携し、障害者の多様な学習活動の支援に関する取組の充実を図るとともに、取組の推進等を行う部署の明確化など、体制の整備・充実を依頼。

第2 障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰のための推薦について

- 障害者の生涯学習を支える活動を行う団体等を表彰予定。適切な候補の推薦を依頼。

第3 障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備について

- スポーツ事務の一元化を含め、障害者スポーツ振興を総合的に推進するための体制整備を依頼。

第4 「Specialプロジェクト2020」について

- 全国の特別支援学校においてスポーツ、文化、教育の祭典を開催するため、モデル事業を実施。都道府県の関係部署・団体等が連携した体制の構築を依頼。

第5 障害者による文化芸術活動の充実について

- 障害者の優れた文化芸術活動の取組の調査研究や、成果発表の公演などの支援を実施。
- 障害者の個性と能力の発揮、社会参加の促進、相互理解につながる文化芸術活動の充実を依頼。

第6 特別支援教育におけるスポーツ・文化芸術活動等の取組の充実

- 近日中に告示予定の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨を踏まえ、障害のある児童生徒のスポーツ・文化芸術活動等の充実を依頼。
- 多くの特別支援学校で行われている卒業生のフォローアップ等について、障害のある子供たちが円滑に次のステージに進めるよう取組の充実を依頼。

第7 小学校等における障害者に対する理解の推進

- 告示した幼稚園・小学校・中学校の学習指導要領等の趣旨を踏まえ、学校教育における障害者に対する理解に関する取組の充実を依頼。

第8 高等教育における障害のある学生支援に関する検討

- 大学等における障害のある学生の修学支援の在り方について、検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。これを広く周知し、共通理解と連携を深め、取組の充実に努めるよう依頼。

障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた当面の取組

平成30年度の取組

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する

有識者会議」における検討（平成30年3月～）

有識者会議において、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討。

文部科学大臣表彰の実施

障害者の生涯学習支援活動を行う個人、団体について、各都道府県等からの推薦・審査を踏まえ、対象者を決定（平成29年度は61件）。

スペシャルサポーター大使

著名な障害者や支援者を「スペシャルサポーター大使」に任命し、障害者の生涯学習の推進に関する広報等に協力いただくことで、機運を醸成。

各方面への周知・機運醸成

○各種会議における説明・依頼

都道府県・市町村等の関係者が参加する会議等において、大臣メッセージ等について説明、取組の充実や体制整備を依頼。

○公益社団法人日本青年会議所(JC)とのタイアップ

タイアップ宣言調印式(平成29年7月)を契機として、JCによる障害者支援のためのチャリティランを実施。JCと連携し、「みんなのNIPPON共生社会プロジェクト」を全国で展開。

障害者の多様な学習活動を

総合的に支援するための実践研究（平成30年度予算）

- (ア)学校から社会への移行期
 - (イ)生涯の各ライフステージ
- における効果的な学習に係る具体的な学習プログラムや実施体制等に関する実践研究を実施。

生涯学習を通じた共生社会

の実現に関する調査研究（平成30年度予算）

- ①当事者の実態把握、ニーズ調査。
- ②多様な主体による学習プログラム提供の実態把握。
- ③一般の学習活動に障害者が参加する際の阻害要因、促進要因の把握・分析。

人材育成のための研修会・フォーラムの開催

(平成30年度予算)

社会教育主事等を対象に、障害者の生涯学習を支援するための資質・能力を育成する研修会を実施。

また、「みんなで生きる」ための気づきを得られるような障害者参加型フォーラムを実施。

学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議の開催

○趣旨

平成26年の障害者権利条約の批准(障害者の生涯学習の確保が規定)や平成28年4月の障害者差別解消法の施行、平成29年4月の文部科学大臣メッセージ(特別支援教育の生涯学習化に向けて)を契機とする取組等も踏まえ、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発・伸長し、共生社会の実現に向けた取組を推進することが急務である。

今後、人生100年時代を迎え、超スマート社会(Society5.0)に向けた経済社会の変化が一層加速する中で、誰もが必要な時に学ぶことのできる環境を整備し、生涯学習社会を実現するとともに、共生社会の実現に寄与するため、学校卒業後の障害者の学びに係る現状と課題を分析し、その推進方策について検討を行う有識者会議を設置する。

○検討事項

- (1) 学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討
- (2) その他

○検討の主なスケジュール

平成30年2月設置～
平成30年夏目途 中間まとめ

平成31年前半 最終まとめ

○委員一覧

朝日 滋也
菅野 敦一
是松 昭一
田中 秀樹
田中 正博

田中 良三
津田 英二
戸田 達昭
松田 裕二
○松矢 勝宏

箕輪 優子
◎宮崎 英憲
山田 登志夫
綿貫 愛子

※◎座長、○副座長(五十音順、敬称略)

東京都立大塚ろう学校校長
東京学芸大学教授
国立市教育委員会教育長
社会福祉法人一麦会理事
2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク事務局長、全国手をつなぐ育成会連合会統括
愛知県立大学名誉教授

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
シナプテック株式会社代表取締役
千葉県教育庁生涯学習課主幹兼社会教育振興室長
東京学芸大学名誉教授、全日本特別支援教育研究連盟理事長
横河電機株式会社人財・総務本部室ダイバーシティ推進課
全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会常務理事
NPO法人東京都自閉症協会役員、NPO法人リトルプルフロフェッサーズ副代表

(オブザーバー)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
同 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

国立市における障害者の生涯学習活動に係る取組

※国立市HP 資料等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者への居場所づくりや社会参加の支援の取組が実施されてきたが、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無にかかわらず活動”を志向。
- 障害者青年学級等の活動を“障害者/健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”と捉え直すとともに、公民館を中核に据えてコーディネーターとしての役割を果たすことで、積極的に活動を推進。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 公民館を中心として、**教育から福祉・労働分野に至る市内関係部署や、若者サポートステーション・社会福祉法人などの関係団体と連携し**、「自立に課題を抱える若者支援」の取組を実施。
(例：新たに「中高生の学習支援」(地域未来塾)事業を開始、発達障害や外国にルーツのある中高生の支援も展開する、等 ※右下の活動写真参照)

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 公民館における「しようがいしや青年教室」や「青年講座」、市民グループ運営の喫茶「わいがや」といった**各プログラムが相互に連携して活動を展開**。
(例：「しようがいしや青年学級」の学級生が「わいがや」での喫茶実習に参加する、等)
- **コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成**
- 公民館の**職員にコーディネーターの役割を付与し、関係部署・団体等との連携を進めるとともに、市内関係部署とも協働して人材配置・活用を促進**。

実施体制



取組の成果

- “障害者/健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点”を発展させて、新たに「自立に課題を抱える若者」のニーズを顕在化することができた。また、こうしたニーズに対し、公民館による学習支援・中間的就労・コーディネーターが有効だと明らかになった。
- 公民館職員に付与したコーディネーターの役割について、特に若者の継続参加を支える「ユースワーク」と、関係機関・支援者等を繋ぐ「ネットワーク」の両面が重要であることを示すことができた。
- 公民館の機能を補完するために有効なネットワークの構築準備に着手できた。



都立あきるの学園(特別支援学校)における放課後子供教室に係る取組

※聞き取り等を元に文部科学省が作成

経緯・概要

- 都立あきるの野学園(特別支援学校)のPTA主催で始まった「あきるののクラブ」は、学校、地域、企業と連携し、「チームあきるの野」として、放課後子供教室の委託を受けて、学校内を主な活動場所として実施。また、様々な企業からCSR活動の一環としての協力を得て活動をしている。
- 特別支援学校に通う子供たちの余暇活動を充実させるとともに、地域における障害者の生涯学習の場を提供することを目的に実施(平均参加児童生徒数は、各回80名程度)。



工夫点・ポイント

【関係部署・機関・団体等との連携体制の構築】

- 「チームあきるの野」を中心として、**地域の団体や企業等と連携**し、各種の取組を実施。
- 障害の有無・種別や年齢や年齢を問わず、近隣学校の児童生徒の参加も受け入れるなど、**地域に対して開かれた活動を展開**。

【活動の企画・運営の効果的な実施プログラム】

- 地域の太鼓クラブが指導する太鼓教室や、企業がコーディネートし外国人従業員が講師として運営するプログラム「外国語で遊ぼう」など、**実施主体がそれぞれの強み・得意分野を活かしたプログラムを展開**。
- **コーディネーター・ボランティア等の人材配置・活用・育成**
学校・PTA関係者から地域の団体・企業に至るまで、**関係者が「チームあきるの野」として一堂に会**することで、**組織的に活動を展開**。
- 活動時に**「特別支援サポーター」を配置**することで、きめ細やかな配慮を実施。

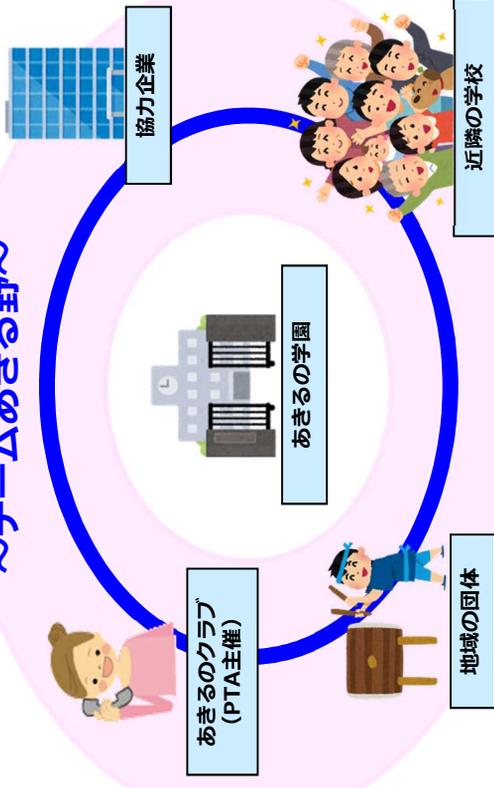
取組の成果

- 地域住民・企業の方などの協力を得ることで、多様なプログラムの実施が可能。
- 特別支援学校を会場にして「バリアフリー」を確保するとともに、参加者に条件を設けないことで、在校生のみならず、地域における障害者の生涯学習の「場」として機能。



実施体制

～チームあきるの野～



施策説明②

使用資料

※ 2. 地域学校協働活動は冊子により説明

〔平成30年7月23日

全国生涯学習市町村協議会 総会

第3期教育振興基本計画について

文部科学省



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

第3期教育振興基本計画(概要①) [平成30年6月15日閣議決定]

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「**教育立国**」の**実現に向け更なる取組**が必要

II 教育をめぐる現状と課題

1 これまでの取組の成果

- 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
- 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
- 学校施設の耐震化の進展 等

2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- (1) 社会状況の変化
 - 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差 等
- (2) 教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 教師の負担
 - 地域や家庭の状況変化
 - 高等教育の質保証等の課題
- (3) 教育をめぐる国際的な政策の動向
 - OECDによる教育政策レビュー 等

第3期教育振興基本計画(概要②) [平成30年6月15日閣議決定]

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性【続き】

Ⅲ 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す

《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

《教育政策の重点事項》

- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
- 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

Ⅳ 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するため必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

第3期教育振興基本計画(概要③) [平成30年6月15日閣議決定]

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性【続き】

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進

- ・ 教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要

企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施

評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
 [職員の育成、先進事例の共有]

- ・ 客観的な根拠に基づく政策立案(EBPM(Evidence-Based Policy Making))を推進する体制を
 文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革
 を推進

2. 教育投資の在り方 (第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・ 人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、**教育
 費負担を軽減**

- ・ 各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保

◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校 ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上 ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援 ◇大学施設の改修 など

- ・ OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措
 置し、真に必要な教育投資を確保

- ・ その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

第3期教育振興基本計画(概要④) [平成30年6月15日閣議決定]

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性【続き】

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・ 超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、**未来志向の研究開発**を不断に推進
- ・ 人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「**持続可能な社会教育システム**」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・ **次世代の教育の創造**に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群 を整理



第3期教育振興基本計画(概要⑤) [平成30年6月15日閣議決定]

【地方公共団体に期待されること】

- 国の定める計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する**基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされている**

(参考①)教育基本法・第17条第2項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(参考②)計画策定率：都道府県・指定都市・中核市は100%、市区町村は78.5%(1349/1718市区町村中)
(平成29年度末時点)

- 各地域の実情を踏まえ、**特色のある目標や施策を設定し、取組を進めていくことが重要**
- その際、国の設定する指標等も参酌しつつ、それぞれの実情に応じた**地域の発意による指標の設定や全国レベルの調査結果との比較による適切な指標の設定について検討するとともに、複数の指標及び他のデータとのクロス集計等による現状把握等により、PDCAサイクルを構築することが期待**

第3期教育振興基本計画(概要⑥) [平成30年6月15日閣議決定]

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群【続き】

基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
<p>1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する</p>	<p>(1) 確かな学力の育成 <主として初等中等教育段階> (2) 豊かな心の育成 <主として初等中等教育段階> (3) 健やかな体の育成 <主として初等中等教育段階> (4) 問題発見・解決能力の修得 <主として高等教育段階> (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成 <生涯の各段階> (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 <生涯の各段階></p>	<p>○知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持</p> <p>○自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善</p> <p>○いじめの認知数に占める、いじめの解消しているものの割合の改善 など</p>	<p>○新学習指導要領の着実な実施等</p> <p>○子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成</p> <p>○いじめ等への対応の徹底、人権教育 など</p>
<p>2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する</p>	<p>(7) グローバルに活躍する人材の育成 (8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成 (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成</p>	<p>○外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする</p> <p>○修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など</p>	<p>○日本人生徒・学生の海外留学支援</p> <p>○大学院教育改革の推進 など</p>

第3期教育振興基本計画(概要⑦) [平成30年6月15日閣議決定]

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群【続き】

基本的な方針	教育政策の目標	測定指標・参考指標(例)	施策群(例)
3 生涯学び、活躍できる環境を整える	(10) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進 (11) 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進 (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進 (13) 障害者の生涯学習の推進	○これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上 ○大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にするなど	○新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 ○社会人が働きながら学べる環境の整備など
4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する	(14) 家庭の経済状況や地理的条件への対応 (15) 多様なニーズに対応した教育機会の提供	○生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善など	○教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援など
5 教育政策推進のための基盤を整備する	(16) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等 (17) ICT利活用のための基盤の整備 (18) 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 (19) 児童生徒等の安全の確保 (20) 教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革 (21) 日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化	○小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮 ○学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備 ○緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減 ○私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了) ○学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善など	○教職員指導体制・指導環境の整備 ○学校のICT環境整備の促進 ○安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ○学校安全の推進など

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」概要 (H30.4.20閣議決定)

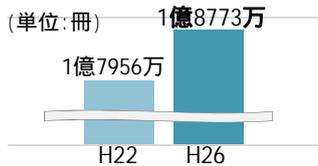
趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出冊数の増加>



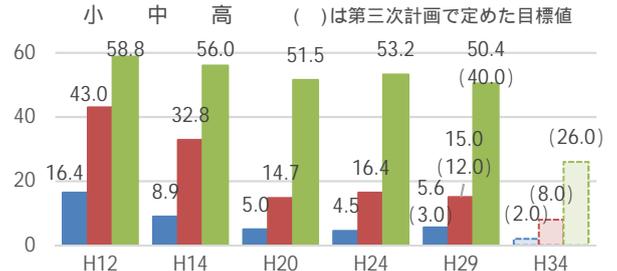
<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
 - いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない
- 不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)
専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂(平成29.30年公示)
総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

分析

中学生までの読書習慣の形成が不十分

高校生になり読書の関心度合いの低下

スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

読書習慣の形成に向けて、 発達段階ごとの効果的な取組を推進

- 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等
- 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等
- 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等
- 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等

友人同士で本を薦め合うなど、 読書への関心を高める取組を充実

- 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動

情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

- スマートフォンの利用と読書の関係等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

第三次基本計画で定めた目標
市：100% 町村：70%
平成28年度実績
市：88.6% 町村：63.6%

H29末目標
第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定 策定, 策定済 見直し, 地域での幅広い関係者との連携 等

都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から), 市町村への蔵書貸出, 計画未策定市町村への助言 等

国：情報環境と読書の関連調査・分析, 地方公共団体への財政措置, 国民の関心と理解の増進(子ども読書の日, 優良事例の表彰等) 等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

ポイント： 発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進

家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）

- ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
- ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、
絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

学習指導要領を踏まえた読書活動の 推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の
充実(学校図書館の計画的な利活用)
- ・障害のある子供の読書活動の促進

読書習慣の形成、読書の機会の確保

全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標
の設定、子供による図書紹介 等

学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%

図書館資料、施設等の整備・充実

移動図書館の活用、情報化の推進、児童室
等の整備、障害のある子供のための諸条件
の整備・充実 等

図書館における子供や保護者を対象とした 取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

司書・司書補の適切な配置・研修の充実

学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組

読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

民間団体の活動への支援

民間団体やボランティアの取組の周知
活動への助成(子どもゆめ基金)

普及啓発活動

「子ども読書の日」(4月23日)

「文字・活字文化の日」(10月27日)

優れた取組の奨励(地方自治体・学校・
図書館・民間団体・個人を表彰 等)

スポーツ審議会健康スポーツ部会

スポーツ実施率の飛躍的な向上に向けた方策の検討

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%程度（障害者は40%程度）」の達成！
＜第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日：文部科学省）における目標＞

※目標達成のためには、2,000万人以上が新たにスポーツに親しむことが必要。

スポーツ審議会総会
において、
健康スポーツ部会
を設置
(平成29年7月7日)

＜開催実績＞
第1回：平成29年9月20日
第2回：平成29年11月27日
第3回：平成30年2月27日
第4回：平成30年3月26日
第5回：平成30年5月11日
(パブコム：5月17日～31日)
第6回：平成30年6月25日

**スポーツ実施率向上のための
行動計画**

**広く国民全体に向けたスポーツ実施率向上の
ための新たなアプローチや、即効性のある取組**

今回策定する行動計画

【検討すべき対象】

- 子供・若者・・・生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められる
- ビジネスパーソン・・・特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）
- 高齢者・・・スポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される
- 女性・・・男性と比較してスポーツ実施率が低い
- 障害者・・・スポーツ実施率が極めて低く、未実施者の8割超が無関心層である

**新たな制度創設・制度改正も
視野に入れた中長期的な施策**

行動計画策定後1年を目的に
取りまとめ予定

スポーツ実施率向上のための具体的取組として、以下の3つの観点から取組むべき施策を取りまとめた。

- 〔1〕施策の対象：①全体、②子供・若者、③ビジネスパーソン、④高齢者、⑤女性、⑥障害者
- 〔2〕施策の段階：①スポーツをする気にさせる施策、②スポーツするために必要な施策、③スポーツを習慣化させるための施策
- 〔3〕施策に取り組むべき主体：①国、②地方自治体、③産業界、④スポーツ団体等、⑤医療福祉関係者、⑥学校等

【全体】

- ① スポーツそのものの捉え方について、既成の概念を広げて、生活に身近なものであるという意識改革を図る。
- ② スポーツ無関心層に対して、スポーツ以外の分野との連携による誘引策を実施する。
- ③ 広報においては、ターゲットを明確にし、共感できる情報発信を行うとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を間近に控えた機運の醸成とも連携しながら、普及啓発を実施する。
- ④ スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチング機能の整備や検索が可能なポータルサイトの開発等に取り組む。
- ⑤ 関係省庁との連携。スポーツと健康というテーマにおいて関係の深い厚生労働省とは両省の連絡会議を通じ、連携した取組を推進する。

【子供・若者】

- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められる
- ① 運動遊びを通じて、楽しみながら自然と身体活動が行える取組を推進する。
 - ② 親子で参加できるイベントの実施等に取り組む。
 - ③ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の更なる活性化を図る。
 - ④ 日本版NCAAの創設による大学スポーツの振興を通じて、スポーツを「する」人口の増加を図る。

【ビジネスパーソン】

- 特にスポーツ実施率が低い（20代～50代は全体平均を下回る）
- ① 気軽に取組むことができるウォーキングや階段昇降等のスポーツの実施を促進する。
 - ② 「FUN+WALK PROJECT」の更なる推進を図る。
 - ③ 「スポーツエールカンパニー」認定制度を推進する。
 - ④ 働き方改革や「プレミアムフライデー」といった取組とも連携して、従業員がスポーツに取り組みやすい環境を作る。

【高齢者】

- スポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される
- ① 無理なく実施できるレクリエーションプログラムの活用・普及を図る。
 - ② 普段、高齢者と接する機会の多い、かかりつけ医や保健師等との連携を図り、スポーツへの誘引を図る。
 - ③ 地方自治体における「地方スポーツ推進計画」の策定や関係部署間の連携、まちづくり計画との連携を促す。

【女性】

- 男性と比較して、スポーツ実施率が低い
- ① スポーツ実施の促進、スポーツをしない要因を考慮したアプローチを進める。
 - ② 無理なく体を動かせるプログラム開発や気軽にスポーツを実施できる環境整備を支援。
 - ③ 食べない・運動しないことによる痩せすぎ等も懸念されており、スポーツをすることの効果を打ち出しつつ、「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」を実施する。

【障害者】

- スポーツ実施率が極めて低く、未実施者の8割超が無関心層である
- ① 自分と同じ障害を持つ人がスポーツを始めたらきっかけなど、参考となるロールモデルを提示する。
 - ② 散歩、ウォーキングなど、気軽なものでスポーツであるとの意識の浸透を図る。
 - ③ 「Specialプロジェクト2020」の取組を推進する。
 - ④ 障害者以外に対しても障害者スポーツ種目の体験・理解の促進を図る。

○一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）という姿を目指す。○スポーツの実施により、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現する。

スポーツ実施率の向上

（成人の週1回以上のスポーツ実施率）

42.5% → 51.5% → 65%程度

＜平成28年度＞ ＜平成29年度＞

資料配付のみ

ネットには 危険もいっぱい

2018年版
警察庁
文部科学省

⚠ 他人事だと思ってない？

SNSを通じて犯罪被害に遭った子供が増えており、平成29年は過去最多です。
特に夏休みは、様々なトラブルに巻き込まれないよう、しっかりと考えて行動しましょう！

⚠ 平成29年に検挙した実際の事例 ⚠

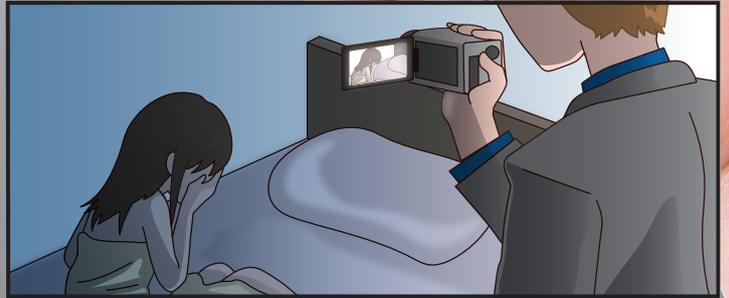
事例1 優しい人だと思って安心したら...



SNSで知り合って仲良くなった人に、悩みを相談したら「^{なぐさ}慰めてあげる」、「^{さそ}迎えに行つてあげるよ」などと誘い出されて、犯人に連れまわされる被害に遭ってしまった。

⚠ 誘拐や殺人事件などの重大な犯罪に巻き込まれてしまうケースもあります。

事例2 お金欲しさに軽い気持ちで...



お金が欲しくてSNSで知り合った人と会い、「俺の後ろにはヤクザがいる」などと脅されて性被害を受けてしまった。さらに、その様子を動画に撮られネットで流されてしまった。

⚠ 男子にも同様の被害に遭った子供もいます。

事例3 自画撮り画像を送信してしまい...



「タダでLINEスタンプをあげる」という人がいたのでもらったら、「^{はだか}裸の写真を送れ」と脅された。断ると犯人は同年代の女の子になりすまし、「私も断つたところ、ひどい目にあつた」などと言って不安にさせ裸の写真を送らされてしまった。

⚠ 100人以上の子供が裸の写真などを送らされてしまいました。

事例4 気がついたら自分が加害者に...



SNSで同級生から女子生徒の裸の動画が送信されてきたので、深く考えずにその動画をほかの同級生にSNSで送信してしまった。

⚠ 人からもらった裸の動画や画像を転送するだけでも犯罪になります。(※)

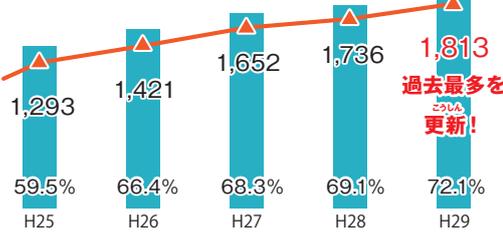
※児童買春・児童ポルノ禁止法違反(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

⚠ SNS犯罪被害が過去最多！

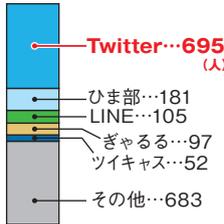
平成29年、SNSを通じて児童ポルノや児童買春などの犯罪被害に遭った子供は1,813人(前年比+77人)で、過去最多。被害は高校生が半分以上。

被害に遭った子供

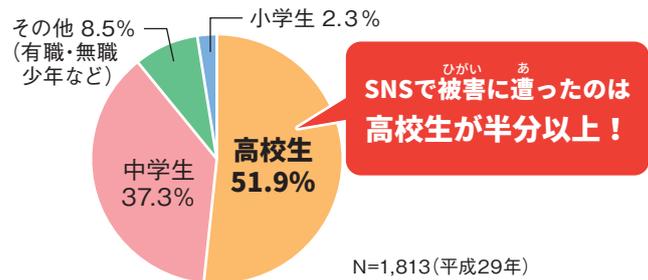
■ 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況
▲ 被害児童数



被害児童数が多いサイト



被害に遭った子供の内訳

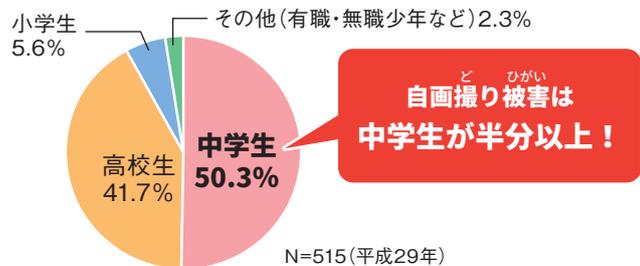


SNSで被害に遭ったのは高校生が半分以上！

⚠ 自撮り被害増加！

平成29年、児童ポルノの自撮り被害*の子供は515人(前年比+35人)と増加傾向。半分以上が中学生。

自撮り被害に遭った子供の内訳



自撮り被害は中学生が半分以上！

*「自撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして子供が自分の裸を撮影させられた上、SNSなどで送信させられる被害をいう。

⚠ フィルタリング状況

被害に遭った子供のうち、9割以上がフィルタリングを利用していなかった。

契約時は利用していたが被害当時は利用なし 114(7.4%)
利用あり 130(8.4%)



「被害当時は利用なし」も併せて9割以上に！

被害に遭わないためにできること(保護者の皆様へ)



必ずフィルタリングを！

平成29年6月、青少年インターネット環境整備法が改正され、新規契約時や機種・名義変更時に、販売店などに、青少年確認・フィルタリング説明などの義務が新設されました。しっかり説明を受けて、年齢や利用に応じたフィルタリングを設定しましょう。



家庭でのルール作りを！

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_use/leaflet.html

実際の手口を知りましょう！

警察庁では、ネットでの児童の犯罪被害等防止啓発動画を作成していますので、是非ご覧下さい。



スマートフォン、パソコンどちらでもご覧いただけます。

公益財団法人警察協会
インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発
<http://www.keisatukyoukai.or.jp/untitled29.html>

もしもこのようなトラブルや犯罪被害に遭ってしまったら



最寄りの警察本部の相談窓口につながります。*緊急の事件・事故の場合は「110」番へ

警察相談専用電話
☎ # 9110

性犯罪被害相談電話
☎ # 8103 (ハートさん)

電話の発信地域を管轄する警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。

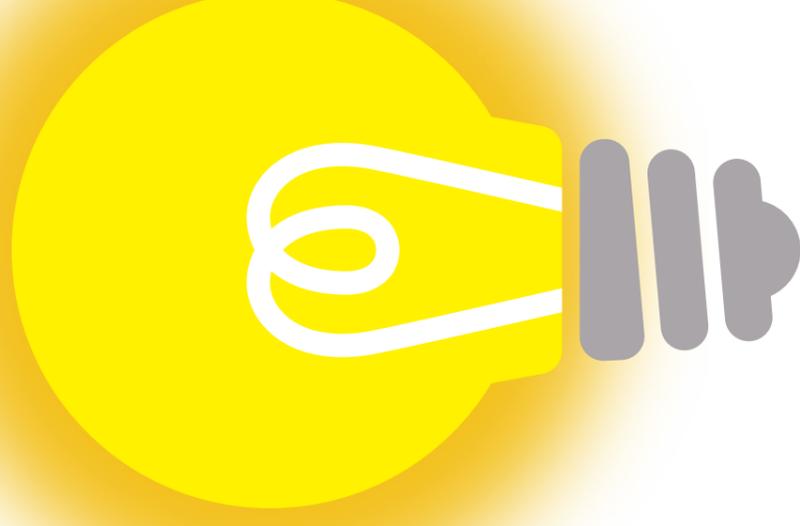
各都道府県警察では、いじめ、犯罪などの被害に苦しむお子さんや、ご家族のために少年相談窓口を開設しています。いつでも遠慮なくご相談下さい。

警察庁ホームページ
都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>



できる!

消費者教育のヒント&事例集



文部科学省 ◎消費者教育の推進について
http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouthisha/index.htm

消費者庁 ◎消費者教育ポータルサイト
<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

独立行政法人 国民生活センター
TEL 03-3443-6211 <http://www.kokusen.go.jp/>

監修 消費者教育推進委員会

- 上村 協子 東京家政学院大学現代生活学部 教授
奥 千加 埼玉県立本庄高等学校 教頭
元埼玉県教育局立学校部教育指導課 指導主事
◎ 柿野 成美 公益財団法人消費者教育支援センター 総括主任研究員
清國 祐二 香川大学生涯学習教育研究センター長
須黒真寿美 公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
◎ 西村 隆男 横浜国立大学教育人間科学部 教授
萩原なつ子 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授
水川 和彦 岐阜県教育委員会義務教育総括監

◎委員長/○啓発資料作成部会長 (敬称略 五十音順)



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省

編集・発行 | 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課 平成28年3月
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-5253-4111 (内線 3462)



わたしたちは、生まれたときから、生涯を通じて「消費者」です。

わたしたちは、誰もが消費者です。

一生涯、消費を通じて社会と関わっていきます。

わたしたちの消費は、個人の生活を豊かにするだけでなく、

社会の在り方をも変える大きな力を持っています。

わたしたちは、安心して豊かな消費生活を送るために、

合理的な意思決定ができる「自立した消費者」にとどまらず、

社会の一員として、**持続可能な社会のために、積極的に関与する**

「消費者」になることが今、求められています。



平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われることを目指しています。

消費者教育を通じて育むべき力

私たち消費者を取り巻く課題は多様化・複雑化・複雑化しています。「消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定）」では、これらの課題解決のため、消費者教育の対象領域を4つに分類し、それぞれ領域で育むべき力を示しています。

消費者を取り巻く課題

- ・ 環境・資源エネルギー問題
- ・ 食糧自給率と食品ロスの問題
- ・ 地域経済の衰退
- ・ 世界の貧困、児童労働

消費者白書DATA
日本における食品ロス
年間500～800万トン
(2011年度推計)

「消費者市民社会」の構築

- ・ 社会の一員として行動する力
- ・ 消費がもつ影響力の理解
- ・ 持続可能な消費の実践
- ・ 消費者の参画・協働

消費者教育を通じて育むべき力

生活の管理と契約

- ・ 契約トラブル（詐欺・悪質商法を含む）
- ・ 借金、多重債務
- ・ 家計の管理、生活設計
- ・ 消費者の権利と責任

消費者白書DATA
消費者被害・トラブル額
約6.7兆円(2014年推計)

商品等やサービスの安全

- ・ 商品の不具合による事故、健康被害
- ・ 誤った使い方による事故、健康被害
- ・ 食の安全に関わる問題
- ・ 悪質商法・詐欺

消費者白書DATA
消費者庁に通知された
消費者事故等1万2078件
(2014年度)

情報とメディア

- ・ インターネット取引に関するトラブル
- ・ 情報モラル・リテラシー
- ・ 情報セキュリティ

消費者白書DATA
インターネット取引は
8年間で約3倍に増加(2005年
3.5兆円→2013年11.2兆円)

消費者教育の指導者の役割

消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的な意思決定ができる消費者の育成にとどまらず、消費に関する行動を通じて、社会の一員として、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成を目指します。このため、消費者教育では知識の定着を図り、社会をたくましく生きていく実践的な能力を育んでいくことが重要です。

指導者の方々は以下に示す課題等を踏まえた上で、消費者教育を実践していただきたいと願っています。

消費者市民社会の構築

「消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）」において、消費者教育には「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。」と定義付けられ、その積極的な取組が求められています。

<先生方へ>

現行の学習指導要領においては、社会科、公民科、技術・家庭科、家庭科等において消費者教育の教育内容の充実を図っているところであり、着実に学習指導要領に基づき指導を行うことが重要です。その際、指導の一層の充実に向け、地域の専門家と連携するなどの工夫も考えられます。

また、上記以外の教科等の指導に当たっても、児童生徒の学びが実生活に生かせるものとなるよう、消費生活での実践的な力を育む観点から捉え直してみると効果的です。

<社会教育主事の方へ>

消費者教育は、生涯にわたって学習できる環境づくりが必要です。その場合、消費生活に関わる全てのことを対象とし、最新の情報を基に学習を進める必要があることから、消費生活センター、消費者団体、事業者等との連携が欠かせません。多様な関係者をつなぐためには、社会教育主事の方々が日頃の活動で形成したネットワークを活用し、コーディネートとしての役割を担うことが期待されます。

様々な課題を抱える地域において、新たに消費者教育を始めるのは容易ではありませんが、例えば、環境や食、まちづくりなど地域の既存の団体やグループと連携し、各団体の活動に「消費者」の視点をプラスすることで豊かな学びをつくり出すことができます。

コーディネータ(社会教育主事、消費生活相談員等)

学校

教育委員会
学校(教員)

地域

社会教育施設	消費生活センター
法曹関係者	消費者団体
NPO	大学
PTA	福祉関係者
	事業者(団体)
	教員OB
	民生委員

ヒント① これまでの授業や活動に「消費者」の視点をプラス

学校の授業や地域の活動を実生活の場面で捉え直すと、消費者としての実践的な力が育まれます。



ヒント② 学びを重ね、視野を広げる

発達段階に応じて学習を重ねることで、多面的な考え方ができるようになります。

「買い物」をテーマとした場合の消費者としての視野の広がり



ヒント③ 得意分野を生かし合う

学校、家庭、地域等の様々な場において、消費者教育に取り組むためには、関係者が得意な分野を生かし合い、相互に連携して取り組むと効果的です。

- ・消費生活センター、消費者団体、事業者等が作成した教材や出前講座の活用
- ・弁護士等の専門家による外部講師の活用
- ・公民館活動や学校支援地域本部、PTA活動等既存のネットワークや取組を活用

本冊子では、様々な実践事例を紹介しています

消費者教育の領域別に、「学校における授業」や「地域の課題解決に向けた消費者教育」の事例を紹介しています。

領域	学校における授業		地域の課題解決に向けた消費者教育
	消費者教育の中核的な教科における授業	「消費者」の視点を持った授業	
I 生活の管理と契約	身近な消費者問題を解決する手立てを探る【中学校・社会科】	リポルピング払いの仕組みを数学的に考察する【高等学校・数学科】	親子で金銭感覚を身に付ける(熊本県長洲町)
II 商品やサービスの安全	製品の事故に対し消費者の意見を発信する【中学校・技術・家庭科】	電気機器の安全マニュアルを作成する【中学校・技術・家庭科】	科学的に子供の事故を予防する(長崎県大村市、NPO法人Love&Safetyおおむら)
III 情報とメディア	情報ネットワークを活用した商品の購入について考える【小学校・社会科】	CM制作を通して思考力を養う【高等学校・情報科】	子供のインターネット利用を大人が支える(秋田県教育庁生涯学習課)
IV 消費者市民社会の構築	ESDの視点で食材の購入について考える【高等学校・家庭科】	身近な商品を通してグローバルな視点を育てる【中学校・外国語科】	「地域循環エネルギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す(石川県七尾市能登島公民館)

この領域別実践事例では、より身近な消費生活の場面から消費者教育を考えていただくため消費者教育の4領域の順番を入替えています。

連携・協働による実践事例
p.16~19

連携・協働による消費者教育の取組について、プロセスや活動内容、関係者の感想なども含め詳しく紹介しています。

専門家とのティーム・ティーチングで子供たちの意識が変わる
(岐阜市消費生活センター・岐阜市教育研究所)

ESDや消費者教育を地域みんなで実践する
(岡山市京山地区ESD推進協議会・岡山市立京山公民館)

既存の取組を生かした実践事例
p.20

地域における既存の取組を活用した消費者教育の事例を紹介しています。

銭函小学校父母と先生の会による金銭教育研修会の実施
(北海道小樽市立銭函小学校 父母と先生の会)

太田南小学校コラボ・スクールにおける伝統野菜の栽培
(秋田県大仙市立太田南小学校)

公民館がつなぐ地域協育ネットを生かした地元特産品づくり
(山口県長門市中央公民館)

生活の管理と契約

サービスに関する取引の増加、情報化やグローバル化の急速な進展、高齢化の一層の進行などの社会経済情勢の下で、そのトラブル内容は、ますます複雑で多様になっていきます。

- ・適切な情報収集と選択による将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営ができる力
- ・契約締結によって発生する権利や義務を明確に理解でき、違法・不正な取引や勧誘に気づき、トラブルの回避や事業者等に対して補償、改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

消費者を取り巻く課題

本領域で育むべき力

契約書



消費者教育の中核的な教科における授業

身近な消費者問題を解決する手立てを探る

■授業内容

消費者保護の仕組みと薬害の概要を知り、社会の一員としてどうすればよいかを小集団で追究し、発表する。さらに自分の関心に基づき消費者問題について調べ、発表する。

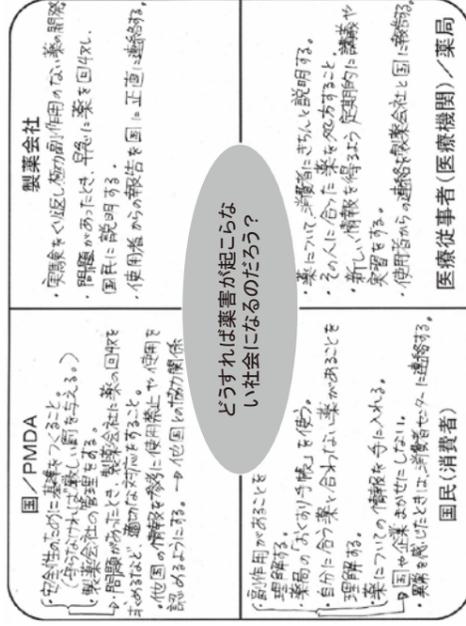
単元名	よりよい消費生活を目指して
第1次	①クイズを通してクーリング・オフについて学ぶ。 ②消費者保護の仕組みについて知る。
第2次	①薬害の概要、薬害が起こる背景を知る。 ②「どうすれば薬害が起こらない社会になるか」を考え、発表する。
第3次	①自分の関心に基づいて消費者問題を調べる ②発表し合う
第1次	・国民生活センターホームページ「クーリング・オフできるのはどんな時？」
第2次	・厚生労働省発行の副教材「薬害を学ぼう」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/

中学校 3年生 社会科

身近な消費者問題を解決する手立てを探る

■指導上の工夫

- 個人から社会へ、視野の広がりを持たせる。
- 「小集団で考えさせる際、国、消費者、企業、事業者それぞれの役割をワークシートを使って検討させる。
- 他の単元や他教科との関連を図る。
- 課題追究学習の事例として消費者問題を取り上げ、消費者教育にかける時間を確保している。



ワークシート

「消費者」の視点を持った授業

リボルビング払いの仕組みを数学的に考察する

■授業内容

数列や漸化式の学習においてリボルビング払いの支払回数や総額を計算し、さらにリボルビング払いの長所・短所について考察する。

授業内容	リボ払いの仕組みを数列や漸化式を用いて考察、何回で支払が終わるか、総額はいくらになるかを考える。
第1次	利用額や月々の支払額を変更し、リボ払いの長所・短所について考察する。
第2次	

教材

30万円の買い物をして、月々の支払い時に、残金に対しておおよそ1.25%の手数料(利息)がかかるリボルビング払いにしたとする。例えば、この場合の1回目の手数料は、残高が30万円なので、 $30万 \times 0.0125 = 3750$ (円)である。

月々の支払いで、手数料を合わせて5千円を返済していく方式(元利定額方式)の場合、何回で完済できるだろうか。

n+1回目の支払後の残高
 $(n+1)$ 回目の支払後の残高 $= 1.0125 \times (n)$ 回の支払後の残高 5000

漸化式
 n 回目の支払後の残高を a_n として漸化式を用いて表すと
 $a_{n+1} = 1.0125a_n - 5000 \quad a_1 = 298750$

消費者教育のヒント

- 実際に支払い回数を計算することでリボルビング払いの危険性を理解する。

🔄 アレンジ

- 高等学校家庭科で多重債務を扱うので相互に連携すると効果的である。
- 小学校算数科や中学校数学科でも買い物の場面を取り上げることによって消費者の視点をもった授業になる。

地域の課題解決に向けた消費者教育

親子で金銭感覚を身に付ける

地域課題 日頃の相談対応から見えてきた消費者教育の必要性

■実践内容

長洲町消費者行政推進委員会を設置(長洲町総務課)町の消費者行政の機能を補完する

取組のきっかけ

日頃の相談対応から、幼少期からの金銭教育の必要性を実感。地域のNPOとの連携で家計管理セミナーを企画。PTAの学校行事の一環でセミナーの出前講座を実施。

家計管理セミナーの実施

- 「子どものためのお金の教室」**
- ・対象:小学校高学年
 - ・テーマ:「お金のやりくり」「欲しいと必要」について考える
 - ・「人生いろいろやりくりゲーム」を実施、お金のやりくりの疑似体験を行う
- 「親子のためのお金の教室」**
- ・対象:小・中学生の保護者
 - ・テーマ:携帯電話を通して考えるお金の付き合い方
 - ・子供の携帯電話での消費者トラブルを基に、青少年を取り巻く社会環境について理解するとともに、携帯電話と子供の関係やお金の使い方について情報や意見の交換をする

💡 消費者教育のヒント

- 親子でお金の使い方について学ぶ。
- ゲームを通じて楽しみながら疑似的に学ぶ。

🔗 連携のポイント

セミナーを企画する際に、町の担当者、NPO、PTA役員、保護者が企画会議に参加している。

🔄 アレンジ

子供会、放課後子供教室、家庭教育学級などでも実施可能



「人生いろいろやりくりゲーム」の教材

商品やサービスの安全

消費者を
取り巻く課題
本領域で
育むべき力

- 日常生活において、家電製品からの発火による火災や、食中毒、アレルギー事故など、生命・身体に関わる重大事故が発生しています。
- 商品等やサービスの情報収集に努め、内在する危険を予見し、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力
 - 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動がとれる力

中学校 技術・家庭科(技術分野)

電気機器の安全マニュアルを作成する

授業内容

電気機器の取扱説明書から安全な使い方や注意事項を知り、前時に作った手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成する。

授業の流れ(1時間)	
「取扱説明書」を調査 電気機器の取扱説明書を持参し、安全に関する注意事項や保守点検に関わる内容をグループでまとめ。	
調査内容の発表および共有化 調査内容をまとめ、マニュアルとして一般化する。	
安全マニュアルの作成 前時に製作した手回し発電機付きラジオの安全マニュアルを作成し、安全な使い方について考え、発表する。	



安全に関する表示の意味を理解させる



消費者教育のヒント

- 製作にとどまらず事業者の立場で「安全マニュアル」を作成。
- マニュアルの作成を通して安全に関する表示の意味を知り、消費者の立場で正しい使い方や保守点検の重要性を理解する。

アレンジ

「エネルギー変換に関する技術」からエネルギー資源や環境問題について考える。

消費者教育の中核的な教科における授業

製品の事故に対し消費者の意見を発信する

授業内容

事故を起こした製品について企業へのクレームを考え、ロールプレイングを通して消費者として意見を発信することを体験する。

題材名	自立した消費者になろう 前時に「消費者の権利と責任」について学んだことを確認する。 「消費者の権利と責任」について、パソコンの充電器の事故を例に具体的に考える。
授業の流れ(1時間)	お店(企業)に伝えることや、手元に用意すべきものを考える。 お店と消費者の立場からセリフを考え、ペアでロールプレイングを行い、発表する。
	ロールプレイングを通して、消費者の「意見が反映される権利」や「主張し行動する責任」について確認する。 ロールプレイングで経験したようなことが社会を変え、社会にもつながることを伝える。
教材	ロールプレイング台本

地域の課題解決に向けた消費者教育

科学的に子供の事故を予防する

地域課題 子供の自転車事故の予防

実践内容

現状把握・科学的検証	大村市の医療機関で収集した子供の事故データを科学的に分析 また、小・中・高等学校でのアンケート調査による現状把握
情報発信・共有	救急搬送された子供の重症例に関わる製品で、一番多かったのは自転車だった。自転車事故予防は、大村市が取り組む優先課題であると決定。この情報を行政やNPOが発信。
課題の共有・行動	手の大きさどブレキの幅が合っていないと事故につながる事を小学校での実験を通し、科学的に実証し、教育コンテンツを作成した。これを用い、自転車の点検の重要性、ヘルメット着用、マナーの励行などを広く伝えた。その他にも、課題が見つかったら、学校や保護者、行政、警察などのそれぞれの立場から解決策を見つけ、実施する。

長崎県 大村市、NPO法人 Love & Safety おおむら

消費者教育のヒント

● 自転車事故の現状を科学的に分析し、具体策を提案している。

連携のポイント

- 大村市とNPOを中心に、各機関(図)との連携体制を構築している。
- データを公表することで課題を共有し、連携する目的の具体化を図る。

アレンジ

- 子供でも、自転車事故の加害者になり得ることを伝え、損害保険について学ぶことで、子供自身の予防に対する意識を高める。



Love & Safety おおむらの体制図

指導上の工夫

- ロールプレイングを通して考えたことを意見交流し、消費者としての適切な行動について考えさせる。

消費者の権利と責任

- 【権利】
1. 安全が確保される権利
 2. 選択する権利
 3. 知らされる権利
 4. 意見が反映される権利
 5. 消費者教育を受けられる権利
 6. 被害の救済を受けられる権利
 7. 基本的な需要が満たされる権利
 8. 健全な環境が確保される権利

- 【責任】
1. 批判的意識を持つ責任
 2. 主張し行動する責任
 3. 社会的弱者への配慮責任
 4. 環境への配慮責任
 5. 連帯する責任



情報とメディア

消費者を
取り巻く課題

本領域で
育むべき力

高度情報通信社会の進展により、アダルト情報サイト、インターネット通販、オンラインゲーム、SNS、ワンクリック請求などによる消費者被害やトラブルが増加しています。

- ・高度情報化社会における情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・発信により消費生活の向上に役立てる力
- ・情報、メディアを批判的に吟味して適切な行動をすとともに個人情報管理や知的財産保護等、様々な情報を読み解く力を身に付け、活用できる力

「消費者」の視点を持った授業

CM制作を通して思考力を養う

■授業内容

発信者側の視点で情報を多角的・多面的に読み、CM制作を通して相手に正しく伝える技術を身に付ける。

授業の流れ(1時間)	<p>CMの意図を考える CMを鑑賞し、制作者の意図は何かを考えてワークシートに記入する。情報の選択の仕方得意図的に情報を作り出せることを確認する。</p> <p>CMの制作 動画編集ソフトを活用して写真とコメントと曲を組み合わせたCMを制作する。CMから受けた印象をワークシートに記入し、相手に伝える。</p>
------------	--

●消費者教育のヒント

- 自ら事業者の視点に立って広告を作ることに終わらず消費者の視点から振り返りを行うことで、CMの裏側にある意図を知り、思考力を養うことができる。
- 著作権や情報発信者の責任、表示義務について学ぶ。



- CM制作を宣伝文作り、パッケージ作りなどに変えることで、小・中学校の国語科や図画工作科、美術科でも実践できる。



消費者教育の中核的な教科における授業

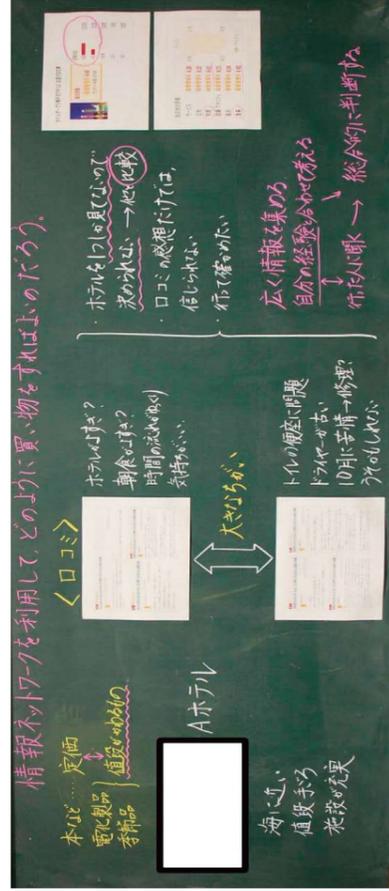
情報ネットワークを活用した商品の購入について考える

■授業内容

インターネットのホテル予約サイト、お客様の声などから情報の判断の仕方について話し合う。

単元名	情報を生かすわたしたち
授業の流れ(1時間)	<p>商品には定価のあるもの(本など)と、値段が変動するものがあることを話し合う。</p> <p>インターネットのホテル予約サイトを実際に見て、インターネットで簡単に予約できることを知る。</p> <p>「お客様の声」の最高評価と最低評価の内容を確認する。</p> <p>消費者としてどのように情報を集め、合理的判断を下せばよいかを話し合う。</p>
教材	テレビやインターネットなどのメディアの情報

情報を活用する際の留意点に関する学習



地域の課題解決に向けた消費者教育

子供のインターネット利用を大人が支える

■実践内容

実施体制	<p>【実施主体】・秋田県教育庁生涯学習課</p> <p>【協働】・子どもたちのインターネット利用について考える研究会、秋田県PTA連合会、各市町村教育委員会、民間企業</p>
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・子供のインターネット利用の問題を家庭教育の課題の一つと捉える ・保護者や地域の大人が関心を持ち続けられるための継続的な教育啓発
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「ネットに少し詳しい」地域サポーターの養成 ネット利用の正しい知識を広め、相談に応じる人材を増やす ・学校やPTA等の要請に応じた出前講座の実施 子供を取り巻くネット環境の変化、健全利用のためのポイント等について講話 ・新聞社との協働による啓発 親子で学べるネット利用啓発記事「うまホと学ぼう! ネット利用」を連載、掲載記事は県公式HPでも公開(「うまホと学ぼう!」で検索)



インターネットセーフティPRキャラクター「うまホ」
平成26年、全国の小・中学生454点の応募の中から、秋田市立山王中学校の柴田陶子さんの原案が採用され誕生しました。
「うまくスマホ等を使ってほしい」という願いが込められています。



- 子供のインターネット利用の問題を学校・家庭・地域全体の課題として設定している。
 - 親が子供のインターネット利用について正しく理解する。
- 連携のポイント**
- 保護者の関心や意欲に応じた複数の取組を推進する。
 - 民間やPTA等との協働により、それぞれの強みを生かして得意分野を役割分担している。



- 被害防止といった観点のみではなく、防災や高齢者の見守りなどの地域課題の解決にメディアを活用することで、メディアの持つ長所・短所を理解できる。



「消費者市民社会」の構築

地球環境、エネルギー・資源問題を含めて、消費をめぐる社会問題が山積している中で、消費者が、単なる商品やサービスの受け手としてではなく、消費を個人の欲求を満たすものとのみ捉えず、社会、経済、環境等に消費が与える影響を考慮した選択や行動によって公正で持続可能な発展に貢献することが強く求められています。

- ・ 環境、経済、社会、文化などの幅広い分野において、自らの消費が他者に影響を及ぼし得るものであることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ・ 持続可能な社会の必要性に気付き、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力
- ・ 消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力

消費者教育の中核的な教科における授業

ESDの視点で食材の購入について考える

単元名	持続可能な社会を目指したライフスタイルの工夫
第1次	日本の食生活と環境問題等の関連性について考える ・ 日本では食料の多くを輸入に頼っていることから、食料輸送による環境負荷などと関連があることを理解する。 ・ 自分たちにできることを考える。
第2次	① 買い物ゲームを行う。 ② 消費の背景等（生産地や価格等）について理解する。 ③ 環境保全・社会貢献につながる商品を知り、持続可能な食材の購入の在り方を考える。 ④ ポケットカードを作成する。 ⑤ 地球サミットで行われたスピーチを視聴して、ライフスタイルを変革することの必要性について考える。

生徒が作成した
ポケットカードの例

サステイナブルな食材の選び方

- ① 無駄なく計画的に食材を購入しよう。
- ② 旬の食材を選ぼう。
- ③ できるだけ近くで採れた食材を選ぼう。(地域産品)
- ④ 農薬や化学肥料を控えた野菜や果物を選ぼう。
- ⑤ 包装の無い、少ない食材を選ぼう。(リサイクル、動物性食品)
- ⑥ 再利用できる容器に入った食材を選ぼう。
- ⑦ 環境や生物多様性を損なわない食材を選ぼう。
- ⑧ 作る人の健康を損なわず、公平な分配がされる食材を選ぼう。(フェアトレード食品)
- ⑨ 環境対策に積極的なお店で買おう。
- ⑩ 環境に配慮した生産者や企業が生産する食材を選ぼう。

「消費者」の視点を持った授業

身近な商品を通してグローバルな視点を育てる

■授業内容

実物の商品を見ることが、教科書を読むことで、フェアトレードについて知り、社会の一員として何ができるかを考え、話し合う。

授業の流れ (1時間)	<p>実物を見て、世界を身近に感じる フェアトレード商品のチョコレートと、そうでないチョコレートの実物を見る。</p> <p>世界観を広げる 教科書の英文を読み、ガーナの子供たちの生活の実情やフェアトレードについて知る。</p> <p>協働で英語を学ぶ 社会の一員として何ができるかを考え、英語で話し合う。</p>
-------------	--

中学校 3年生 外国語科

●消費者教育のヒント

- 英文の読解で終わらず、それを題材に自分の問題として考える。
- 商品の実物を見せることで、遠い国のことではなく身近な問題であることに気付く。

●アレンジ

- 教科の学習から、文化祭などで調べたことを発表したり、販売することなどで広がりが持てる。

- フェアトレードは中学校の社会科(地理的分野)や技術・家庭科(家庭分野)の学習でも関連する題材のため、各教科で学習内容を確認すると効果的である。



地域の課題解決に向けた消費者教育

「地域循環エネルギー学習」で持続可能な地域づくりを目指す

地域課題 里山の荒廃、子供たちの愛郷心を育む地域学習

活動内容	<p>地域課題の認識・現状把握 地域課題の設定、地域資源の確認を目的とした講演会で得られたこと 里山の整備のために切り捨てられていた間伐材を薪(地域循環エネルギー)として利用することに着目</p> <p>先進地視察 エネルギーの地産地消について学びを深める</p> <p>学びの場・連携の場の創造 ファシリテータを交えたワークショップで参加者の次のアクションを引き出し、連携のための対話を促す</p> <p>子供たちへの学習機会への提供 山の環境を守るために自分達ができることについて地域の大人と一緒に学ぶ/薪割り体験、薪ストーブ体験</p> <p>今後の活動 薪利用と結びつけた体験プログラムの開発</p>
------	---

●消費者教育のヒント

- 地域課題を発見し、その解決のために間伐材を薪として利用し、エネルギーの地産地消へとつなげている。
- 1回の学びにとどまらず、学びを重ね社会を変革する力になっている。
- **連携のポイント**
● 多様な人たちとの対話の場に工夫がある。
● 新たに始めるのではなく、今あるものを繋ぎ・補い合う。
- **アレンジ**
● 里山・里海の保全に課題を抱える地域との情報交換と連携



薪割り体験

連携・協働による実践事例 ① 門家とのTTで子供たちの意識が変わる 学校と消費生活センターとの連携による授業実践

岐阜市では平成21年度から、中学校の技術・家庭科(家庭分野)の授業に、消費生活センターの相談員が参加し、商品選択、悪質商法、消費者の権利と責任、ライフ&マネープラン等の消費者教育を連携・協働で行っています。「消費者の権利と責任」の授業を例に、実践内容を紹介します。

活動主体：岐阜市消費生活センター+岐阜市教育研究所

- 岐阜市消費生活センター 消費生活係長 泉谷 徹 氏
- 岐阜市消費生活センター 消費生活相談員 花井 泰子 氏
- 岐阜市教育研究所 阿部 和子 氏



授業の内容

家庭分野「身近な消費生活と環境(全6時間)」の6時間目、教室の後ろには保護者も参加しています。この授業は家庭科教師と消費生活相談員のTT(ティーム・ティーチング)です。まず教師が問いかけます。題材は、「安く買って買った折り畳み自転車を購入し、しばらくしたら保証期間中にサドル下の部分が悪れた。どう対処するか。」

生徒たちは、恥ずかしいから黙っておくとか、買い直す、新品に交換してもらおう等、初めに自分たちの考えを話し合います。保護者からは、安全や原因究明、保証期間や修理という考えが出てきて、大人ですてごいなと、授業も盛り上がります。しかし、教師は更に問いかけます。本当の解決とは何だろうか。ここで消費生活センターの花井さんが登壇し、更に問いかけを深めていきます。自分だけでなく、周囲の人、さらに未来の自分を取り巻く人々や、社会経済や地球環境にまで思いを馳せ、持続可能な社会のための利益を考えたならば、どうすべきか。消費者市民社会という概念への大きな転換点です。

故障等のトラブルを事業者や消費生活センターに伝える行為は、今後の事故を防ぐために果たすべき消費者の責任では

消費者の声の商品に反映された例



「布のタグが別にあたるのが気になる」という声を反映して細口キャップを付けたマヨネーズ



ないかと問いかけられるのです。一方で「クレーム」のような否定的な言葉もあるなか、消費者の声から生まれた商品や、それをセールスポイントにする商品まであることを実際に見せると、生徒たちは自分の消費行動が社会を変えられることに気付きます。自転車には安全という目に見えない商品の選択基準があり、消費者には「安全である権利」も「情報が与えられる権利」もあることを実感します。その権利を守るためにも、消費者として5つの責任を果たす必要があると、世の中を変える力になっていくのではないかと、花井さんは問いかけていくのです。

生徒の感想は、「私は最初、同じ物の新品を無料で交換すればお得だと思っていました。でも、メーカーに相談することで、自分だけでなく他の人もよりよい商品を使えるということを知りました。もし被害にあっても、今日の授業を知らなかったらショックだったと思うけど、もう大丈夫だと思った。」等々。

保護者の感想は、「普段の生活の中で親子の会話として取り入れられる事柄だと思いました。自分自身も消費者教育に対する関心を高めることができました」等々。

取組の背景

岐阜市の連携事業は平成21年、ある中学校の家庭科教師が「生徒に身近で楽しい消費生活の授業をしたい」と思い消費生活センターに相談に訪れたことから始まりました。その頃、消費生活センターの花井さんは、携帯電話の普及で中高生がワンクリック詐欺に遭う相談を受け、学校教育で何とかできないかと考えていたところでした。そこで、半年かけて協働で題材を練り、研究授業を行いました。

その研究授業を見て影響を受けたのが、当時学校で家庭分野を教えていた岐阜市教育研究所の阿部さん。座学中心で平板になりがちな消費生活の授業を、最新の情報を使って、中学生の身近な事例として扱う手法に感銘し、自分もやりたいと続きます。そして経験を積む中で、生徒たちは相談員が専門家としてのバックボーンを持った上で自分の言葉で話をしていくことで、他人事ではなく、自分のこととして話を聞くことができることを実感します。

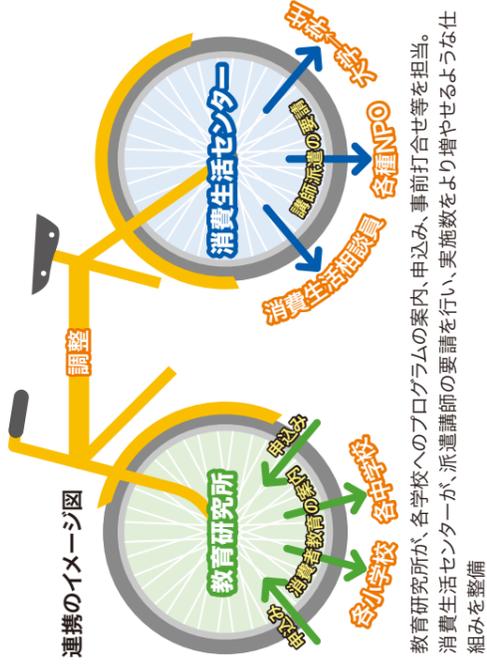
阿部さんは言います。「商品選択の基準は、その家庭の価値観やライフプラン、その時の経済状況によって、同じ人でも変わることがあるから、これが正解ですとは教えられません。私たちにできるのは、商品選択をするための手順や考え方を直すこと、つまり“視点”を増やすことだと思っんです。そのときに、「安い」以外の視点、「安全」「安心」「フェアトレード」「環境」「持続可能な社会」等を具体的に描きだしてくれる存在として、消費生活の専門家の力は大きいと言えます。」

取組を見守ってきた泉谷さんは、「こうした経験は、子供たちが社会を生き抜いていく力になる、単発で終わらせてはもったいない」と事業化を決意します。担当者が変わっても組織対応が継続できるように、授業を学習指導案に起こしてホームページに掲載し、教育研究所との連携事業がスタートしました。

連携・協働の仕組み

今、岐阜市消費生活センターでは、「自転車の両輪」に例えた協働の仕組みづくりを進めています。教育研究所が各学校との連絡を行い、消費生活センターが外部講師の派遣要請を担当して、両者が調整を図る仕組みです。

一方、ホームページに掲載している学習指導案によるプログラムについては、消費生活センターが家庭分野の先生に個別に実施予定を問い合わせ、その後、指導案に沿って内容を打ち合わせて実施する形をとって進めています。



連携時の留意点

＜教師からは…＞

外部の講師に、生徒の状況を予め詳しく伝えます。これまで行った授業内容と今後の予定、今回依頼する授業の目標などを事前に共有します。携帯電話所持率などの状況も、事前準備に役立つ情報です。

＜消費生活センターサイドは…＞

外部講師として授業に入る場合は、出前講座のような一方的に話す場合と違って、自分が喋りすぎないようにします。生徒が自分で気付けるような話し方、導き方を学校の先生に教えて頂くこともあります。教科書には載っていない地域の情報や最新の事例を紹介することも大切です。

今後の課題

泉谷さんは、「消費者教育は自分や自分の身の周りだけの狭い範囲での取組では解決しない問題になっている」と言います。悪質商法を例にしても、全国的な問題であり、その解決方法も個別の事例に対する対処法ではなく、「消費者市民社会の一員として社会を生きる力」を根本的に身に付けて、将来的に起こってくるであろう様々な別の問題にも対処できるように備える必要があるのではないかと。

そのためには行政と学校教育が連携・協働して、消費者市民社会の構築へ向けた地道な取組を続けていく必要があります。担当者が代わっても継続していただける体制づくりとその担い手づくり、どちらが欠けてもうまくいきません。これまでのノウハウを集約し、担い手を増やしていくことが今後の課題です。

SDや消費者教育を地域みんなんで実践する 公民館とESD推進協議会との協働による地域総動型の消費者教育

岡山市北区京山地区では、平成15年から「ESD」=持続可能な開発のための教育」に取り組んでいます。平成18年には公民館を拠点とした京山地区ESD推進協議会を設立し、様々な団体と協働関係を強めていきました。それぞれの団体で行っていた活動が京山地区ESD推進協議会と協働することで大きく進展しています。

¹⁾ Education for Sustainable Development

活動主体：岡山市京山地区ESD推進協議会+岡山市立京山公民館

岡山市京山地区ESD推進協議会会長 池田 満之 氏

岡山市立京山公民館 主任(社会教育主事) 田中 純子 氏

お話を聞いた方

京山地区ESD推進協議会とは

「京山地区ESD推進協議会」は、京山公民館に拠点を置き、「(E)えーものを(S)子孫の(D)代まで」を合言葉に、持続可能な地域づくり・人づくりを目的に活動するための組織です。

「一人の百歩より百人の一步」を信条に社会変革を願って活動を始めた会長の池田さん。取材では開口一番、「消費者教育もESDも目指すところは同じで、学んで終わりでなく、周りを変えていくことですからね」とおっしゃって、マイバッグ運動を例に活動の一端を紹介してくれました。

活動の広がり～マイバッグ運動の例～

マイバッグ運動は、初めは岡山市生活学校連絡協議会が単独で、街頭で呼びかけ運動を行ったり、講座を開いたりしていましたが、同じ年代の婦人層にしか広がっていかず、悩んでいました。

ところが、京山地区ESD推進協議会の集まりで「マイバッグ運動が上手く広がらない」という課題が共有されると、公民館を拠点に活動する様々なグループや小・中学校の先生並びに



マイバッグコンテストの様子



児童・生徒、町内会長、NPOなどを通して、市民一人一人に自分の問題として受け取られていきました。

問題解決にまず名乗りを上げたのは中学生でした。 マイバッグを自分自身が持ってそれで終わりにせず、周りに、もっと楽しく広げられないだろうか…と思いついたのが、マイバッグコンテスト。多くの人が参加して、色んな学校で、マイバッグコンテストが開催できたら…。

このアイデアが、協議会と連携する各学校や団体に持ち帰られ、小学校では「総合的な学習の時間」を使って親子で取り組みました。そして、「マイバッグのデザイン選考、素材選び、制作、完成品の品評会、展示会」を行う活動へと展開していき

ました。一つの団体の活動が京山地区ESD推進協議会と協働し、地域総動型の消費者教育を展開していった実践例です。

連携・協働の仕組みができるまで

始まりは、岡山ユネスコ協会が京山公民館と連携して、地域の小・中学校と大学、地域コミュニティ、企業・市民団体を巻き込んで、子供の視点で地域の環境を“てんげん”する“活動”を行ったことです。子供から高齢者まで、色々な年代、色々な立場の人が一緒に地域の環境活動をするのがいかに大事かを実感し、そこから連携が強まっていきました。**特に、公民館と企業も市民団体も、誰もが参加できました。**この良い流れを地域全体が連携・協働する仕組みとして確立させていくために、母体となる「京山地区ESD推進協議会」を創設し、公民館を拠点に発展、進化を続けています。

連携・協働の継続のために

京山公民館の田中さんも池田さんと口を揃えます。「**公民館は学ぶ・育てる・繋ぐ場ですから、ESDと目的が同じだったんです**」。現在では岡山市域全体にESDの推進が広がり、全市で連携・協働も進んでいます。一方で、各学校や団体の長の交代、公民館職員の変動などによって、活動の内容レベルを維持することが難しいという新たな課題も見え始めました。

その解決のため、「地域に特有の課題から導き出した行動目標」を設定したり、「行動目標をどのくらい実行できたかを5段階で評価する総括シート」を作成したりして、**活動の「見える化」**に力を入れています。共通の目標、共通認識を持たないとバラバラになってしまうからです。

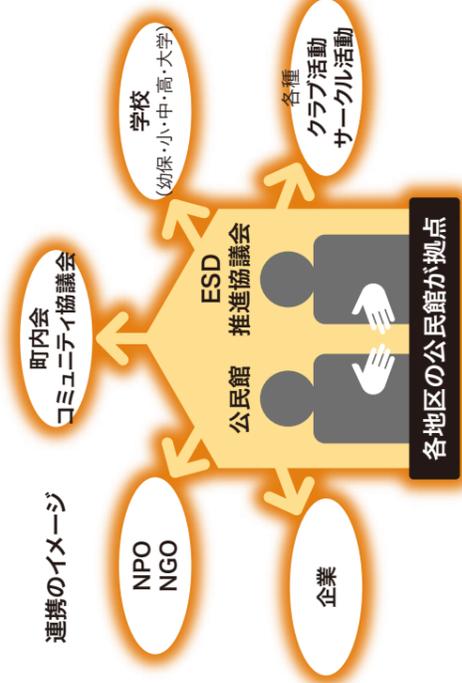
消費者教育の今後の展開

最近、特殊詐欺^{*2}の被害が岡山でも多発しており、近隣地域でも被害に遭ったという話が聞こえてくるそうです。「新たな課題として、防止策について取り組んでいきたい」と田中さんは考えています。また「フードドライブ」を年に一回ではなく定期的にやりたいと、活動団体の一つである「地域の絆プロジェクト」のメンバーに相談したところ、「地域の絆プロジェクト」が毎月公民館で実施している「京山みんなのカフェ」でやってみてはどうか、という提案がありました。田中さんは「心強いですよ、それはもう。住みよいまちづくりを自分たちでやるんだっていう意識が、みんなにあるわけですから」と自信に満ちあふれた表情を見せます。

池田さんも「協議会ができて5年ほど経った頃から、やっと地域の中で特別なものではなく、あるべきものとして認知されるようになった感じがするんですよ」と言います。地域の持続性を損なう様々な問題を自分のこととして受け止め、解決策を共に考え、共に行動していかうとする「習慣」が多くの人の手にできたと感じているそうです。

それこそ、持続可能な社会、持続可能な消費者市民社会を構築するのに、共通する姿勢ではないかとの思いを新たにさせられる連携・協働の実践事例でした。

*2 特殊詐欺とは、不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メールを使って行う詐欺のことで、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」に分けられる。



協議会には、学校、公民館、町内会、コミュニティ協議会などの**地域をつなぐ必要となる団体を集結させることで、「地域総動型」**を形作っていきました。

公民館でも市民からの個別の相談、「ボランティア活動をしたい」とか、「引越してきたばかりで地域を知りたい」等に応える形で、様々な活動グループと個人をつなげて組織の裾野をさらに広げていきました。

新たなつながりから生まれた消費者教育

毎年開催されているESDフェスティバルで、今年、成果を上げたのが「**フードドライブ**」。NPO法人フードバンク岡山の呼びかけで、家庭にある賞味期限1カ月以上の食品(生鮮以外)を持ち寄ってもらい、ホームレスの支援施設等へ届けるという食品リユース活動です。

実施に先駆けて、京山公民館で2回の講座を開き、京山公民館日より(全世帯配布)で、食品の寄付を呼びかけました。結果は前年に比べて大きく躍進。**自分がまだ使うことのできる食品を寄付することへの理解は、持続可能な社会の在り方やそれを支える消費者市民としての意識の持ち方など、消費者教育の浸透によるもの**が大きいと思われま

す。実施したNPO法人は、その後も引き続き寄付の申込みがあったり、域外からも問合せを受けたりと、つながりがもたらす地域総動型の底力を実感しているそうです。

寄付で集まった食料

缶詰やインスタント・レトルト食品や種類など	平成27年	平成28年
	40個(約30kg)	163個(約55kg)

にある活動に「消費者」の視点を

既存の取組を生かした実践事例

地域では公民館、PTA、NPO等が主体となって環境や食育、まちづくり等の様々な活動が行われています。新たに消費者教育に取り組み以外にも、こうした「既存の取組」を活用することが有効です。

銭 西小学校父母と先生の会による 金銭教育研修会の実施

〈北海道小樽市立銭函小学校 父母と先生の会〉



●取組の内容

「銭函小学校父母と先生の会」は地域と連携した子供の健全育成の取組を目的とし、「銭小PTAまつり」などを長年に渡って実施しています。また、本会の活動方針に「親子で取り組む」を上げていることもあり、研修会では、消費者教育や食育を取り上げました。

その一つとしてお金やものを大切に扱う意識を高めるため「おこづかい帳をつけよう!」と題して実技講習会を実施し、子供と親が、共にお金やものの使い方・お金やものとの付き合い方を考える会としました。

💡消費者教育のヒント

親子で一緒に「おこづかい帳」をつけてみることでお金と物との付き合い方を実践的に学ぶ。

太 田南小学校コラボ・スクールに おける伝統野菜の栽培

〈秋田県大仙市立太田南小学校〉



●取組の内容

学校支援地域本部として取り組んでいる「太田南小学校コラボ・スクール」では学校と保護者、地域住民、関係機関等が「コラボ(連携・協働)」しながら、地域とともに子供を育てるコラボ学習やコラボ活動を推進しています。消費者教育に関する取組としては、地元スーパーのバックヤードを見学し、商品の管理や販売の方法について学んだり、その道の達人を講師に招き、1年間を通じて地元の伝統野菜「曲がりネギ」の栽培を体験したりして、自然を相手に野菜を栽培することの難しさや、生産者の苦労等についても学ぶ機会となりました。

💡消費者教育のヒント

伝統野菜の栽培体験から、地域農業の発展や生産者の視点に立った考え方を学ぶことができる。

公 民館がつなぐ地域協育ネットを 生かした地元特産品づくり

〈山口県長門市中央公民館〉



●取組の内容

公民館がつなぐ「地域協育ネット」は、既存の学校支援ネットワークと公民館がもっているネットワークをつなげることににより、地域総がかりで子供を育てることに取り組んでいます。

子供の土曜日の居場所づくりとして実施している「わくわく土曜塾」では、消費者教育に関する取組として地元の水産高校で高校生の指導を受けながら、代表的な産物である「仙崎かまぼこ作り」を体験しました。体験を通じてかまぼこの原料となるスケトウダラから海の環境について学んだり、食の安全・安心についても学ぶ機会となっています。

さらには、まぐろ解体体験、くじら料理教室へとつなげ、食の楽しさ、大切さを伝えていきます。

💡消費者教育のヒント

地元の産物を知り、体験することで食の安全・安心について学ぶ機会となる。

語解説

消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)

この法律は、消費者教育を総合的・一体的に推進することを旨として、平成24年12月に施行された。この法律の大きな意義の一つは、消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育」と定義することで、これまでの消費者基本法の基本理念を踏襲しつつ、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。」とし、消費者教育の対象として、消費者市民社会の形成への参画に視野を広げたことにある。

「消費者市民社会」の定義(第2条第2項)

この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

「持続可能な社会」とは

「持続可能」の理念が提唱されたのは国連の環境と開発に関する世界委員会(1987年)の最終報告書(いわゆる「ブルントラント報告」)。同報告で「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされた。平成18年4月

に閣議決定された第3次環境基本計画では、持続可能な社会とは「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを感じることができる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義されている。

ESD

Education for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」を意味する。環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会の課題を自らの課題としてとらえ、身近なところから取り組みにより、それら課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことを目指す。さらに持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動をいう。

フェアトレード

国際貿易における一層の平等性を追求する、対話や透明性や尊敬に基づく取引パートナーシップであり、特に南半球の社会から取り残された生産者や労働者へのより良い取引条件の提供や権利の保護によって持続的な発展に貢献するもの。代表的な商品に、チョコレートやコーヒーなどがある。

リボロビング払い

クレジットカードや消費者金融により利用代金を支払う方法で、毎月定額または残高の定率を支払う方法。リボ払いともいう。利用金額を分割して支払うため、月々の返済負担が小さく済むというメリットもあるが、一方で残高がなかなか減らないというデメリットもある。また、毎月返済額を低めに抑えた場合には、借金をしている意識が薄れ、知らず知らずのうちに借入れを増やしがちにもなる。したがって、利用する際には、金銭管理をしっかり行うことが必要である。

SNS

SNSは、ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。一方でアカウントの不正利用や、知り合い同士の間にあってという安心感を利用した詐欺やウイルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要である。

オンラインゲーム

パソコンやスマートフォン、タブレット端末、ゲーム専用機器などから、インターネットを経由して、他のコンピュータとデータを交換しながらゲームを進めるコンピュータゲームの形態。オンライン上で複数の人が同時に参加・交流しながらゲームを進めることができたり、最初に購入を支払うのではなく、月額料金やプレイ内容に応じて課金されることが多いことが特徴である。こうしたゲームでは、様々なトラブルや危険性も増えている。

社会への扉

- ・自分の名前で契約できる
- ・消費生活センターを活用できる
- ・消費者の行動が社会を変えることに気付く

12のクイズで学ぶ自立した消費者

目次

消費者が主役の社会へ	1
契約について理解しよう!	3
お金について理解しよう!	7
暮らしの安全について理解しよう!	9
消費生活センターについて知ろう!	10
あなたの行動が社会を変える!	11



消費者が主役の社会へ

消費者
市民社会

今まで気付かなかった
お店や会社が
たくさんある!

さあ、街を眺めてクイズに挑戦!

自立した消費者になるためにまず、このクイズにチャレンジしてみよう。

Q1 店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?

- ①商品を受け取ったとき。
- ②代金を払ったとき。
- ③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

Q2 店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる?

- ①解約できない。
- ②レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③商品を開封していなければ解約できる。

食料品スーパー

旅行会社

コンビニ

ジュエリーショップ

引っ越しのトラック

Q10 製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる?

- ①損害賠償はされない。
- ②製品の代金のみ返金を求めることができる。
- ③欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。

損害保険会社

Q11 消費生活について相談したいときにかける電話番号は?

- ①消費者ホットライン 118番
- ②消費者ホットライン 188番
- ③消費者ホットライン 189番

消費生活センター

おもちゃ屋

マルチ商法のセミナー

消費者金融ATM

銀行

スポーツ用品店

Q9 「必ずもうかる投資」ってあるの?

- ①「必ずもうかる投資」はない。
- ②マルチ商法の仕組みを使った投資は必ずもうかる。
- ③専門家なら必ずもうかる投資を知っている。

怪しい投資会社

Q8 自動車教習所へ通うため金融機関から20万円を年利(金利)17%で借りた。毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は?

- ①約23万円
- ②約26万円
- ③約29万円

車のディーラー

あなたも私も、みんな消費者。
一人ひとりの消費者の行動は、社会や経済などに大きな影響を与えます。

消費者が生き生きと暮らし、消費者が主役の社会、「消費者市民社会」を実現していくために、あなたにできることは？

消費者の権利

(消費者基本法から)

※消費生活における基本的需要が満たされ、
※健全な生活環境が確保される中で、

1. 安全が確保されること
2. 選択の機会が確保されること
3. 必要な情報が提供されること
4. (消費者)教育の機会が確保されること
5. 意見が政策に反映されること
6. 被害の救済がなされること

化粧品事業者

英会話教室

エステサロン

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？

- ①取り消すことはできない。
- ②未成年者取消しができる。
- ③保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。

Q4 街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

- ①事業者がウソを言って勧誘した場合は、クーリング・オフできる。
- ②絵画を飾るなど、商品を使用していなければ、クーリング・オフできる。
- ③契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。

レンタル着物店

絵画展示場

生命保険会社

Q12 消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？

- ①自分が我慢すればよいことなので何もしない。
- ②ネット上に事業者を誹謗中傷した書き込みをする。
- ③消費生活センターや事業者※(お客様相談室)に相談する。



※「企業」、「売り手」という言葉が使われることもある。具体的には、販売店や、メーカー、クレジットカード会社等の金融機関。

Q5 ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる？

- ①クーリング・オフできない。
- ②契約してから14日間ならクーリング・オフできる。
- ③商品が届く前ならクーリング・オフできる。



不動産屋

家具屋

アパート

Q7 クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

- ①36回分割払い
- ②リボルビング払い(リボ払い)
- ③ボーナス1回払い

Q6 買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ？

- ①デビットカードで買う。
- ②クレジットカードで買う。
- ③プリペイドカードで買う。

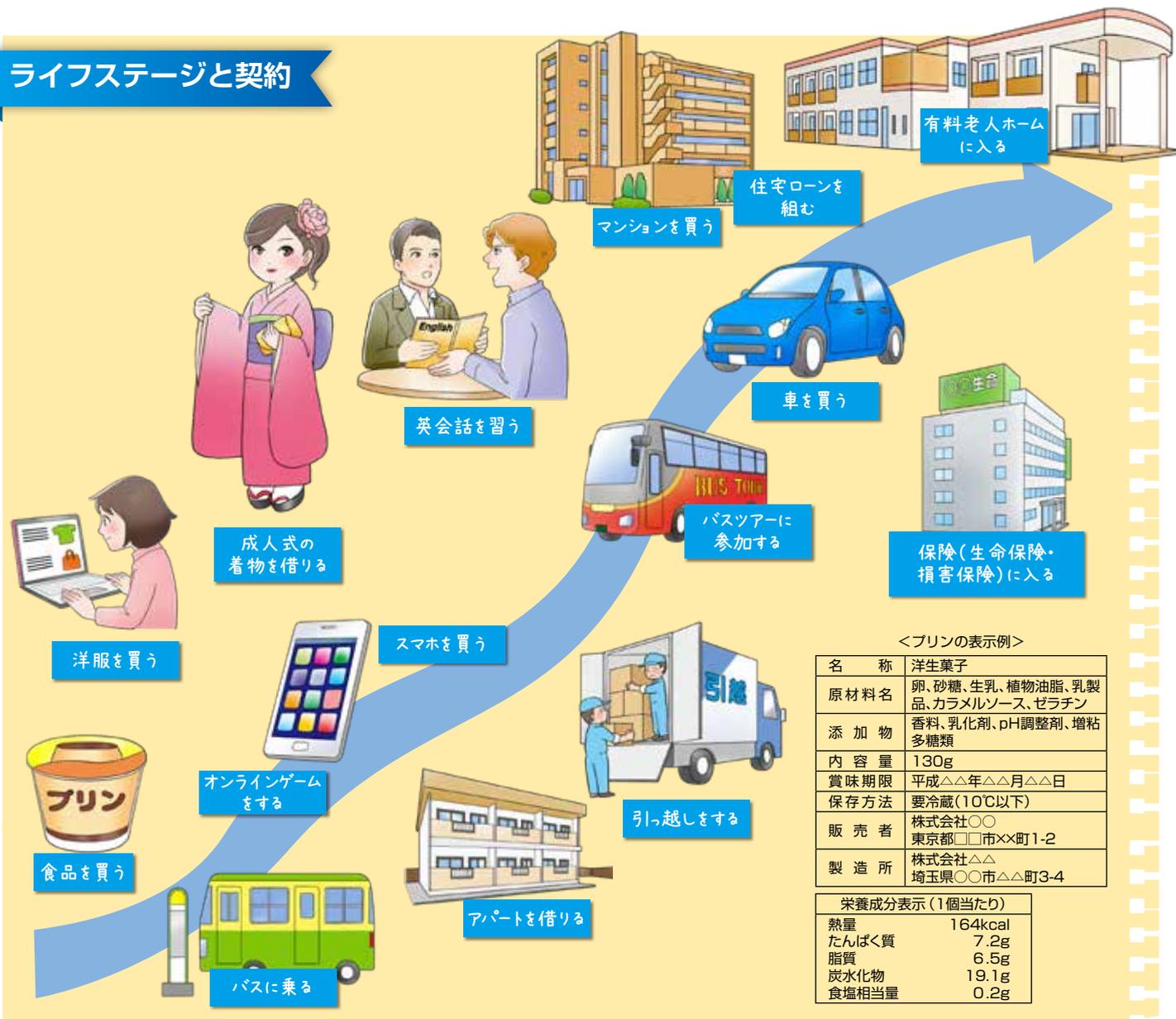
ショッピングモール

クレジットカード会社

契約 について理解しよう!

毎日の暮らしで私たちは消費者として事業者と契約をしている。消費生活から契約について考えてみよう。

ライフステージと契約



1 契約をする

Q1 & A1

店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?

➡ ③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。



●消費者と事業者とが、お互いに契約内容(商品の内容・価格・引き渡し時期等)について合意をすれば契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

ワーク 1 上の図のそれぞれの契約をする場合、どこから、どのような情報を収集して商品やサービスを選択すればよいか。また、契約をすることで消費者と事業者には、それぞれどのような権利と義務が発生するだろうか。

(ヒント) 商品やサービスに関する情報はどこで得られるか。例えば、お菓子の箱の表示を見て商品を選ぶこともあるだろう(上の図はプリンの表示の例)。また、自分自身は、その商品やサービスに何を求めるか。実際に契約するときのことをイメージしてみよう。

2

契約を守る

Q2 & A2

店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる？

➡ ①解約できない。

- 契約は「法的な責任が生じる約束」なので拘束力がある。

契約を守らないと、
裁判で訴えられる
こともある。



プレゼントを買いました。

しかし、プレゼントを渡す
前に突然の別れ・・・



残念！
レシートがあっても、
開封していなくても、
原則は解約できない。

ワーク 2 一旦締結した契約は、なぜ守らなくてはならないのだろうか。
(ヒント) 消費者、事業者の立場になって考えてみよう。

3

契約をやめる—未成年者取消し

Q3 & A3

17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。
この契約は取り消せる？

➡ ②未成年者取消しができる。



- 社会経験の少ない未成年者が法定代理人（親権者などの保護者）の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる。
- 未成年者取消しは、未成年者自身からでも、法定代理人からでもできる。
- 取消しにより、未成年者は受け取った商品があれば事業者へ返品し、支払った代金があれば返金される。

*ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている者、成人であると積極的にウソをついたり、法定代理人の同意があるとウソをついたりした場合等は、未成年者取消しができない。

未成年者契約と消費者被害

事業者にとっては、未成年者契約であったことを理由に契約を取り消され
ては困る。そこで、悪質業者は成人し
て間もない人を悪質商法のターゲット
にすることがある。



世間話から、年齢を聞き出すこともある。

消費生活で、あれっ？困った！と思ったら消費生活センター（☎188）へ

4

契約をやめる—クーリング・オフ

Q4 & A4

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

➡ ③ 契約してから8日間であれば、クーリング・オフできる。



● 「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。理由は関係ない

● クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に戻し、支払った代金は全額返金される。

● 詳しくは [国民生活センター クーリング・オフ](#)



cooling off



頭を冷やす

○若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間

契約した日から

販売方法	特徴	期間
訪問販売・キャッチセールス※1・アポイントメントセールス※2	不意打ち的に勧誘される(突然家に営業マンが来る、突然路上で呼び止められる※1、突然電話があり呼び出される※2)。	8日
継続的なサービス	語学教室・エステ・家庭教師・塾など7業種。自分から店へ行って契約した場合もクーリング・オフできる。	8日
連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネスともいわれる)	先輩、友人、知人から、「すぐに利益が出る」、「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われる。最初の名目は様々だが金銭的負担を求められる。	20日

ワーク 3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。(ヒント) Q4の消費者の状況や、上の表の「特徴」に着目。

プラスα

クーリング・オフができない場合、契約はやめられる？

- ◎事実と違う説明をされた。
- ◎メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
- ◎「帰って」と言っても営業マンに居座られて勧誘された。
- ◎「帰りたい」と言っても店から帰らせてくれず勧誘された。

➔ こんな状況で契約した場合、消費者契約法によって契約を取り消すことができる。

【発展 1】 ○○に入る漢字二文字を考えた上で、消費者が置かれている状況について話し合ってみよう。

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の○○に着目したルールといえる。

話がかたう!



断れなかったの!



話が違う! 解約できるかな?と思ったら消費生活センター (☎188) へ

注意！ クーリング・オフの落とし穴 — ネットショッピングの場合 —

(ネット通販、オンラインショッピング、電子商取引ともいう。)

Q5 & A5

**ネットショップでTシャツを買ったけれど
似合わない。クーリング・オフできる？**



➡ ①クーリング・オフできない。



- ネットショッピングは法律上のクーリング・オフ制度はない。
- ただし、ネットショップ独自に、返品可否や、その条件についてのルールを定めている。
- 返品のルール (利用規約) を、注文前に必ず確認しよう。

こんなネットショップには注意！

こんなトラブルがあります



代金を払ったのに、
商品が届かない！



「無料お試し」を
注文したのに、
定期購入になっている

このほかにも…

ニセ物

連絡先不明

気を付けたいネットショップの表示



URLが不自然

(購入を希望しているサイトの
URLと違う)

字体(フォント)に通常使用されて
いない日字体が混じっている

極端に値引きされている

住所が番地まで記載されていない

電話番号がなく
連絡先がEメールしかない

支払方法が銀行振込みのみ

機械翻訳したような
不自然な日本語表現がある

(消費者庁ウェブサイトを参考に作成)

架空請求・不当請求

- ◎ 確認画面がなく、すぐに登録となり請求された。
- ◎ 画像や年齢認証をクリックしただけで請求された。

アダルトサイトの
閲覧でも被害発生

架空請求である
可能性が高い。



対処法

支払わない、連絡しない。

- ・ 連絡すると、悪質業者から言葉巧みに、しつこく金銭の支払を要求されることになる。
- ・ インターネット上では、自分が情報を出さない(入力しない)限り、どこの誰であるか個人の特定はされない。

【発展2】

ネットショップの表示
画面を作ってみよう。

(ヒント) 特定商取引法によるルール。
消費者にとって必要な情報、分かりやすさがポイント。

これって、ネットトラブル?と思ったら消費生活センター (☎188) へ

お金について理解しよう!

お金は、消費生活をする際の支払手段として欠かせない。
自分の生活と結びつけて、お金の流れについて考えてみよう。

暮らしとお金



好きなように使える
お金は意外と少ない!



働いて収入を得る。

1 お金を支払う (カード払い)

現金以外にいろいろな支払方法がある。キャッシュレス化が進んでいるが、契約関係が複雑なクレジットカードについて理解しよう。

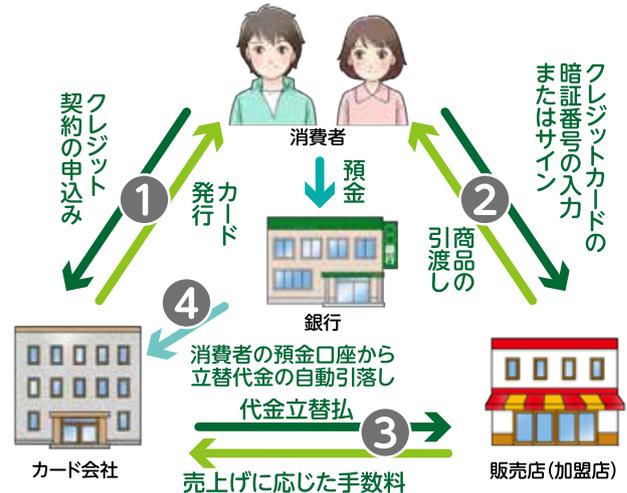
Q6 & A6

買い物をした後日に代金を支払うことになるのはどれ?

➡ **②クレジットカードで買う。**



- **カード会社**が代金を立て替えて**販売店**に支払う。**消費者**は先に商品を手に入れて、支払期日までに一括または分割で**カード会社**に支払う。
- 支払期日までに、お金を用意しておく必要がある。



○クレジットカードの支払方法と手数料 *クレジットカードの手数料は、分割払い、リボルビング払いに発生する金銭。

支払方法		手数料
一括払い (1回払い・マンスリークリア)	代金を一括で支払う	なし
分割払い	代金を何回かに分けて毎月支払う	あり
リボルビング払い (リボ払い)	月々の支払金額を毎月一定額または残高に対して一定率に決めておいて支払う。支払回数は決まっていない。	あり

ワーク4 ①クレジットカードのメリット・デメリットを、消費者、販売店、カード会社の立場で考えてみよう。
②クレジットカードで購入した商品は、カード会社への支払が完了するまでは誰のものか。
③クレジットカードの普及は、消費生活にどのような影響をもたらしただろうか。
(ヒント) 上のクレジットカードの仕組みの図を参考にする。また、インターネットの普及との関係から考えてみる。

Q7 & A7

クレジットカードの支払方法で、1つ1つの商品の残高が分かりにくいのは？

➡ ②リボルビング払い(リボ払い)



- リボ払いは、月々の支払を一定額または残高に対する一定の割合に抑えられるが、支払期間が長くなりがちなので、手数料がかさみ、その結果支払総額も増える。
- リボ払いは定期的な支払が続く、残高が分かりにくくなる。

ワーク 5 キャッシュレス時代の様々な支払方法の特徴を調べてみよう。
(ヒント)プリペイドカード(電子マネーを含む)、デビットカードの具体的な例をあげてみる。



2 お金を借りる

Q8 & A8

自動車教習所へ通うため金融機関から20万を年利(金利)17%で借りた。
毎月5,000円ずつ返済した場合の返済総額は？

➡ ③約29万円 (60か月(5年)で完済(返済が終了)する。)



- 金融機関からお金を借りたら利息を付けて返す。
利息=借りた金額(元金)×年利(金利)×借入期間
- 月々決まった金額を返済した後の残金に対して、また利息が付くので、少額ずつ返済する場合は返済期間が長くなり返済額の合計は高くなる。
- 奨学金制度(返済が必要な貸与型)、住宅ローンも借金であることは同じ。
借りる前に、金融機関が提示する返済計画表を確認し、目的の実現後の返済計画を具体的に考えてみよう。

【プラスα問題】 20万円を年利(金利)17%で借りて、1か月(30日)後に一括して返済する場合と、毎月2万円ずつ返済する場合のそれぞれの返済総額を計算して、返済期間によって返済総額が変わることを実感してみよう。

(ヒント)◎年利(金利)とは1年間借りた場合の元金に対する利息の割合のことである。

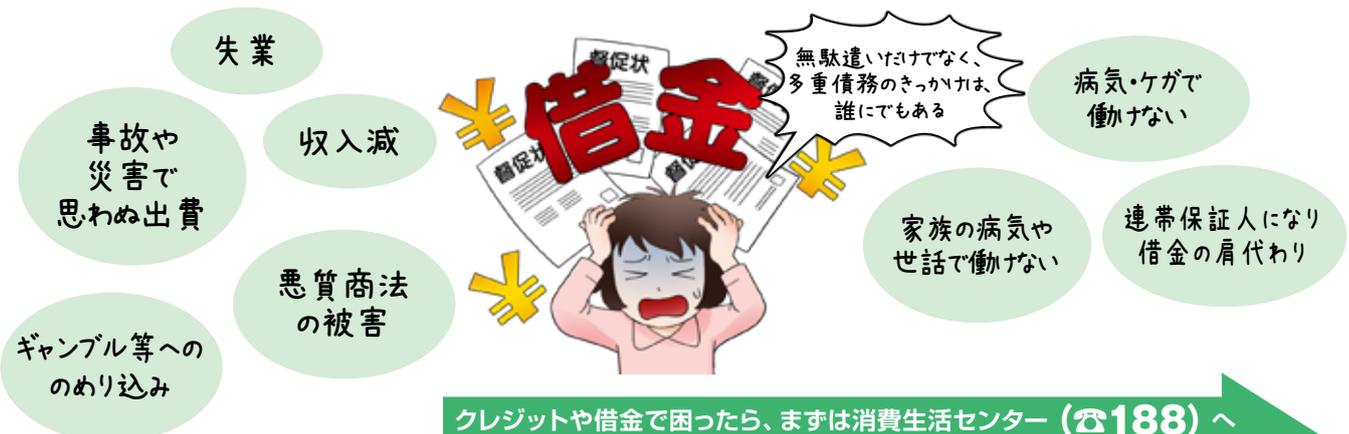
1か月後の利息=元金(借入金額)×年利(金利)×借入期間(1/12か月)となる。

したがって、1か月後に一括返済する額は、(元金+1か月後の利息)となる。

◎毎月の返済額(元金+利息)が一定の返済方法を元利均等返済という。例えば、毎月2万円ずつ返済する場合、2万円には利息が含まれているので、2万円を返済しても元金に充当される返済額は(2万円-利息)である。翌月は、この残元金に利息が付く。残元金が0円になるまで計算を繰り返す。

○多重債務

複数の金融機関などから借金を繰り返すことで借金が雪だるま式に増え、返済が困難になること。



クレジットや借金で困ったら、まずは消費生活センター (☎188) へ

適切な窓口をご案内します。

3

将来のためのお金

お金には「預ける」、「備える」、「運用する(投資)」という役割もある。

預ける	備える	運用する(投資)
預貯金	生命保険、損害保険	株式、債券など



Q9 & A9

「必ずもうかる投資」ってあるの?

➡ ①「必ずもうかる投資」はない。



- 金融商品の中には、元本保証があるものと元本保証がないものがある。
- 一般的に高収益であるほどリスクも高くなる。また、元本以上の損失が発生する可能性のある仕組みの金融商品もある。
- 多様な金融商品が出回っているが、仕組みやリスクをよく理解できない場合は、絶対に手を出さない。
- リスクをよく理解し、認識した上で投資をすることも、選択肢の一つ。

金融商品で分からないことがあったら、契約する前に消費生活センター (☎188) へ

暮らしの安全について理解しよう!

製品やサービスによる事故で、ケガをしたり、時には亡くなってしまうケースもある。安全に配慮した行動、さらに事故の再発を防ぐための行動をしよう。

暮らしに潜む危険



カラーコンタクトレンズで目に傷がついた



スマホ充電中にコネクターから発煙・発火



脱毛エステによるやけど

製品事故やリコール情報をチェック (消費者庁ウェブサイト)

回収・無償修理等
消費者庁
リコール情報サイト



Q10 & A10

製品による事故が発生したとき損害賠償を求めることができる?

➡ ③欠陥による損害であれば、治療費なども含め、広く損害賠償を求めることができる。

ワーク6 イラストにあるような事故があったとき、消費者にはどのような行動が求められるだろうか。周囲と相談して考えてみよう。

(ヒント) 身体への危害発生、火災等の事故発生時には、まずどこへ連絡をし、どのような行動をとる必要があるか。

次に、消費者自身に損害が生じた場合の補償、事故の再発防止に関する連絡先を考える。

製品やサービスで危ない!と思ったら消費生活センター (☎188) へ

消費生活センターについて知ろう!

Q11 & A11

消費生活について相談したいときにかける電話番号は?

いやや

188番

土日祝も
つながります

②消費者ホットライン



消費生活センターはこんな所です

全国の都道府県・市町村に
約800か所あり、各地方公共団体が
設置しています。

相談は、電話でも
来所でもOK

在住・在勤・在学の
地域の消費生活センターに
ご相談ください!

消費生活に関す
ることなら何でも
相談できます!

相談は無料

●どのような人が対応してくれるのですか?

A: 国家資格を持った**消費生活相談員**やそれに準じた専門知識・技術を持った人が対応します。

●消費生活相談員は、どんな対応をしてくれるのですか?

A: 消費者関連の法律に基づき、解決のためのアドバイスをしたり、必要に応じて事業者との間に入ってあっせん(解決のための交渉のお手伝い)を行ったりして被害の回復を図ります。

●秘密は守られるのですか?

A: 守秘義務があるので、伺った情報はしっかり守られます。外には漏れません。



ワーク7 最寄りの消費生活センターを訪問し、消費者被害について調べたり、消費生活相談員から話を聞いたりしてみよう。

【発展3】

上のマンガでは、消費者が消費生活センターにネットワークビジネスに関する相談をしている。会話から問題点を検討するとともに、消費生活センターから情報を得るなどして、1コマ目のシーンに関してロール・プレイングのシナリオを作って演じてみよう。

クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、困った!と思ったら消費生活センター (☎188) へ

あなたの行動が社会を変える！

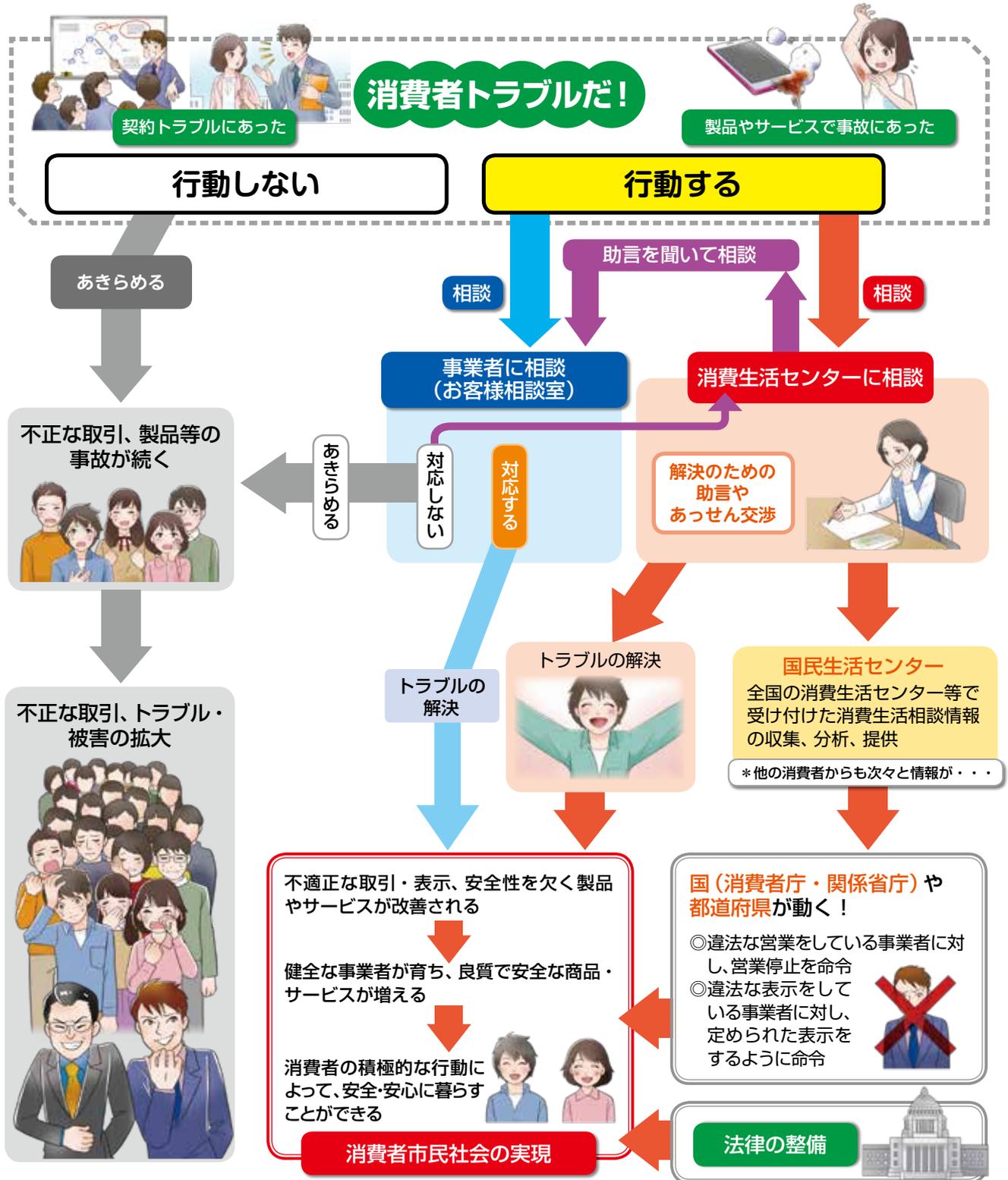
消費者が主役の「消費者市民社会」では、消費者の行動で社会を変えることが求められている。「消費者市民社会」の一員として、自分自身の行動を考えてみよう。

Q12 & A12

消費者トラブルにあったとき、あなたならどうする？

➡ ③消費生活センターや事業者(お客様相談室)に相談する。

ワーク 8 消費生活センターや事業者(お客様相談室)に相談する意義について、下の図を参考に考えてみよう。



地域ビジネス創出事業 (Social Business Project、略称:SBP)



地方創生、地域振興の観点から、高校生が地域の大人と共にソーシャルビジネス(※)の展開により地域の課題を解決していく取組。

具体的には、高校生らが地域資源を知り、見直し、活用して“まちづくり”や“ビジネス”を提案し、その取組を、地域で応援し支えていくもの。

三重県多気町にある相可(おうか)高等学校食物調理科調理クラブが運営する高校生レストラン「まごの店」等を先進事例に、平成25年4月に三重県立南伊勢高等学校南勢校舎で最初のSBPが立ち上がった。

現在、同様の取組が全国に広がっている。

※ソーシャルビジネス: 社会的課題への取組を、継続的な事業活動として進めていくこと。地域の自立的支援や雇用創出につながる活動として有望視されている。(小学館デジタル大辞泉より)

文部科学省は、平成29年8月に三重県伊勢市で行われた「第2回全国高校生SBP交流フェア」を共催した。

平成30年も、8月17日(金)～18日(土)に三重県伊勢市で開催される予定の第3回交流フェアを共催。



ポスターセッションの様子

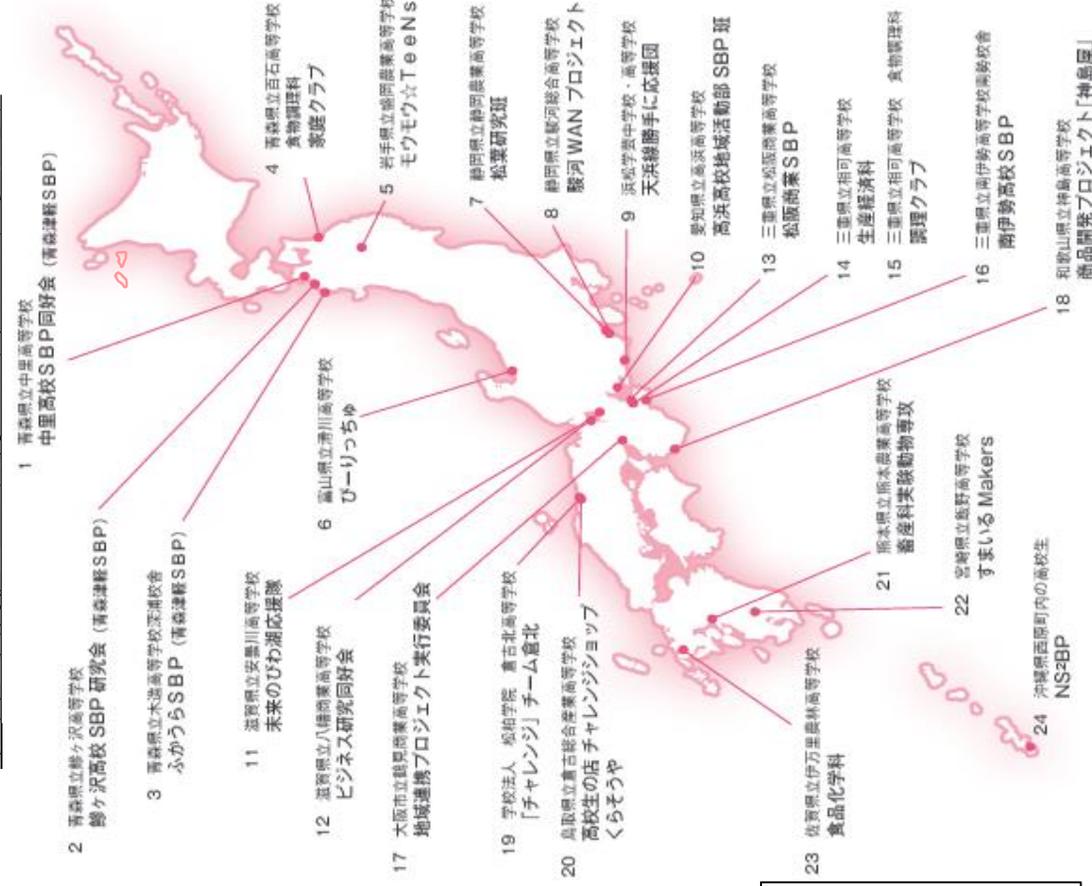


展示・販売の様子



オールセッションの様子

第2回 全国高校生SBP交流フェア(8/18-19) 参加地域



図及び写真の出典: 「未来の大人応援プロジェクト」HPより
 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

事例紹介 高校生レストラン (三重県立相可高校食物調理科調理クラブ)

- 平成14年に地元多気町と連携し、農業公園「五桂池ふるさと村」に、高校生が休校日の土・日・祝日に営業する研修レストラン「まごの店」を開設。高校生は、仕入れから、調理、接客並びに経理まで一貫して行う。
- 当初は、野外テントで運営していたが、高校が文部科学省事業*1の指定校となったことを契機に、平成17年度に多気町及び三重県が共同で現在の研修レストランを建設し経営を拡大した。
- 隣接する農産物販売所を含む地元食材を活用した料理を提供し、連日満員の賑わいを見せている。年間食数は約1万5千食*2、売上高は約5千万円*3。運営にかかわる材料費、施設管理費及び水道光熱費等を含め、自治体からの補助を受けずに運営している。



レシピ開発等



(出典:「第1回 全国高校生SBP交流フェア」パンフレット)

「せんぱいの店」



(出典: せんぱいの店HP)

ドラマ化



世界を舞台に



(出典: 外務省HP)

町のPRに



(出典: 多気町HP)

ふるさと納税の返礼品に



(出典: 多気町HP)

当取組の評価(一部)

年度	主催者	表彰名
平成26年	国土交通省	手づくり郷土賞「大賞」
平成23年	総務省	地域づくり総務大臣表彰「優秀賞」
平成21年	フード・アクシオン・ニッポン 啓発部門	コミュニケーション・「最優秀賞」
平成18年	全国農業協同組合中央会(JA全中)	日本農業賞特別部門食の架け橋賞「大賞」
平成17年	国土交通省	手づくり郷土賞「地域整備部門賞」

*1: 文部科学省「目指せスペシャリスト」
 *2: 2014年度食数 15,958食、実施日数 90日 ※他に弁当等を作って販売している
 *3: 2014年度売上高 54百万円
 *2及び3は、文部科学省「27年度地域政策等に関する調査研究～地域振興に有効な教育実践の美態把握と普及方策に関する実践研究」より

事例紹介 南伊勢高校SBP

(三重県立南伊勢高校南勢校舎)

南伊勢町 人口 約14千人

- 南伊勢町の急激な高齢化と人口減少による町の衰退が予測される中、魅力的な町を残すため、平成24年度に地域ビジネス創出プロジェクト(SBP)を立ち上げた。自分たちのまちの魅力を知り、地元愛を育て、地域資源を生かしたビジネスを立ちあげ、自ら働く場を確保することで地域に残れる仕組みをつくっていくことを目標にしている。
- 現在、「セレクトギフト」(第3弾まで完売)と「たいみー焼き」(産業振興イベント等に出展)等の取組を行っている。また、地元小学校での特別授業を行った他、南伊勢町まちづくりリーダー研修に参加する等、地域活性化・まちづくりに参画中である。
- 29年度から高校のコース名が「アドバンス」から「地域創生アドバンス」に変更される等、波及効果が出ている。



南伊勢町の特産品の詰め合わせ 「セレクトギフト」



商品の紹介文
南伊勢への思いをつづった手紙
(ふるさとからのラブレター)



1. セレクト会議
2. パッケージデザイン
3. 仕入れ交渉
4. 箱詰め
5. 販売

アンケート結果から
・「東京都」「福岡県」「愛知県」など多方面に届いている。
⇒南伊勢を出て行った方に、「南伊勢からの贈り物」としてふさわしいと認められている。

町のゆるキャラの形をしたたい焼き

「たいみー焼き」※鯛とみかんがモチーフ



材料

- ・たい焼き粉(町内)
- ・はちみつ(町内)
- ・卵(町内)
- ・あおさ(町内)

26年11月の焼き型



27年9月の焼き型



地域活性化・まちづくりの一員として 活躍

地元小学校での特別授業の様子



南伊勢町まちづくりリーダー研修の様子



「全国高校生SBP交流フェア」受賞事例

文部科学大臣賞 静岡県立静岡農業高等学校松葉研究班



静岡県立静岡農業高等学校 松葉研究班

『松葉』を食用に。
付加価値をつけた松葉商品販売

現在三保松原では松枯れが進行しており、景観維持のため剪定、伐採された松の廃棄に多額の費用がかかり地域の負担になってしまおうという問題を抱えています。私たちはこの問題を解決するため、平成23年に発足し今年で7年目となります。基礎研究で松葉の有用性を科学的に検証し、検証した結果から応用研究によって松葉を食品などに添加し、商品開発や開発した商品の販売活動を行っています。

現在は今までに見えてきた松葉の抗酸化作用や血管弛緩作用、アレルギ一緩和作用を活かした緑茶や入浴料、うどんや蕎麦の乾麺を開発しています。

また、地域住民との交流やイベントなどで商品販売を行い、利益の10%を活用し、三保松原の保全活動を行うなど、松葉の有用性について多くの方々に知って頂くだけでなく、商品を買っていただくことで保全事業の手伝いができ、付加価値を商品につけて販売しています。現在、地域の方たちや大学生との連携で販売地域の拡大を考えると活動の幅を広げています。



第2回 全国高校生SBP交流フェア

文部科学省は、平成29年8月に三重県伊勢市で行われた「全国高校生SBP交流フェア」を共催した。

(第3回を平成30年8月共催予定)

三重県知事賞 愛知県立高浜高等学校高浜高校地域活動部SBP班



愛知県立高浜高等学校 高浜高校地域活動部SBP班

「Sの絆焼き型」で
全国を繋ぐ

高浜高校は、今年で創立50周年を迎える高浜市内唯一の県立高校です。本校には、普通科と福祉科があり、約700人の生徒が在籍しています。本校のシンボルは、校舎の屋根に輝く黄色と青色の瓦です。高浜市は日本三大瓦のひとつである「三州瓦」の生産地で、私たちが作製・販売している「Sの絆焼き型」にも、その技術が活かされています。

「Sの絆焼き型」とは、南伊勢高校の「たいみー焼き」からヒントを得た、オリジナルキャラクターたい焼き型です。この焼き型は、依頼されたデザインを瓦職人（鬼師）が立体的な形にし、それを基に、こちらも市の主要産業である自動車部品メーカーが金型を彫り込むという工程を経て作製しています。これまでに、青森県の三校から受注をいただき、納品することができました。

私たちは、地域活動部SBP班として新入生を迎えて新たなスタートを切りました。これからも地域の方々と連携し、高浜市の魅力を発信していきたいと思っております。さらに、「Sの絆焼き型」で世界進出にも挑戦していきたいです。



<第2回全国高校生SBP交流フェア 開催概要>

開催日時：平成29年8月18日(金)～19日(土)

開催場所：三重県伊勢市(皇学館大学キャンパス)

参加者：24団体、360名(生徒約230名、関係者等約130名)

※全国高校生SBP交流フェア」参加校紹介より抜粋



OECD日本イノベーション教育ネットワーク **参加校募集中!**

Japan Innovative Schools Network supported by OECD

「地方創生イノベーションスクール2030 第2期(ISN2.0)」

OECD日本イノベーション教育ネットワーク（以下ISN）¹は、東日本大震災の復興支援プロジェクトであるOECD東北スクール²の後継プロジェクトとして、OECD（経済協力開発機構）と文部科学省の協力のもと、21世紀型に求められる資質・能力を涵養するための新しい学びのモデルの開発（カリキュラム、教育方法、アセスメント、教員養成・現職教育等）と、中高生が地域課題の解決に取り組むことによる地方創生モデルの創出を目指して、「地方創生イノベーションスクール2030第1期(ISN1.0)」を推進し、実践に基づく教育研究活動を2015年から実施してきました。

そして第1期実践校の皆様からのさらなる継続の声にこたえるべく、「地方創生イノベーションスクール2030第2期(ISN2.0)」の実施を決定し、本年8月からの正式な実施に向けて、現在準備を進めています。

ISN2.0では、ISN1.0の最終成果物として生徒たちがまとめた「生徒共同宣言」³を理解し、実践に移すことを基本に、生徒たちが2030年の社会に向けた地域課題の解決をめざし、世界各国の生徒と協働しながら進める探究学習のネットワーク構築を推進します。そして、生徒とその活動を支える教員の実践を教師、研究者、教育行政関係者が中心となり、関係企業やNPO等とも協働して研究することで、新しい学びのモデルをISNの関係者全員で作りに上げていくことをめざします。

また、日本の次期学習指導要領を踏まえ、更にはOECDの国際プロジェクトであるEducation2030（正式名称：Future of Education and Skills: Education2030⁴）を意識した研究テーマに取り組むことで、国際的に議論されている新しい学びのフレームづくりに貢献することをめざします。

ISNボードメンバー（2018年7月1日現在）

鈴木 寛	（代表責任者）	東京大学 公共政策大学院 教授
三浦 浩喜	（共同代表責任者）	福島大学理事・副学長
秋田 喜代美	（研究統括責任者）	東京大学 大学院教育学研究科 教授
山崎 昌樹		株式会社 ベネッセコーポレーション 学校カンパニー長
山中 伸一		株式会社ドワンゴ 取締役
岸 学		東京学芸大学 名誉教授



鈴木寛
代表責任者

ISNアドバイザー（2018年7月1日現在）

Andreas Schleicher	OECD教育スキル局 局長
Anthony Jackson	Asia Society 教育次長
LEE Kim Eng Christine	シンガポール国立教育研究所 准教授
無藤 隆	白梅学園大学 教授
白水 始	東京大学 大学総合教育研究センター 教授
芳川 恒志	東京大学 政策ビジョンセンター 特任教授
堀井 秀之	(一社)日本社会イノベーションセンター代表理事
荒井 優	札幌新陽高等学校 校長
Phil Lambert	Director, Phil Lambert Consulting Pty Ltd
Namji Steinemann	Director, East West Center
Andy Hargreaves	Research Professor, Lynch School of Education



Andreas
Schleicher

1. ISN ウェブサイト：<https://innovativeschools.jp/>

2. OECD東北スクール ウェブサイト：<http://oecdtohokuschool.sub.jp/>

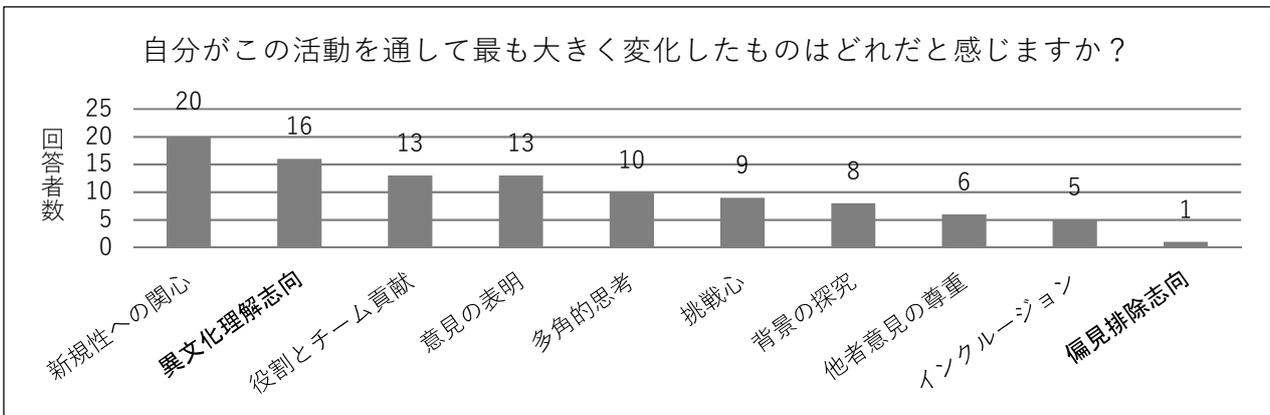
3. ISN1.0の集大成である「生徒国際イノベーションフォーラム2017」には、これらの参加国・参加地域から300名を超える生徒・教員が参加し、プロジェクトの成果発表と、2030年に予想される地域の課題解決のために必要な力、そしてその力をどう身につけるのか、という「学びのイノベーション」を議論し、最終的な成果物として、「生徒共同宣言」を作成し、世界に向けて発表しました。生徒宣言は、次のウェブページを参照：
<http://bit.ly/ISIF2017>

4. ISNはEducation 2030 IWG (Informal Working Group)にスクールネットワークメンバーとして参加しています。
OECD Education 2030 projectのウェブサイトはこちら：<http://bit.ly/OECD-E2030>

ISN1.0の成果

ISN1.0では、日本の5つの地域（東北、和歌山、福井、広島、隠岐島前）と9つの国・地域（シンガポール、ドイツ（ハール、コンスタンツ）、USA、インドネシア、ニュージーランド、フィリピン、エストニア、トルコ）がパートナーとしてコア・クラスターを構成し、地域課題の解決に臨みました。また加えて独立行政法人国立高等専門学校機構が独自のカリキュラムでコア・クラスターとして参加しました。ISN1.0の集大成である「生徒国際イノベーションフォーラム2017」（2017年8月2-4日於国立オリンピック記念青少年総合センター）には、これらの参加国・参加地域から300名を超える生徒・教員が参加し、プロジェクトの成果発表と、2030年に予想される地域の課題解決のために必要な力、そしてその力をどう身に着けるのか、という「学びのイノベーション」を議論し、最終的な成果物として「生徒共同宣言」⁵を作成し、世界に向けて発表しました。この宣言を取りまとめた和歌山クラスターの代表生徒は、OECDで開催された国際会議にも出席しました。

これらの活動を通じて、生徒たちは「新規性への関心」や「異文化理解志向」が伸びたと理解されています。今後ISN1.0参加生徒を対象に追跡調査を実施し、国際協働型プロジェクト学習の効果に関して、調査を進めていきます。またISN1.0のデザイン原則に関わった教員がまとめた「国際協働プロジェクト学習ガイドライン集」⁶を発行しました。



ISN2.0キックオフシンポジウム

2018年3月11日、東京大学内福武ホールにおいてISN2.0キックオフシンポジウムを開催しました。このシンポジウムでは、ISN1.0の経験とISN2.0に向けての提言を、生徒、教員、研究者の立場から発表いただき、ISN2.0のフレームや狙いが紹介されました。またOECDや文部科学省からもご参加いただき、国際的なコンテキストから見る日本の教育課程や、現在OECDが日本を含む加盟国と現在進めている The OECD Learning Framework 2030 について理解を深めました。日本と海外を結ぶ実践の研究を通して、世界とともに新しい教育を考えていきたいと考えています。



ISN2.0参加校・参加チームを募集しています。
 詳しくは、ISNウェブサイトを参照ください。
 皆様のご参加をお待ちしています！
<https://innovativeschools.jp/do-tank/isn2-0/>
 お問い合わせ：office@innovativeschools.jp



5. 生徒共同宣言： <http://bit.ly/ISIF2017>

6. 国際協働プロジェクト学習ガイドライン集： <http://bit.ly/ISN-Guideline>

生徒の興味・関心を尊重した 3年間の探究学習から 全校的な教育改革をめざす

普通科、文理探究科、海洋科学科の3学科を設置する福井県立若狭高校は、2016年度より、3か年を通じた全学的な探究活動に取り組んでいる。文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」の成果を進展させながら、総合的な学習の時間の中で、人文科学系統のテーマも含んだ幅広い視野で、生徒の課題設定能力を伸ばす教育活動を進めている。

OECD日本イノベーション教育ネットワーク 福井クラスタ プロフィール

“Think Green”と“Skills Demand and Supply”の2つをテーマに掲げ、福井県立若狭高校、福井県立羽水高校、福井県立敦賀高校が海外学校と課題研究や交流事業に取り組む。若狭高校はシンガポールのテマセク・ジュニア・カレッジ（TEMASEK JC）と“Think Green”をテーマとし、スカイプや直接交流を通じて互いの学習成果を共有しながら、PBL（課題解決型学習）を共同で実施し、2030年の社会において必要となる資質・能力等を培っていく。▶▶▶若狭高校ウェブサイト：<http://www.wakasa-h.ed.jp/>

3年間を通じた生徒主体の探究学習に 学校全体で取り組む

若狭高校では、すべての生徒が高校3年間で、地域資源を主な題材に、自分の興味・関心に応じてテーマ設定をしながら、じっくりと探究学習に取り組める教育プログラムを展開している。

これまでも同校では、普通科、文理探究科（2年生以降は国際探究科・理数探究科に分かれる）、海洋科学科の全学科で探究学習を進めてきたが、普通科の生徒は1年次のみの取り組みであった。また、1年次の最初の半年は全員共通のテーマで論文作成などに取り組み、生徒の自由な



1年生のクラスでは、それぞれのグループから探究学習の進捗報告が行われた。他者に発表することで探究の価値や今後の活動を整理するねらいがある。また、他者に伝わる発表のしかたについて体験的に考える機会にもなっている。



ています」

多様な出会いの場をつくり 生徒の興味・関心を育む

とはいえ、高校生にとっては、自分で課題を見つけるのは容易ではない。実際、同校もこれまでの探究学習で試行錯誤を繰り返してきたという。

「かつて本校で探究学習を始めたばかりのころは、教師から『こういうテーマはどうだ?』と投げかけ、そこから生徒に考えさせていました。しかし、それでは生徒は面白くない気がつき、「自由にやってみなさい」と声をかけるようにしましたが、それだけではなかなかテーマが出てきません。そこで、身近な地域のことから始めてみよう、ラムサール条約に指定された地元の湖に出かけてみるところ、その湖に関するテーマばかりになってしまったこともありました」

そこで16年度の1年生は、生徒が本来内面に秘めている興味・関心を、地域にかかわるさまざまな人との出会いの中で引き出し、結びつけながら、自分のテーマに迫れるように配慮した。1年生では同じようなテーマを選んだクラスメートと緩やかにグループを形成するが、生徒が自分の興味を徐々に絞っていき、学外からさまざまな社会人を招き、生徒が興味を持った人から話を聞く機会を5月、9月、1月に作った。

5月は、生徒が自分の将来を考えるヒントになるような話を社会人に話していただきました。地元の医師、介護施設の職員、さらに京都のデザイナーなど15人ほどを講師として招きました。9月と1月は、小浜市、若狭町、高浜町、おおい町の4市町から、農林水産課、観光商工課などさまざまな部署の方を20数名講師として招きました。いずれも、



校内の至るところに、1年生に向けて「探究学習の進め方」を先輩生徒の取り組みを紹介するボードが設置されている。SSHの活動で培った経験は、生徒の間で確かに受け継がれている



福井県立若狭高校
渡邊久暢
わたなべひろあき

生徒は自分の興味がある講演を自由に選びましたが、学外の人の多様な経験や考え、専門家による深い知識に触れることで、大いに刺激を受けたようです」

教師はすべての専門家ではなく 生徒と共に学ぶ存在

夏休みには、生徒たちは自身が関心を持つ地域の課題について調べ、各自1枚、ポスターをつくって発表しました。

「これまでの1年生の探究学習では、論文作成の比重が大きかったのですが、ただ文を書くだけでなく、内容を端的に伝えるキヤッチコピーを考え、さらに自分で撮った写真なども資料にしながらポスターを作らせることにしました。考えてみれば実社会でも、テキストだけで説明するプレゼンテーションは今では少ないですね」

また、生徒一人ひとりが地域に関するキーワードを挙げ、そこからイメージする事象を書き出し、つなげていくウェビングの手法を用い、生徒にそれぞれの知識と経験をアウトプットさせながら、何に興味があるかを考えさせた。さまざまな活動の中で生徒の中に生まれつつある「問い」の萌芽を、生徒に自分の思考を整理させることで、具体的な問いへと育てようとしたのだ。

こうした過程の中で、「このテーマが面白そうだと」という興味・関心が徐々に生徒の中に生まれてきた。そして、各クラスで、例えば地域の特産物について考えたい生徒、町の人口をいかに増やすかを考えたい生徒といったように、ゆるやかにテーマがカタゴライズできるようになった。

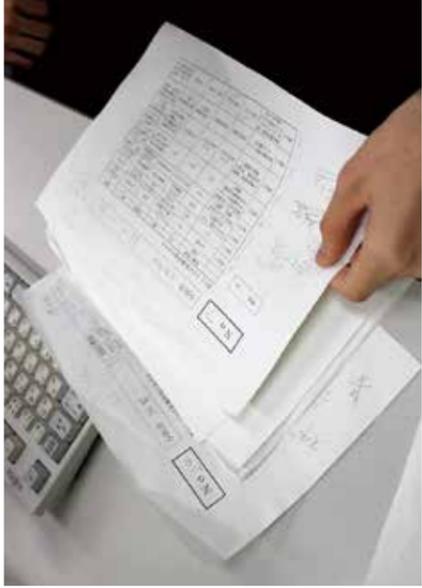
「生徒に自由に考えさせた結果、カタゴライズされたテーマの内容、数はクラスごとに違う結果となりました。担任・副担任が全く考えたことがないようなテーマ、どのようにサポートすれば良いかわからないテーマもあります。しかしそれでも構わないと思うのです。私たちがわからなければ、行政や研究機関に生徒をつなげばいいのですから。例えば、野生鳥獣の農作物被害とその対策を考えるグループでは、駆除した鹿や猪の肉をどうするかという問題に直面しました。当然、学校の中だけで考えても限界がありますから、地域の解体処理施設の職員に教えていただきました。」



トランプを使った確率に関する課題研究に取り組む生徒。ここでは教師も、同じ課題に向き合う仲間だ。



ラン藻類のイシクラゲを肥料として利用する実験を行うグループ。公園やグラウンドに生える身近な植物を有効活用しようという挑戦だ。



地域の農作物の鳥獣被害を調査しているグループ。実際に町を歩き、地域の人々とコミュニケーションしながら、解決すべき課題に迫っていく。



海中に浮遊する微小なプラスチック粒子（マイクロプラスチック）について調査する。この研究は今後、OECD日本イノベーション教育ネットワークのプログラムとして、シンガポールやアメリカの学校との共同で展開される予定だ。

化できるものではありませんから、私たちも試行錯誤しています」

地域と結びつきながら、 教育活動全体をさらに改善していく

生徒が主体的に学び、そして教師も生徒と学ぶ探究学習を実現するためには、教師の探究学習に対するスタンスが問われる。同校で重要な位置を占めているのが、週1回の教師ミーティングだ。

「本校の探究学習は、1年生の担任、副担任がチーム・ティーチングで担当していますが、メイン担当は副担任が務めています。これは担任の負担を軽減するため、さらに副担任が普段のクラス経営に積極的に関わらざることを促すためです。そして、各クラスの副担任は、学年主任を交えて週1回ミーティングを行い、各クラスの進捗と次週の授業設計について話し合っています」

このミーティングで繰り返し共有されているポイントは、「探究学習の最終的な成果はアウトプット物ではない」

「3年間の探究学習の中でも、特に1年生においては、笑顔で、楽しくのめり込むことが重要だということは、ミーティングの中で繰り返し確認し、共有が図られています」

生徒の探究学習を見守る中で、教師にも少しずつ変化が生まれているという。

「まず、探究学習そのもので、生徒を信頼し、自由な意思決定に任せる瞬間が増えてきています。とはいえ、探究学習だけで生徒の主体的学習態度や科学的思考力を育むのは限界があります。やはり、授業が変わらなければいけません。本校では、探究学習での成果を踏まえて、多くの先生がそれぞれの授業で問いのあり方を工夫したり、論文形式のテストを導入してみたりと、新しい挑戦をしています。探究学習での様々な工夫が授業改善に結びついています」

大都市圏の学校と異なり、地方の学校は連携する大学数も限られている。学校を外に開こうとしたとき、おのずと地域の人と結びついて学習を構成していかざるを得ない。

「学校が地域と結びつくことは、地域の人々にとって大きな喜びであり、生徒にとってそれは励みとなって返ってきます。地域と結びついた探究学習は地方創生にもつながると思います。実際、本校を取り巻く市町の行政はとて協力的で、毎月私たちと探究学習への協力についてミーティングをしてくれるばかりか、そのテーマであればうちの市の農水課が強い、うちの町の観光課が詳しいといった具合に、自分たちから生徒のサポートを提案してくれます。地域とのつながりは、探究学習だけでなく、ふだんの教員学習でも生かせるでしょうし、探究学習が学校そのものの改革への突破口となっていると感じています。2年生以降は、地域の方だけでなく大学の研究者にもご協力いただくことにより、現実の問題解決を越えてアカデミックな観点からの課題追究となるよう、挑戦させていきたいですね」

我々教師はすべてのテーマの専門家ではありませんから、我々も生徒と一緒に広く社会について学んでいく態度が必要で、地域の人々をはじめ、広く外部の力を借りながら進めています」

高い指導力を持つ教師だからこそ かかわり方を変えられることができる

生徒が自分の興味・関心を軸に、考えたいテーマ、解決に貢献したい社会課題を見つけ、取り組んでいく同校の探究学習。だが、このような生徒を主体とする学習活動は、日本の高校教育の中ではまだまだ多くの学校で行われていないとは言えない。そのため、担当する教師も、どんなタイミングに、どの程度教師が引っ張るのか、悩みながら指導に当たることになる。

「これまでの指導観のように自分が動かすのではなく、

若狭高校の探究学習は、生徒の身近な興味・関心、そして地域の課題を土台としている。グローバル社会に必要な資質・能力を育むことを狙って、シンガポールやアメリカの学校と交流しながら学習が進められている。

若狭高校は、OECD日本イノベーション教育ネットワークのプログラムに参加し、シンガポールのテマセク・ジュニア・カレッジと協働探究学習に取り組んでいる。これまで、スカイプを利用して、お互いが取り組む課題解決型学習を紹介し、コメントし合うなどの活動を行ってきた。今後は、沿岸部のマイクロプラスチック汚染について共同研究に取り組む予定だ。

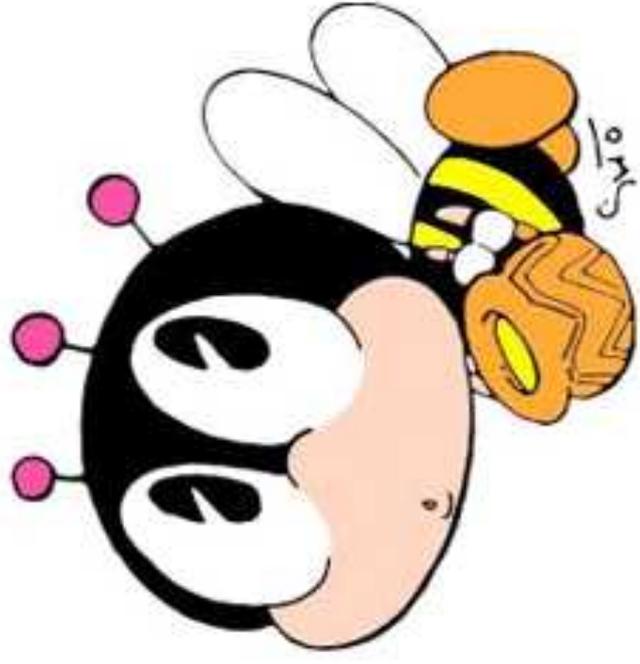


社会研究の探究成果を英語でプレゼンテーションする若狭高校の生徒。

「シンガポールの生徒との交流の中で、何のために研究するのか、どんな研究を面白いと思うかなど、本校の生徒はさまざまなギャップを感じるでしょう。価値観の違いを感じながら、それでも一緒に取り組むことの難しさを体感することは、グローバル社会を生きていく生徒にとって、かけがえない経験になるはずです」（渡邊先生）

テマセク・ジュニア・カレッジとの交流の中で、若狭高校の教師も、探究学習のプログラム構成やアウトプット方法などで、価値観や方法論の違いに直面し、刺激を受けている。今後は、アメリカのアニメーター・ダーシップ・ハイスクール等とも協働探究授業を行うことが決まっているが、こうした活動は教師にとって専門性開発の機会となっている。

マナビイ・メルマガ 受信登録（無料）募集中！



生涯学習政策の

最新事情を

毎月2回

お知らせします

読者は

子供から高齢者まで、
自治体職員、学生、先生、
企業のCSR担当など
様々

様々

いろいろな情報が載っています

- 生涯学習政策の時事トピック
- おすすめイベント情報
- 全国各地の優良事例
- 学び直し、働き方改革事例
- 公募情報
- 地域振興に関する情報 等

マナビイ

故石ノ森章太郎サイトの
生涯学習のマスコットです。

「学び」とミツハチの「Bee」を合わせ
「マナビイ」と名づけられました。

学ぶことが好きな「マナビイ」には

「学」という字のように触角が3本あります。

↓ QRコードはこちら



マナビイメルマガ

検索

<本件担当>

文部科学省生涯学習政策局参事官（連携推進・地域政策担当）付地域振興係
電話：03-6734-3464（直通） メール：manaby@mext.go.jp

関係各位

文部科学省生涯学習政策局参事官
(連携推進・地域政策担当)

マナビィ・メールマガジンへの記事掲載と受信登録について (依頼)

平素より文部科学行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

文部科学省では、生涯学習、社会教育に関する情報の共有化等を促進するため、「マナビィ・メールマガジン」を毎月8日、24日に配信しています。

今年度も、「生涯学習を通じた地域振興」に関する情報の充実のために、全国の生涯学習の取組について幅広く情報共有を図るため、地方公共団体及び企業等の情報発信ツールとして、当メールマガジンを御活用いただきたく、お願い申し上げます。

つきましては、生涯学習関連のイベントや社会教育施設の各種事業等、全国へ発信・周知したい取組等がありましたらお知らせください。

また、この機会に、他部署及び日頃から連携協力いただいている企業やNPO等の皆様にも本メルマガを周知していただきたく、登録方法についても改めて御案内させていただきます。

○主なコンテンツ

- リレートーク「私の学び直し、働き方改革」
- 「学び直し」情報コーナー (参考)
- 生涯学習政策局の施策紹介
- 今月のニュース・お知らせ
- 全国の生涯学習の取組、等



マナビィ

故石ノ森章太郎デザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。

○記事掲載について

取組等を御紹介いただく際は、

300字を目安に文章を作成の上、本件担当 (manaby@mext.go.jp) までお送りください。体裁等の詳細については、記事をお送りいただいた後に御相談させていただきます。

なお、記事の締切は、「8日配信分は前月末日まで」、「24日配信分は15日頃まで」としてあります。

○関係各所への受信登録の御案内について

各所にメールマガジン受信登録の御案内をいただく際は、以下の2つの方法がありますので、御周知いただければと存じます。

- 文部科学省ホームページより登録 → <http://www.mext.go.jp/magazine/#002>
- ※ ホームページから登録いただくと、メールアドレス宛に「本登録依頼メール」が届きますので、メール記載のURLをクリックすると、本登録されます。
- 本件担当宛にメールで登録 → manaby@mext.go.jp まで下記内容を送信
- ※ 件名を「メルマガ登録依頼」とし、次の内容 (①登録メールアドレス、②性別、③年齢、④職業、⑤居住地 (都道府県)) を本文に記載して送信してください。

<簡単登録「QRコード」>



<本件担当・お問い合わせ>
文部科学省 生涯学習政策局
参事官 (連携推進・地域政策担当) 付
地域振興係 廣田・池田
TEL : 03-5253-4111 (内線 3464)
E-mail : manaby@mext.go.jp

地域子供の未来応援交付金について



子供の未来は日本の未来

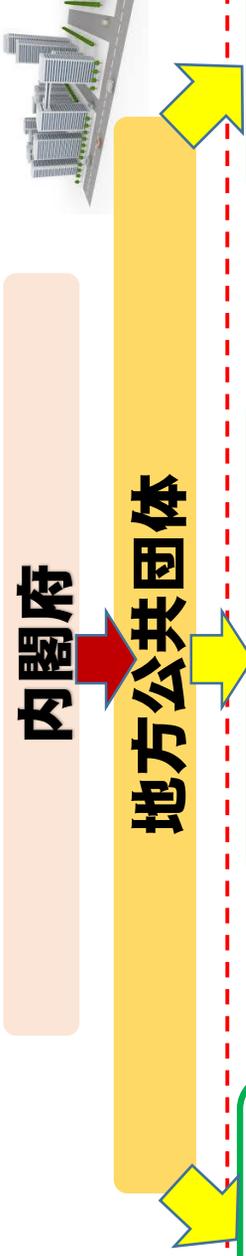
平成30年7月

内閣府 子供の貧困対策推進室

地域子供の未来応援交付金の概要

(平成30年度予算 1.5億円、平成29年度補正予算 6.1億円)

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対しニーズに応じた支援を適切に行うため、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立(地域ネットワーク形成)する地方公共団体の取組の立ち上げ期を支援する。



内閣府

地方公共団体

○実態調査・資源量の把握

(補助率: 3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- ・貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査
 - ・支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

・子供たちと「支援」を結びつける事業の必要性、有効性などを把握する観点から行う。

○支援体制の整備計画策定

(補助率: 3/4)

- 補助基準額: 300万円)
- ※上記2事業を別々に実施する際でも補助基準額は、合計で300万円までとする。

○子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備

(補助率: 1/2)

- 補助基準額: 最高3,000万※1)
- ・子供たちと「支援」を結びつける事業の立ち上げ実施をする過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な取組体制を確立

- (事業例)
- ・コーディネーター事業(アウトリーチ支援等)
 - ・学習支援等の居場所づくり(サポート)事業
 - ・貧困の子供支援マッチング事業

・コーディネーター事業等の担い手の育成

・行政機関職員の貧困対策の理解促進

○地域ネットワーク形成研修

(補助率: 1/2)

- 補助基準額: 最高500万円)
- ・都道府県及び市町村の子供の貧困対策担当行政機関、子供の貧困対策に関する支援活動従事者等に対する地域ネットワーク形成のための研修の実施



※1都道府県が全域圏で事業実施する場合

各地域において必要なネットワークの構築を推進するとともに、具体的な事業と一体的に実施することにより連携体制を深化させ、地域における他の貧困対策事業への波及(実効性の向上)を推進

地域子供の未来応援交付金の活用状況

平成29年度第1次補正予算で6.1億円、平成30年度当初予算で1.5億円を計上し、これまで254地方自治体(29都道府県、225市区町村)に対し、交付決定を行いました。(平成30年5月31日現在)

平成30年度決定状況 (平成29年5月31日現在)

区分	件数	総事業費 (億円)	交付金所要額 (億円)
(1) 実態調査・計画策定	79	3.27	1.94
(2) 子供支援事業体制 整備	26	1.85	0.53
(3) 研修事業	8	0.14	0.07
合計	113	5.26	2.54

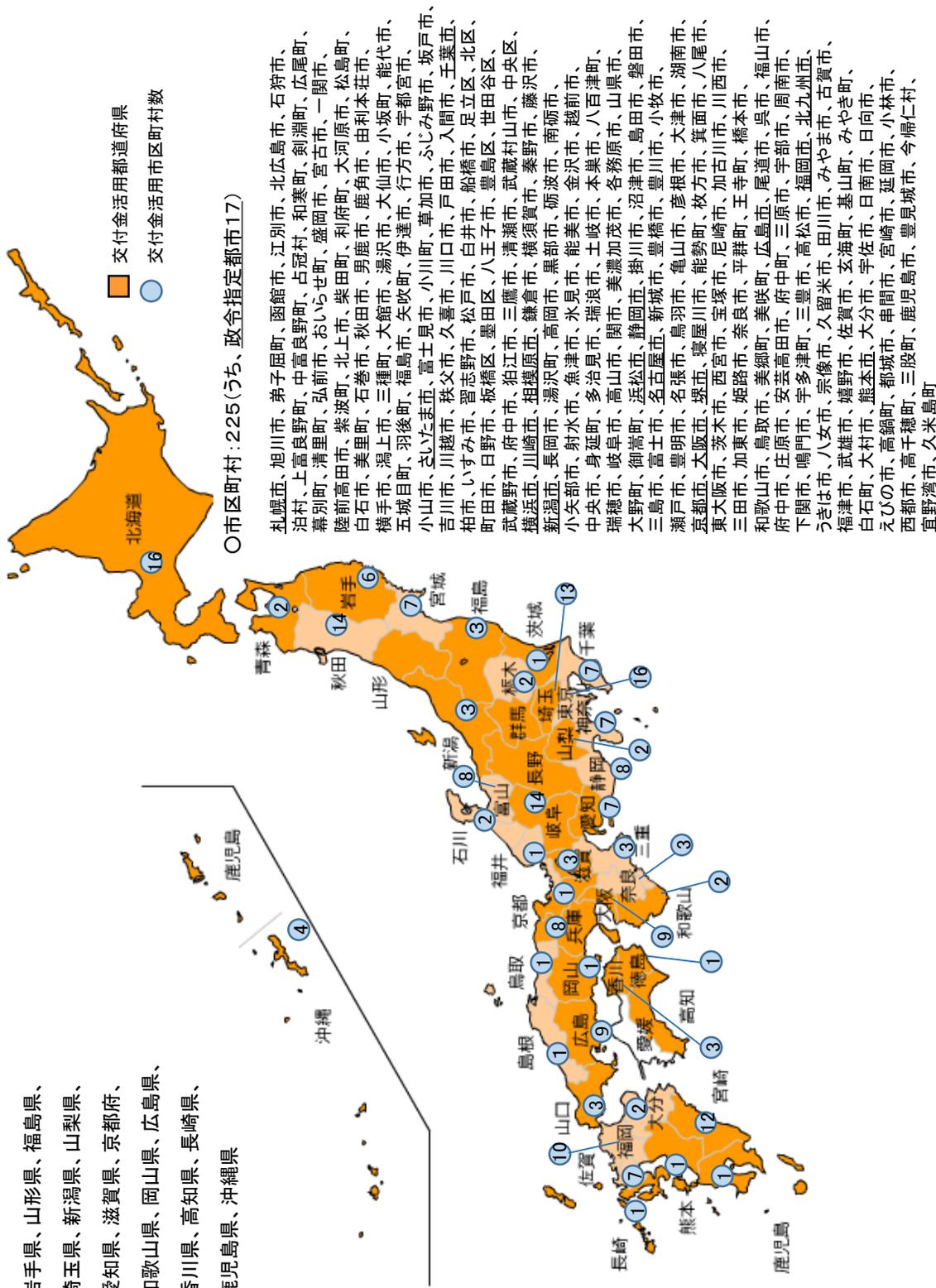
<当面の交付金交付決定の予定(案)>

交付決定		日程
平成30年 第14回目 ※30年度補正予算計上(6月議会)する地方自治体	交付申請受付開始	5月29日
	交付申請締切	7月4日
	交付決定予定	8月上旬
第15回目 ※30年度補正予算計上(9月議会)する地方自治体	交付申請受付開始	7月下旬
	交付申請締切	8月下旬
	交付決定予定	10月上旬

これまでの交付金活用自治体(平成30年5月31日現在)

○都道府県:29

北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



「地域子供の未来応援交付金」交付要綱等の見直しについて

○「地域子供の未来応援交付金」交付目的の変更

交付金の交付目的を以下のとおりに変更する。

「子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する取組を支援することを目的とする。」

○「実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握並びに支援体制の整備計画策定」における事業内容の変更

従来は、「1(2)支援体制の整備計画策定」と同時に実施していた「支援ニーズに応える資源量把握」について、地域の実情を把握する上では、「1(1)実態調査・分析」と同時に実施する方が効率的、効果的であると考えられることから、同事業を、「1(1)実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握」、「1(2)支援体制の整備計画策定」とすることとする。

(現行)

1(1)実態調査(補助率4分の3)

【補助基準額 300万円※】

- ①貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査

1(2)支援体制の整備計画策定(補助率4分の3)

【補助基準額 300万円※】

- ②支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握
- ③支援体制の整備計画の策定

(変更後)

1(1)実態調査・資源量の把握(補助率4分の3)

【補助基準額 300万円※】

- ①貧困の状況にある子供等の実態把握と支援ニーズの調査

- ②支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握

1(2)支援体制の整備計画策定(補助率4分の3)

【補助基準額 300万円※】

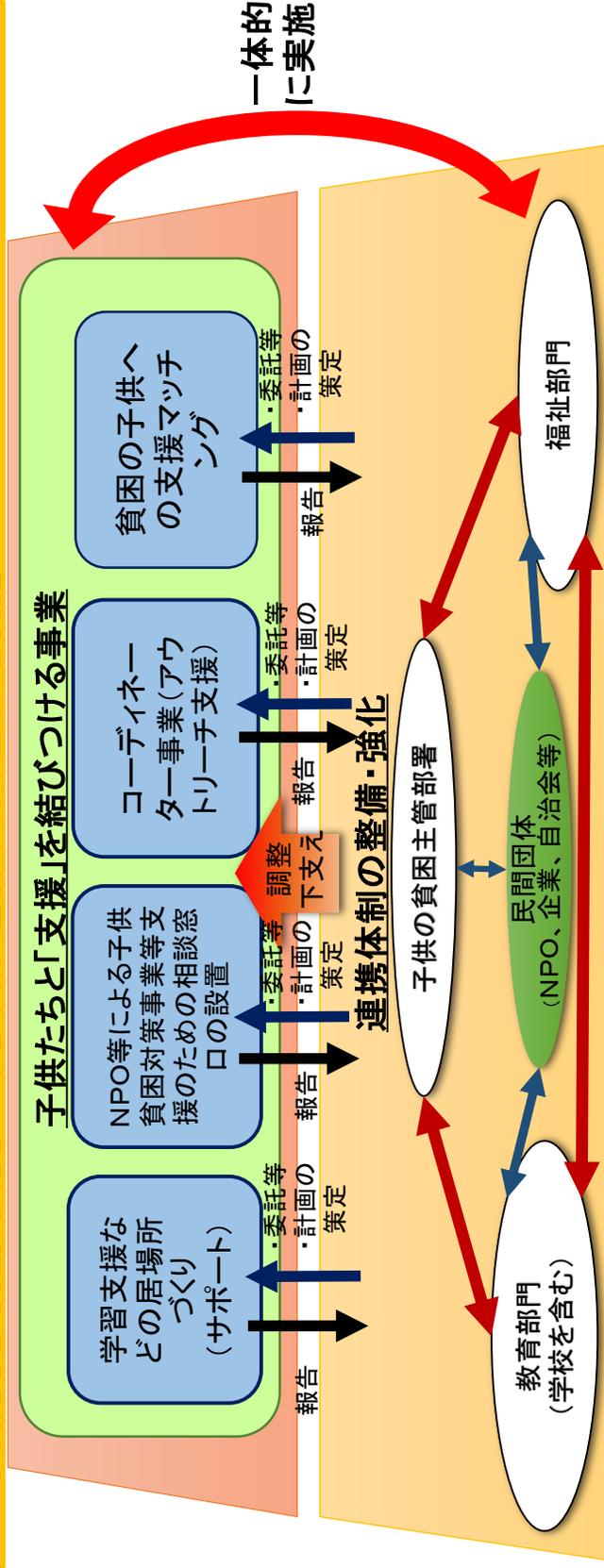
- ③支援体制の整備計画の策定

※ただし、補助金基準額は、1(1)、(2)を合算したものとす。

○「子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」の実施

従来は、順次実施するとされていた「2 コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備」、「3 地方自治体独自の先行的なモデル事業」

子供たちと「支援」を結びつける事業を実際に実施することを通じて連携体制を整備するため、両事業を一体的に実施する「2 子供たちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備」を実施



○「地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業」の市町村での実施

従来、都道府県でのみ実施が可能であった研修事業を市町村において実施した方が有効であると認められる場合、市町村でも実施を可能とする。(当該研修事業は、子供の貧困対策従事者等のための研修事業であり、広く一般市民を対象とした広報・啓発を目的とした事業は対象外である。)

廃校施設・余裕教室の有効活用に ついて

～未来になごら～みんなの廃校プロジェクト

平成30年7月23日

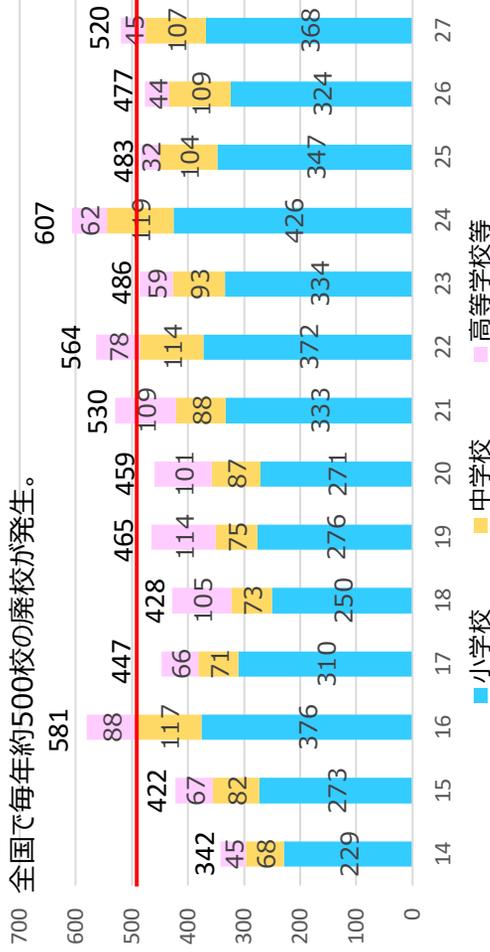
文部科学省



文部科学省

廃校施設の活用について（概況）

◆公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成27年度）



平成14年度からの累計値：6,811校

※新設される学校もあることから、廃校発生数≠学校減少数であることを留意。

◆廃校施設の活用状況

現存廃校施設の7割は活用済み。
一方、2割は用途未定。

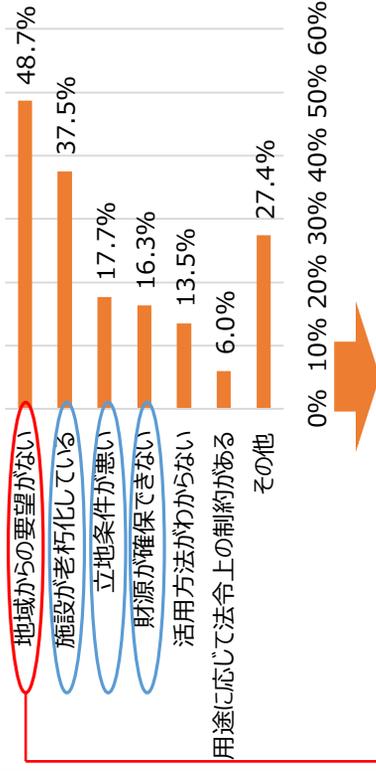
廃校年度	平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	
	小学校 中学校 高等学校等	(校)
小学校	4,489	4,489
中学校	1,307	1,307
高等学校等	1,015	1,015
施設が現存している廃校の数(B)	B/A	5,943
活用されているもの(a)	a/B	4,198
活用されていないもの(b)	b/B	1,745
活用の用途	c/B	314
決まっている(c)	d/B	1,260
決まっていない(d)	e/B	171
取壊しを予定(e)		2,9
現存する施設なし(C)	C/A	868
		12.7

(参考) 主な活用用途 (件数)

学校(大学を除く)	1,609
社会体育施設	1,015
社会教育施設・文化施設	675
社会教育施設	604
文化施設	71
福祉施設・医療施設等	424
老人福祉施設	146
障害者福祉施設	92
保育施設	37
認定こども園	11
児童福祉施設(保育所を除く)	41
放課後児童クラブ	54
放課後子供教室	21
医療施設	22
企業等の施設・創業支援施設	370
企業や法人等の施設	339
創業支援施設	31
庁舎等	268
体験交流施設等	239
備蓄倉庫	102
大学	35
住宅	12

(複数回答)

① 1,260校の活用用途が決まっていない理由



「施設が老朽化している」・「立地条件が悪い」・「財源が確保できない」等の課題を克服して活用に至った事例が全国的には数多くあるため、文部科学省としてその事例を示す。

② 未活用1,260校の公募の実施状況



多くの自治体で、活用に向けた公募を行う等、「地域からの要望」をくみ取る努力を必ずしもできていないことがわかる。
一方で、自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界があることから、文部科学省として、ホームページ上の情報提供を通じて広く全国の民間企業等に周知する。

文部科学省「みんなの廃校」プロジェクト

廃校施設の活用事例

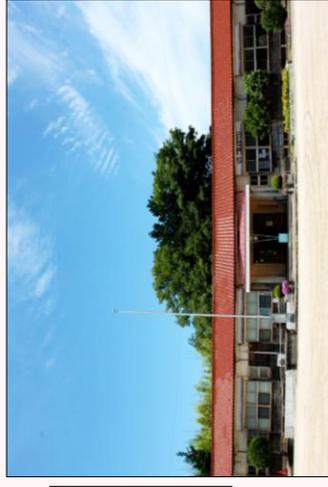
酒蔵・体験型宿泊施設として活用 (旧水源小学校・旧菊池東中学校：熊本県菊池市)

- ◆ 売却益(約3,600万円)、雇用創出(酒蔵:7名、体験型宿泊施設:11名)、本来かかる維持管理費の減(各約200万円/年)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/1.2の経費で事業開始。
- ◆ 以下の集客効果。
 - ・酒蔵:新酒まつりや工場内売店に多数の来場者。
 - ・体験型宿泊施設:12,000名/年(うち1,700名宿泊)



ITオフィスとして活用 (旧後野(あしろの)小学校：島根県浜田市)

- ◆ 賃料(約7万円/年)、雇用創出(5名)等といった経済的効果。
- ◆ 同規模施設の新築と比較して、約1/6の経費で事業開始。
- ◆ 併設の公民館を利用する地域住民や学生との交流を図り、地域の観光資源を利用した商品開発も行う。



生ハム工房として活用 (旧大鰐第三小学校：青森県大鰐町)

- ◆ 基幹産業である農業を軸に町内各産業が連携。地域ぐるみの6次産業化に成功。
- ◆ 木造建築の通気性の良さを活用し、町内の養豚場で育成した豚を加工。廃校を活用することで注目度が向上。対外的にも評価。



宿泊・研修施設として活用 (旧湧川(わくがわ)小学校：沖縄県今帰仁村)

- ◆ 農業が基幹産業であることから、次世代の農業の担い手である若者や子供たち、都市生活者たちが、農業体験や食育体験を通じて盛んに交流し、地域が活性化。
- ◆ 修学旅行や企業研修等にも利用。



廃校になることが決まったら・・・

①すぐに

学校が“空き家”のままでは、使い手を探すことがより困難となり、維持管理費がかかるだけ。廃校になることが決まった時点で「次」を検討し、廃校になったらすぐに活用できるように検討を開始しましょう。

②教育委員会ではなく、 地域振興関係部局が中心となって

民間企業によって活用され、地域活性化につながった事例が多数。公共施設という枠組みにとらわれず、雇用や観光による経済効果を生むような活用方法を、教育委員会ではなく地域振興関係部局が中心となって検討しましょう。

活用の検討をお願いします！

余裕教室の活用事例

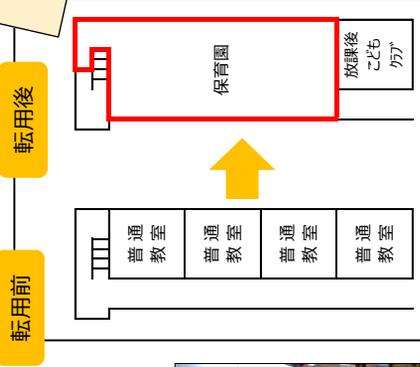
余裕教室の活用事例集を作成し、文部科学省ホームページで公表していますので、ご参照ください。



大阪府 豊中市 豊島小学校 保育所



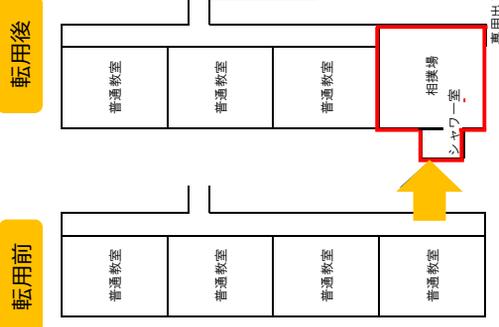
- 駅より徒歩5分以内に所在。
- 平成14年度、約6,700万円をかけて、1階3室(285㎡)を転用。
- 「少子化対策臨時特例交付金」(厚生労働省)を活用。
- 専用出入口を設置し、児童に配慮した動線確保した。



石川県 七尾市 能登島小学校 室内相撲場



- もとより相撲が盛んな地域であり、地域から、屋内相撲場の整備要望があった。
- 平成13年度、約279万円をかけて、1階1室(84㎡)を転用。
- 専用出入口を設置し、学校と相撲場がそれぞれ独立した施設として運営することが可能。



29 初児生第38号
社援総発0123第1号
平成30年1月23日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長 殿
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \end{array} \right)$ 自殺対策主管部（局）長 殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

(印影印刷)

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

(印影印刷)

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）

児童生徒の自殺予防については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）等に基づき、学校において、積極的に取り組んでいたところですが。

しかしながら、近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した児童生徒数は高止まりしている状況にあります。また、若者が日常的に利用するSNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等の心の叫びに付け込んで、言葉巧みに誘い出し殺害したという極めて卑劣な事件も発生しています。

このような事件の再発や児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、各学校において自殺予防教育が適切に推進されることが重要ですが、文部科学省が昨年実施した調査によると、「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育プログラムを保護者等との合意形成を図った上で実施した割合は、全体の約1.8%に留まっており、十分な取組が行われているとは言い難い状況にあることから、より一層の推進が求められるところです。

一方、自殺する児童生徒数の減少が喫緊の課題であることに鑑みれば、児童生徒における援助希求的態度の育成を促進するため、新たな自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定。以下「大綱」という。）に定められているとおり、特に、法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（以下「SOSの出し方に関する教育」という。）を推進することが重要です。

SOSの出し方に関する教育については、「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」（平成26年7月文部科学省。以下「手引」という。）においても、自殺予防教育の柱の一つとして位置づけられており、これまでも、例えば、道徳や保健体育等において、各教科等の特性に応じて実施されているところですが、今後は、以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進していただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただくよう御指導をお願いします。

加えて、各都道府県自殺対策主管部局にあっては、管内市町村（指定都市を除く。）等に周知を図るとともに、教育委員会等の教育関係部局等から、SOSの出し方に関する教育の実施に当たり、保健師、社会福祉士、民生委員等の活用について相談があった場合については、適切に御対応いただくようお願いします。

記

1. 自殺予防教育の実施体制については、手引において、子供の最も身近な存在である担任教師主体でなされることが望ましいことや、養護教諭、スクールカウンセラー等がティームティーチングという形でクラスに入ることのメリット等が記載されているが、SOSの出し方に関する教育を実施するに当たっては、以下の観点から、保健師、社会福祉士、民生委員等を活用することも有効であること。
すなわち、市町村、地域包括支援センター、市町村社会福祉協議会等に所属する保健師、社会福祉士等の専門職がSOSの出し方に関する教育に参画することにより、児童生徒に対して自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができることや、児童生徒の保護者も含めた世帯単位での支援が可能となること、学校と地域の専門家との間での協力・連携関係の構築につながることで期待され、地域生活課題の解決に資するものであること。
2. SOSの出し方に関する教育は、大綱にあるとおり、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいか具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育である。このことを踏まえ、当該教育を実施する際は、児童生徒からの悩みや相談（SOS）を広く受け止めることができるよう、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの相談窓口の周知を行うことが望ましいこと。

3. SOSの出し方に関する教育の実施に当たっては、児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、例えば、手引を参照するとともに、健康問題について総合的に解説した啓発教材を必要に応じて活用するなど、各学校の実情に合わせて教材や授業方法を工夫することが考えられること。
4. 児童生徒の自殺を予防するためには、心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶことが重要である。このため、SOSの出し方に関する教育を実施する場合は、SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの傾聴の仕方（SOSの受け止め方）についても児童生徒に対し教えることが望ましいこと。また、実施に当たっては、電話相談事業を行っている民間団体等に協力を依頼することが考えられること。
5. SOSの出し方に関する教育は、「地域自殺対策強化学業実施要綱」（平成28年4月1日付け社援発0401第23号厚生労働省社会・援護局長通知）3（4）に規定する「普及啓発事業」又は3（7）に規定する「若年層対策事業」に該当するとともに、3（13）において「当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因を対象を限定した事業」と規定している「地域特性重点特化事業」（補助率10/10）にも該当し得るものであるため、都道府県においては、地域の実情に応じて積極的に本事業を活用するよう、この旨を管内市町村へ周知されたいこと。

【参考】

- 「24時間子供SOSダイヤル」（0120-0-78310）
- 「チャイルドライン」（0120-99-7777）
- 「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm
- 健康問題について総合的に解説した啓発教材（「わたしの健康（小学校5年生用）」、「かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）」、「健康な生活を送るために（高校生用）」）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm

（本件担当）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導室生徒指導企画係

電話番号 03-5253-4111（内3298）

厚生労働省社会・援護局総務課
自殺対策推進室企画調整係

電話番号 03-5253-1111（内2837）

東日本大震災後の修学旅行の状況について

【復興庁】風評対策強化指針(H26.6.23) 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」とりまとめ

- ・ 福島県への修学旅行等(震災前:約70万人泊→24年:約24万人泊)の回復に向けた対策の強化

【観光庁・復興庁からの依頼を周知】東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について(H26.9.18)「各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育局長通知」

- ・ 福島県では、震災後、復旧・復興に関する取組が相当程度進展し、現時点では、原子力発電所の事故があった特定の被災地域を除き、日常の生活は平常どおり営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常どおり営業
- ・ 福島県においては、東日本大震災の経験を踏まえた体験的な学習プログラムとして、被災地の現状を見たり、当時の体験を聞いたり、あるいはボランティア体験をしたりする取組や、防災・減災の知識を学ぶ取組などを用意
- ・ 安心して修学旅行を実施できるよう、放射線に関する正確で分かりやすい情報提供
- ・ 風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援することにもつながる

【復興庁・観光庁・文科省】全国の市町村の教育長、全国の小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行の実施に係る説明と要請の実施

- ・ 平成26年秋～平成28年度にかけて97回実施。29年度以降も継続して実施。



写

復本第1430号
観親産第446号
平成26年9月18日

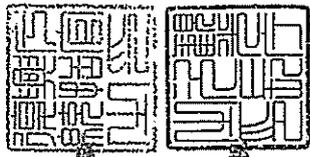
26文科初第663号
平成26年9月18日

写

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事
殿

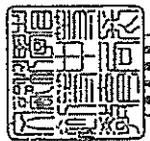
文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎 殿

小松 親次郎 殿



復興庁統括官 熊谷

観光庁次長 山口 裕博



文部科学省初等中等教育局長
小松 親次

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の
実施について（依頼）

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への
修学旅行の実施について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴い発生した福島
第一、第二原子力発電所の事故等の影響により、東日本への修学旅行の取りや
めが相次いでいることから、「東日本大震災後の状況を踏まえた東日本への修学
旅行の実施について」（平成23年8月30日付け観親産第245号観光庁次長
発出）により、風評に悪化されることなく、現地の正確な情報に基づき、でき
る限り予定どおりの実施が望まれる旨各都道府県教育委員会等を通じ、所管及
び城内の市町村管下の学校等はその旨をお知らせ頂くよう配慮をお願いしたと
ころです。

東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行の実施について、観光
庁及び復興庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅行の実施
に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。
併せて、城内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対し
ても、お知らせ頂くようよろしくお願い申し上げます。

しかしながら、福島県への修学旅行の件数は、震災前を大きく下回る状況が
依然として続いています。

一方、福島県では、震災後、復興・復興に関する取組が相当程度進展し、現
時点では、原子力発電所の事故があつた特定の被災地域を除き、日常の生活は
平常どおり営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常どおり営業が行われ

ている状況にあります。

また、福島県においては、東日本大震災の経験を踏まえた体験的な学習プログラムとして、被災地の現状を見たり、当時の体験を聞いたり、あるいはボランティア体験をしたりする取組や、防災・減災の知識を学ぶ取組などが用意されており、

さらに、安心して修学旅行を実施できるよう、放射線に関する正確で分かりやすい情報提供も進められております。

なお、風評に惑わされることがなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援することにもつながると考えております。

つきましては、各都道府県教育委員会等を通じ、所管及び城内の市町村管下の学校等にその旨をお知らせ頂きたく、格段のご配慮をお願いいたします。

(参考)

【教育旅行リソースマップ】

○ 福島県観光物産交流協会 観光部教育旅行推進課

TEL : 024-525-4024

<http://tif.ne.jp/kyoiku/index.html>

【体験的な学習プログラムの紹介】

○ 今こそ福島で学ぶ旅

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/fukuchisan/data/43.pdf>

○ 福島県教育旅行事例集

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/fukuchisan/data/41.pdf>

○ ふくしま復興ツーリズムガイドブック vol.3

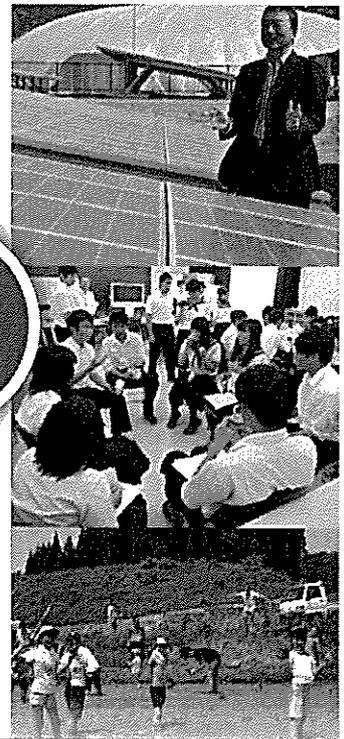
<http://www.fukushima72news.com/plan/53f056297b71.pdf>

【放射線に関する情報】

○ 福島の今を知る 一第2版

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/fukuchisan/data/43.pdf>

今だからこそ 教育旅行は 福島へ!



北海道、岩手県に次ぐ全国3位の面積を持つ福島県は、南から北へつらなる阿武隈高地と奥羽山脈によって、浜通り・中通り・会津の3つの地域に分けられており、異なる気候風土のもと、それぞれに魅力的な発展をしてきました。

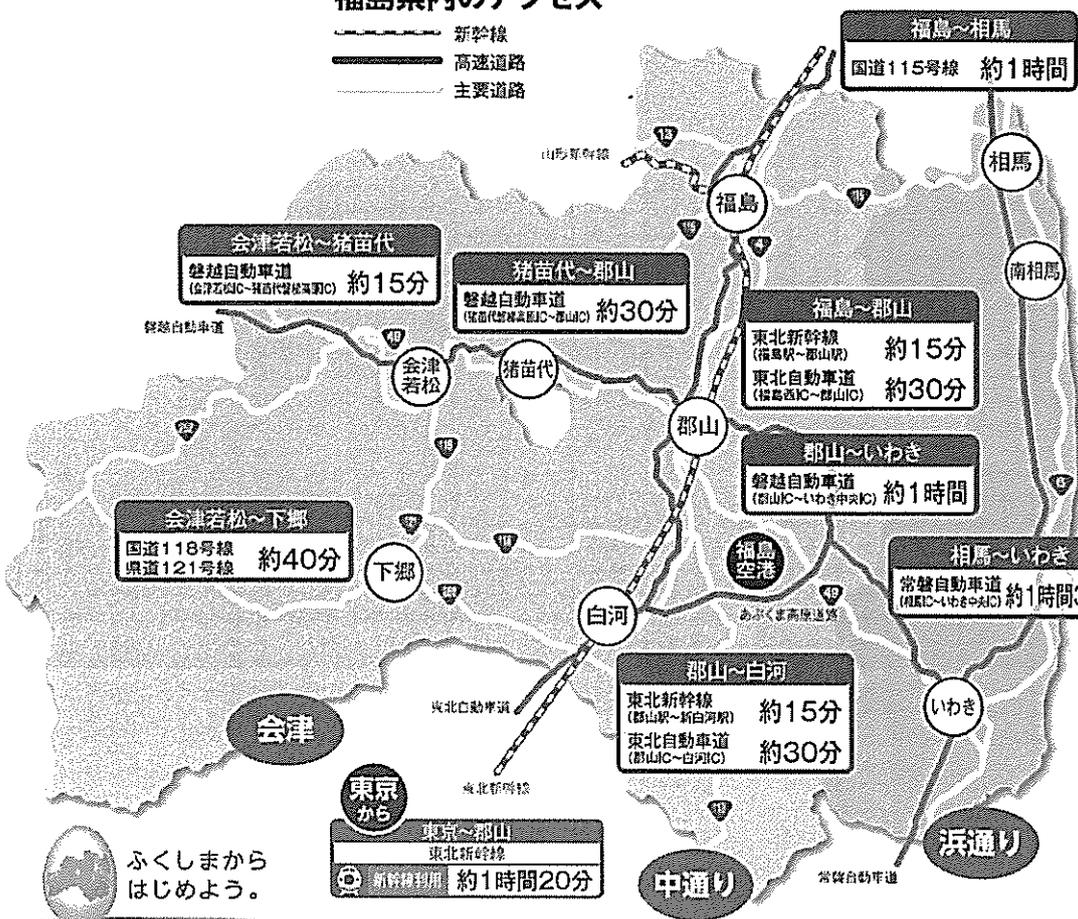
東北六県で一番南に位置する福島県には、豊かな自然、歴史のあるまち、名所旧跡等の魅力が満載で、交通の利便性が高く教育旅行に最適な地です。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を経験した福島県だからこそ学ぶ事のできる学習素材も増えており、幅広い学習効果を期待できるのが福島県です。

- 福島だからこそ学べる教育プログラムの提供
- 学びの教材がたくさん!
- 受け入れ実績豊富な旅行コースが満載!
- 便利なアクセス! 助成制度が充実!

福島県内のアクセス

--- 新幹線
—— 高速道路
- - - 主要道路



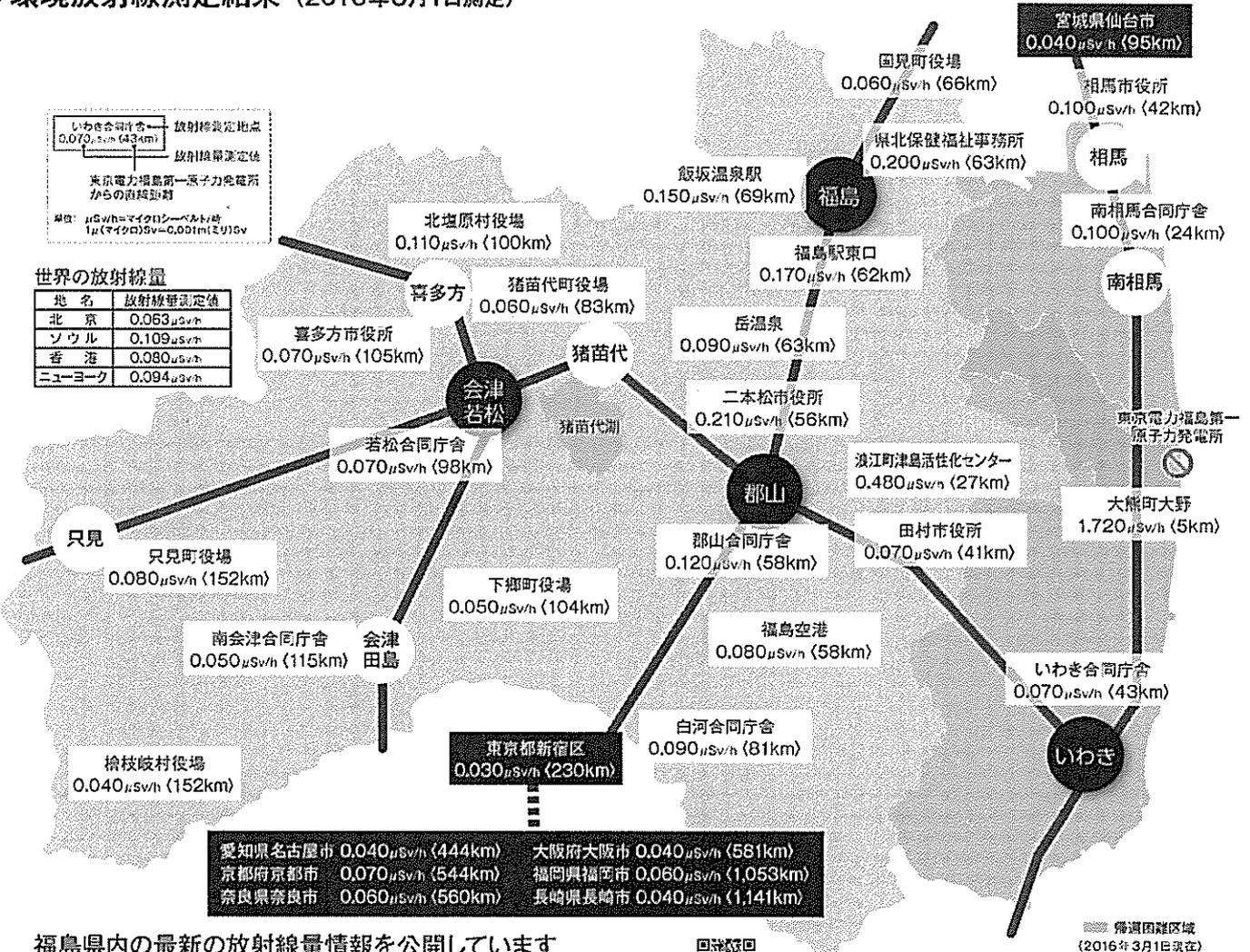
主要都市からのアクセス

東京から	浦和IC~郡山IC 東北自動車道	バス利用 約2時間10分
東京から	浦和IC~会津若松IC 東北自動車道・磐越自動車道	バス利用 約2時間55分
東京から	三郷IC~いわき中央IC 常磐自動車道	バス利用 約2時間
札幌から	新千歳空港~福島空港	飛行機利用 約1時間20分
大阪から	伊丹空港~福島空港	飛行機利用 約1時間10分
羽田空港から	空港中央IC~郡山IC 首都圏高速道路・東北自動車道	バス利用 約2時間50分
羽田空港から	空港中央IC~会津若松IC 首都圏高速道路・東北自動車道・磐越自動車道	バス利用 約3時間30分
羽田空港から	空港中央IC~いわき中央IC 常磐自動車道	バス利用 約2時間25分
仙台空港から	仙台空港IC~郡山IC 仙台東部・南部道路・東北自動車道	バス利用 約1時間30分
仙台空港から	仙台空港IC~会津若松IC 仙台東部・南部道路・東北自動車道・磐越自動車道	バス利用 約2時間
仙台空港から	仙台空港IC~いわき中央IC 仙台東部・常磐自動車道	バス利用 約1時間50分

ふくしまからはじめよう。
Future From Fukushima.

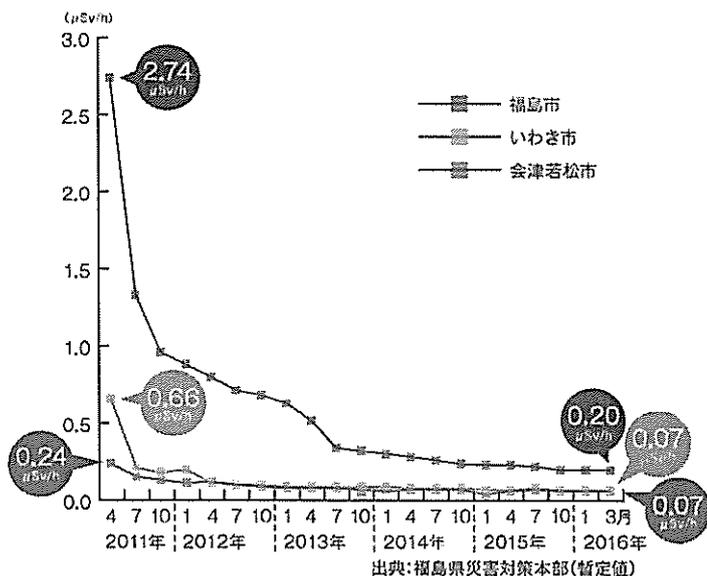
福島県内における放射線の状況

● 環境放射線測定結果 (2016年3月1日測定)



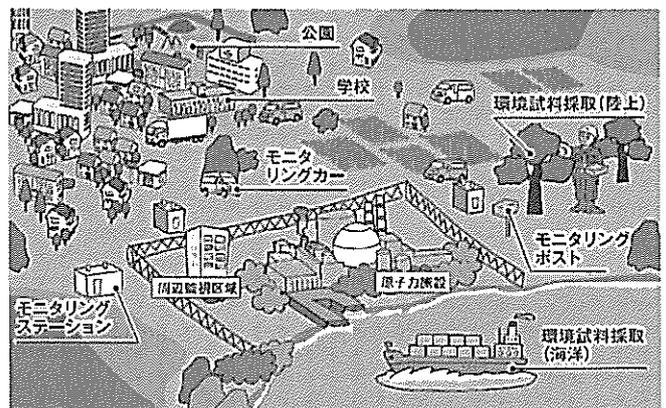
● 放射線量の推移

時間の経過や除染作業の進捗により、福島県内の放射線量は低下してきています。



● 放射線測定体制

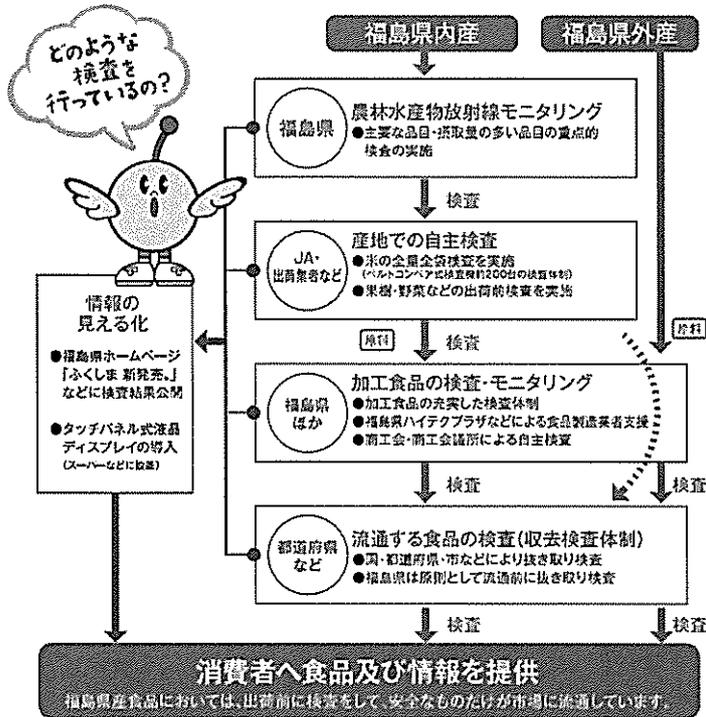
福島県内では、学校、公園などの公共施設2,996カ所にリアルタイム線量測定システムを設置し、24時間連続の環境線量測定を実施しています。また、可搬型モニタリングポスト629台を福島県全域(発電所周辺も含む)5kmメッシュ毎に設置し、精密データの採取もしています。その他に水、食品等のモニタリングによるきめ細かな対応を行っています。



福島県における食品検査の状況

● 食品検査体制

福島県では、生産段階、製造・加工段階、流通・販売段階、消費段階において検査を行うことにより、食品の安全性を確保しています。



加工食品の放射能検査

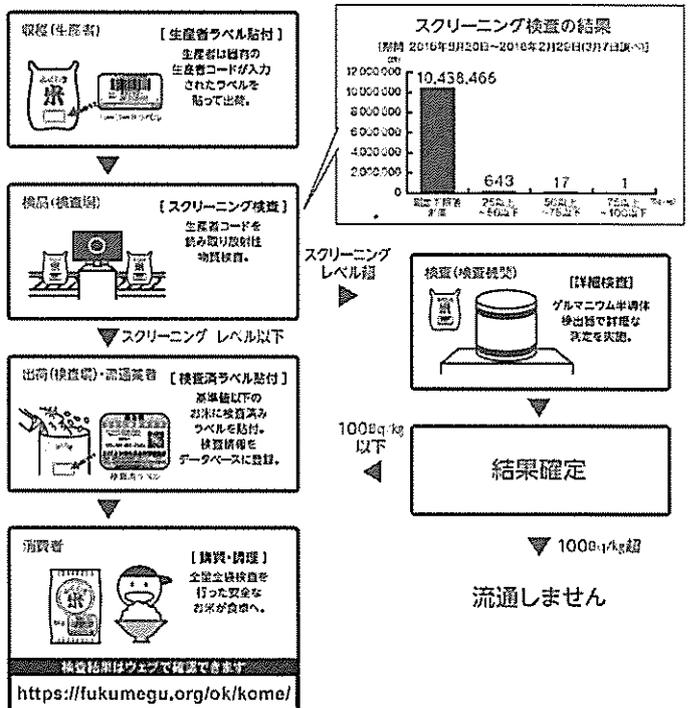
ハイテクプラザおよびハイテクプラザ会津若松技術支援センターでは、県内の食品加工業者支援のため、各業者からの依頼を受け加工食品の検査を実施しています。

【食品検査の結果】

2015年1月5日～2016年1月29日までに2,496件の検査を実施しており、98.92%の食品は放射性物質が検出限界値未満でした。放射性物質が検出された食品についても、ほとんどが50Bq/kg以下で、100Bq/kgを超えた食品は1件もありませんでした。

● 米の全量全袋検査

福島県内では、さまざまな機関に放射能検査機(ゲルマニウム半導体型、NaI型など)約1,000台を配備し、検査を実施しています。



米の全量全袋検査[平成27年産玄米]

福島県では、米の安全性確保のため、県の管理のもと県内で生産された全ての米を検査し、安全性が確認されたものだけを流通させています。

【米の全量全袋検査の結果】

平成27年産米の全量全袋検査の結果、99.99%の玄米は放射性物質が測定下限値未満でした。100Bq/kgを超えた玄米は1,000万袋以上を検査しても1袋もありませんでした。

ご活用
ください

専門家派遣について

福島県と環境省が共同で設立し運営している除染情報プラザは、県内外を問わず、除染や放射線に関する専門知識や豊富な経験を持った専門家を無料で派遣しています。市町村や学校での講習会など、さまざまな場面でご活用ください。

お問い合わせ

〒960-8031 福島県福島市栄町1-31 1階
開館時間: 10:00～17:00
休館日: 月曜日(祝日の場合は翌日)
TEL: 024-529-5668 FAX: 024-529-7300
URL: <http://josen-plaza.env.go.jp/>

除染情報プラザ 検索

※団体の見学と専門家派遣依頼の場合、事前の申込みが必要です。
※専門家派遣の際、日程などの調整のため3～4週間ほどお時間をいただきます。
※依頼の内容によっては専門家派遣ができない場合があります。

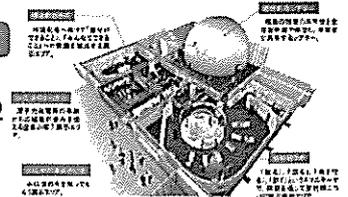
福島県環境創造センター

平成28年7月 グランドオープン

環境の回復・創造に向けた総合的な拠点として県が整備を進めてきた「福島県環境創造センター」では、この度、展示体験を通じて放射線に関する疑問に答え、これからの福島を考える交流棟「コミュタン福島」を含む全館がグランドオープン(一般公開は7月22日(金)より)します。たくさんの方のご来館をお待ちしております。

お問い合わせ先

〒963-7700
福島県田村郡三春町深作10-2
TEL: 0247-61-5721
FAX: 0247-61-5727



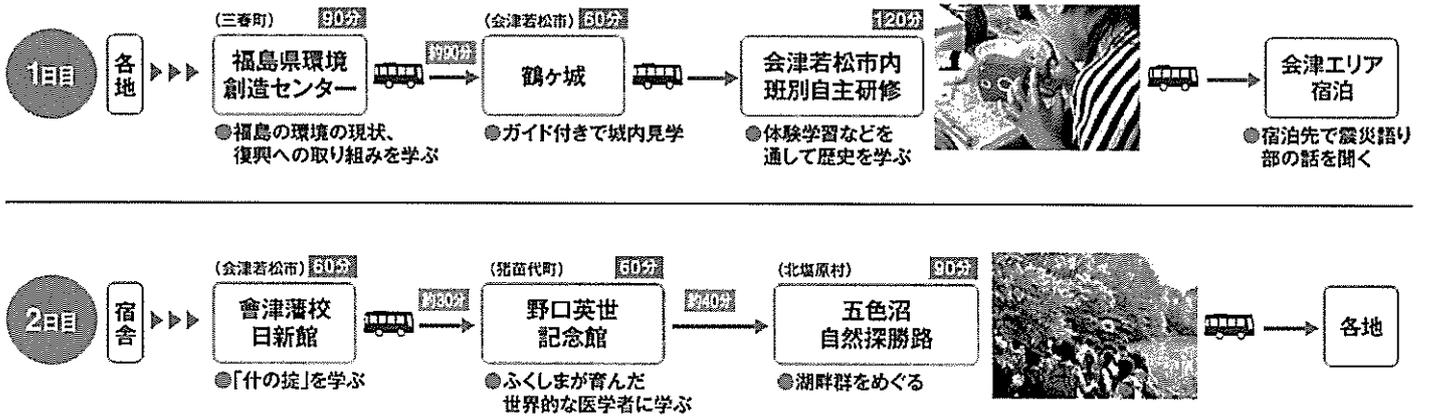
会津の歴史と伝統文化、福島「今」を知る旅

歴史学習と自然体験



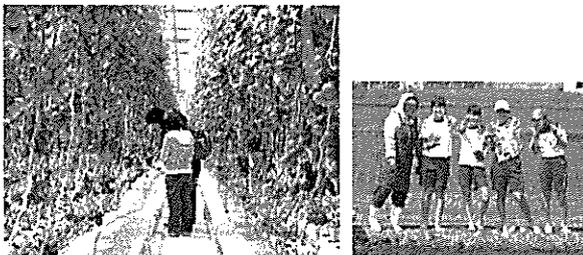
お助けポイント

- 社会科教科書にも登場する場所を実際に訪れることで、学習効果がより高まります。
- 会津若松市は、見学できる施設が特定のエリアに集中しており、個別自主研修に最適です。
- 会津若松市内から短時間で移動できる範囲内に自然豊かな場所が多く、トレッキングや様々な体験学習もあわせて行えます。
- 福島の震災当時の状況や環境の現状、復興への取り組みを学びます。



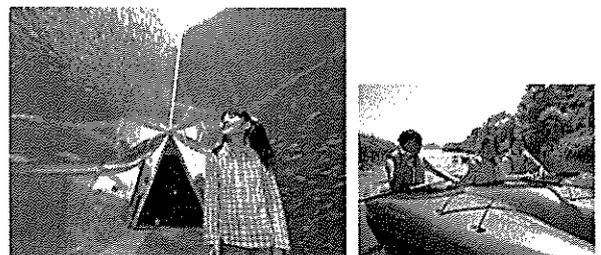
福島県は受け入れ実績豊富な学習素材が満載です！

農村体験



福島県では異なる気候風土のもと、各地域で四季を通じて様々な農村体験を行えます。農村体験では、収穫体験から食育や6次化など幅広い内容を学べる他、震災当時の話を交えた施設見学や福島の再生を目指す取り組みを聞くことができます。様々な交流を通じて子どもたちの成長を促し、食の喜び・大切さを学ぶことができます。

環境学習



多様で変化に富む自然が多く残る福島県は、国内第4位の広さを誇る猪苗代湖が位置する会津エリアを中心に四季を通じて、大自然の中で様々なアウトドア体験を楽しむことが出来ます。特に夏は小鳥のさえずりを聞きながらのトレッキングやカヌー体験など大自然を学び舎に楽しく学べるプログラムが多数あります。

さんあります！

— 特に受入実績の多いコースや、福島ならではのコンテンツを

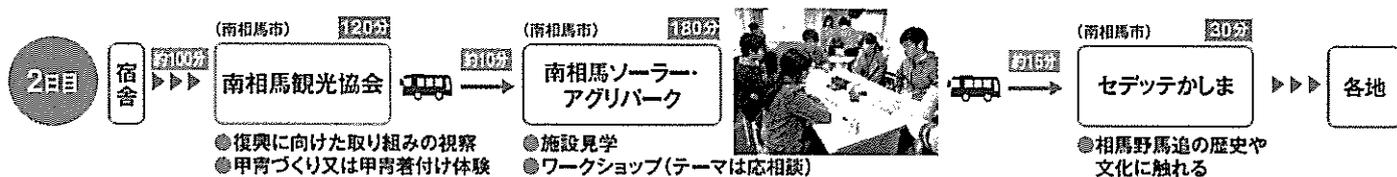
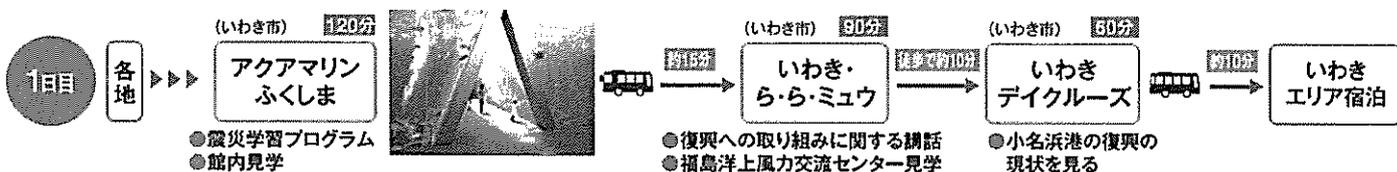
震災の教訓を学び防災への意識を高める

震災学習と再生可能エネルギー学習



お勧めポイント

- 浜通りの視察や震災学習プログラム、ワークショップを通して、「災害とは何か」「復興とは何か」を考え、学ぶきっかけになります。
- 相馬地方の伝統行事である相馬野馬追の歴史や文化に触れる体験学習ができます。
- 再生可能エネルギーを通して、「自ら考え行動する力」を育てることができます。



震災と原発事故を経験した福島だからこそ学べる事がたくさんあります。

放射線に関する学習



放射線の基礎知識や、食品と放射線に関する正しい知識を学ぶ事は、正しい判断ができるだけでなく、本当の危険を見極めて自分の身を守ることに繋がります。

ボランティア体験



ボランティア活動を通して実際に被災地の人々の状況を見て知ることは、奉仕の心を養うとともに、自主性や協調性を育みます。

防災・減災学習



震災の教訓を生かした災害対応キャンプや、災害用グッズを実際に使用したスタディツアーを行い、災害時の対応や生きる力を身に付けることができます。

再生可能エネルギー学習



再生可能エネルギーに関する最先端の研究や調査が行われている福島県では、県内各地で最新の発電設備を見学することができます。

多種多様な合宿を行える。—合宿の里ふくしま—

スポーツ合宿

豊かな自然に恵まれた福島県はスポーツ合宿に最適

緑に囲まれた環境で心身ともに成長

夏

ルネサンス棚倉



福島県南部に位置する棚倉町のスポーツリゾート施設「ルネサンス棚倉」は、テニスコート26面(オムニコート10面、オールウェザーコート16面)や多目的グラウンド(天然芝)などを有し、高校や大学の各種スポーツ合宿に最適な施設です。

館内には、パンケトルーム

(最大180名収容)、研修室(60名収容)がありますので、練習後のミーティングなどにも活用いただけます。

所在地 ●〒963-6123 福島県東白川郡棚倉町大字関口字一本松43-1
 アクセス ●東北自動車道 白河ICから車で約40分
 休業日 ●年2回 1月と6月に4日間程度、施設点検のため休館日あり
 対応人数 ●最大宿泊人数 430人
 問合せ ●TEL.0247-33-4111
 料金 ●1泊2食6,200円～

高速道路ICから約10分の好アクセス

冬

リステル・スキーファンタジア (猪苗代町)



リステル・スキーファンタジアは磐越道猪苗代・磐梯高原ICからおよそ10分の距離でアクセスが非常に良いスキー場です。ゲレンデ頂上まで登れば、磐梯山、猪苗代湖を眼下に見下ろす雄大な眺めを楽しみながら滑る快感を味わえます。

緩やかな広々とした傾斜で

初心者が安心して滑れるコースからフリースタイル・ワールドカップも行われるFIS公認のモーグルコースまで、コンパクトながら多彩なコースを配したゲレンデです。

ホテルの目の前なのでゲレンデへの移動も便利で、敷地内には有床診療所も併設しています。

所在地 ●〒969-2696 福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁リステルパーク
 アクセス ●磐越自動車道 猪苗代磐梯高原ICから車で約10分
 JR磐越西線 猪苗代駅からシャトルバス約15分
 ゲレンデ ●6コース [キッズエリア・非圧雪ゾーン・モーグルなど]
 問合せ ●TEL.0242-56-2233(代)

文化系合宿

温暖な気候で集中して打ち込める環境が魅力

合宿の成果を演奏会で披露する

いわき芸術文化交流館(いわきアリオス)



福島県の中でもいわき市は、冬は温暖で夏は清涼な気候のため、合宿に打ち込める環境が整っています。

合宿での練習成果を発表できる場があれば、練習も高いモチベーションで取り組めるのではないのでしょうか。

いわき市では、練習の成果を発揮する大きなチャンスとして「いわき・ら・ミュウ」や「環境水族館アクアマリンふくしま」など、地元の人や観光客で賑わっている施設で演奏会を行うこともできます。

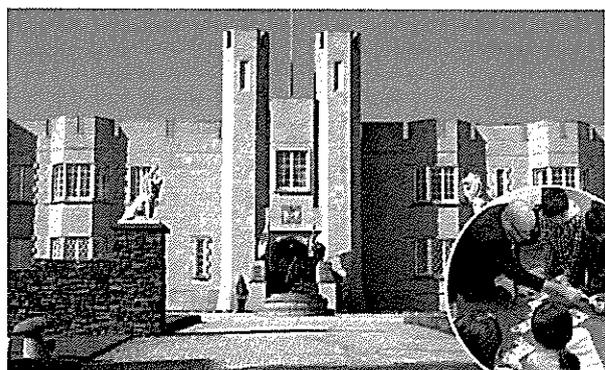
所在地 ●〒970-8026 福島県いわき市平字三丁目1-6
 アクセス ●常磐自動車道 いわき中央ICから車で約10分
 休業日 ●第2火曜日(祝日の場合、翌日) 年末年始12/29～1/3
 対応人数 ●お問い合わせください
 問合せ ●TEL.0246-22-8111
 料金 ●お問い合わせください

勉強合宿

パスポートなしで英国生活体験ができる

異文化学習を多面的にサポート

ブリティッシュヒルズ



福島県の南に位置する羽鳥湖高原に広がる中世英国の“街”ブリティッシュヒルズ。73,000坪(東京ディズニーランドの約半分の広さ)の広大な敷地を持つこの施設は宿泊施設も兼ね備えており、短期～長期滞在して「英壁の世界」が堪能できます。英国の伝統文化が体験できるカルチャークラスや、スコーンなどのお菓子づくりなどを通し、教室で机に座って学ぶのではなく、生活の中で英語を聞き・話すので、「体で覚える」という表現がぴったりの体験ができます。

所在地 ●〒962-0622 福島県岩手郡天栄村大字田尻尾字草1-8
 アクセス ●東北自動車道 白河ICから車で約40分
 休業日 ●月曜日(祝日の場合、翌日)
 対応人数 ●お問い合わせください
 問合せ ●TEL.0248-85-1323
 料金 ●お問い合わせください

福島県 Q & A

来県者の声

Q 教育旅行先になぜ福島県を選びましたか？

A 震災がどのような変化をもたらしたのか、被災地の現状を自分の目と耳で確かめる必要があると思い福島県を選択。震災へ危機感を持ち、福島県で学んだ経験や知識を、地元に戻り広めることが、震災の風化防止と防災意識の育成に重要。自分たちの未来を守る学習につながると思った。

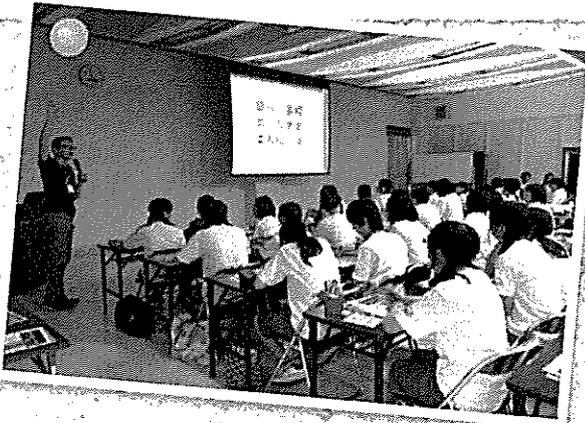
(東京都・中学教員 震災学習)

A 地域の方や宿舎の方のおもてなしが最大の魅力。故郷に帰ってきたような親しみやすさがあり、毎年合宿地として選んでいる。同じ福島県でも地域によって気温や標高の高低差があるので、目的に合わせた多様なシチュエーションでトレーニングが可能。

(神奈川県・大学監督 合宿)

A 福島県は豊かな自然をめぐる探勝路が整備されている。生徒の体力や学習目的に合わせて、自在に工程を組み合わせることができるので、福島県を選択した。生徒たちも適度な達成感を味わえるので、充実した教育旅行を行える。

(東京都・中学校教員 林間学校)



Q 教育旅行を福島県で実際に実施してどうでしたか？

A 農村体験と尾瀬沼トレッキングでは、自然の中で観察力や判断力を養えたと思う。都会で生活する生徒たちにとって、草木や土に触れることは新鮮で貴重な体験。生き生きとした生徒の表情が印象的だった。

(埼玉県・中学校教員 農村体験、自然学習)

A 福島県再生可能エネルギー研究所(郡山市)では、最先端の技術や経験を現場で体感。エネルギー問題は、自らの将来に関わる重要な問題だと再認識し、興味関心を持って集中して学習することができた。

(熊本県・高校教員 震災学習、再生可能エネルギー学習)

A 浜風商店街(いわき市)が印象に強く残った。津波が押し寄せせる震災当時の映像を視聴し、津波の悲惨さを地域の方との語り部を交えて伺うことができた。そんなつらいことがあったにも関わらず、商店街の方々はとても気さくで、その力強さにごちらが元気をもらった。

(東京都・高校教員 震災学習)

A 音楽系の部活合宿を実施。防音完備の施設で、近隣を気にせずトレーニングができた。高原は涼しく、合宿地からの眺めは気分転換にもなるので、より効果的な合宿ができた。

(東京都・大学生 文科系合宿)

生徒交流会



Q 福島県での教育旅行について周囲からの反対意見はありませんでしたか？

A 震災直後は不安の声があった。しかし「今の福島県だからこそ学べることもある」と思い、福島県での教育旅行を続行した。放射線量や交通情報が明確に公開されているので、保護者を説得できる要素はたくさんあった。

(山形県・小学校教員 歴史学習)

A 震災直後は保護者から反対があり、一時は福島県への教育旅行を中止しましたが、現地に赴いて食品の安全性調査や空間線量の測定を行い、保護者会で現状説明を行ったことが不安解消の材料となりました。その後、会津地方での修学旅行を再開することができました。

(千葉県・中学校教諭 震災学習)

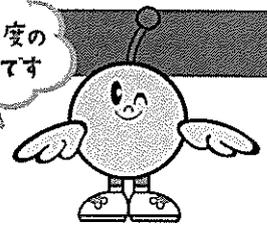
A 反対意見、不安の声は全くなく、むしろ好意的な声が多かった。「風評被害払拭のためには現地へ赴くことが大切」という保護者の理解が後押しして、スムーズに今回の教育旅行に至った。

(熊本県・高校教員 震災学習、スキー合宿)



福島県は助成制度が充実しています!

助成制度のご案内です



福島県には、県及び各市町村で様々な助成制度があります。詳しくは、「福島県教育旅行webサイト」をご覧ください。

福島県教育旅行

福島県教育旅行webサイト

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/index.html>



バス経費の一部を補助します

- ◆ 補助対象団体 福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の小・中・高等学校
- ◆ 補助対象期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに実施し終了するもの
- ◆ 補助の内容
 - ①東日本大震災以降初めて、福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する学校
 - ・バス1台当たり経費の2分の1 (上限5万円) 1学校当たり上限なし
 - ②上記①に該当しない学校で、福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、かつ福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた学校
 - ・バス1台当たり経費の2分の1 (上限3万円) 1学校当たり上限なし

お問い合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局

TEL 024-563-1172 FAX 024-593-5502

E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

福島県が推進する教育素材

- 1 地震・津波被災地視察
- 2 震災語り部講話
- 3 防災・震災学習
- 4 放射線等に関する学習
- 5 震災復興への取組みに関する学習
- 6 再生可能エネルギーに関する学習
- 7 震災復興ボランティア体験
- 8 学校交流
- 9 歴史学習・伝統工芸体験
- 10 環境学習・自然体験
- 11 農村・収穫体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問合せください。



部、サークル等へ助成金(最大30万円)を交付します

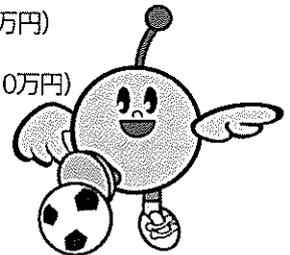
- ◆ 補助対象団体 福島県内の文化施設又はスポーツ施設等を利用し合宿を行う、県外の中・高・大学の部・サークル等
- ◆ 補助の内容
 - 福島県内の宿泊施設に連続して2日以上宿泊し、かつ延べ宿泊者数が100人以上であること。
 - ※平成28年12月1日以降に開始する合宿については30人以上
 - ・交通助成金 合宿団体所在地から宿泊施設までの距離に応じて助成 (上限5万円)
 - ・宿泊助成費 延べ宿泊者数に応じて助成 (上限18万円)
 - ・観光・地域交流助成加算金 参加者1人あたり 上限1,000円を助成 (最大10万円)
 - ※合宿期間中、観光を目的とした県内観光施設を利用した場合。または、地域住民等との交流を行う際に助成。

お問い合わせ先

(公財) 福島県観光物産交流協会

TEL 024-525-4024 FAX 024-525-4087

E-mail tabiiku@tif.ne.jp



教育旅行関係 パンフレットデータ

福島県では、歴史学習や自然体験などの従来からの学習素材に加え、震災学習、再生可能エネルギー学習など、震災と原発事故を経験したふくしまならではのコンテンツを盛り込んだモデルコースを紹介するパンフレットなどをご用意しています。送付をご希望の場合は下記ワンストップ窓口までお問い合わせください。



● ふくしま体験学習び旅
総合ガイドブック

ふくしま体験・学び旅総合ガイドブック

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/fukushima/data/54.pdf>



● ふくしま復興
ツーリズムガイドブック

ふくしま復興ツーリズムガイドブック

<http://ふくしま復興支援センター.jp/file/plan/574b86b253aa0.pdf>



● 福島
の今を知る

福島
の今を知る

<http://www.tif.ne.jp/kyoiku/fukushima/data/53.pdf>



福島県の教育旅行をサポートします! 福島県のワンストップ窓口

福島県では、教育旅行をサポートするための、専用窓口を設置しています。県内にある体験プログラム受入団体の情報を集約し、ワンストップで先生方や旅行会社の方からのお問い合わせ、資料請求にお答えします。ぜひ、ご利用ください。

●お問い合わせ先● TEL.024-525-4024 E-mail tabiiku@tif.ne.jp

公益財団法人 福島県観光物産交流協会

〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階 TEL.024-525-4024 FAX.024-525-4087

facebook
福島県教育旅行
Facebookで
情報発信中

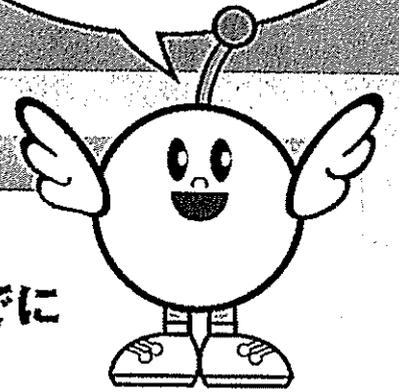


<https://www.facebook.com/FukushimaKyoikuTravel/>

教育旅行で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を補助します

新規・継続の利用区分をなくし、さらにご利用いただきやすく改正しました。



NEW 福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

平成30年

平成31年

4月1日(日)から3月31日(日)までに実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第終了となります。
※本事業の実施確定は、平成30年度の予算成立後となります。

平成30年4月1日から受付開始

補助の対象団体と内容

福島県内で宿泊を伴う教育旅行を実施し、かつ福島県が推進する教育素材(裏面参照)を1つ以上行程に取り入れた

「福島県外の小学校・中学校・高等学校」

・バス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額(別表参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額
東北	30,000円
関東中部	50,000円
北海道 関西 中国 四国	100,000円
九州 沖縄	150,000円

申請に関する
お問い合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局

〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10
TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15
FAX 024-593-5502 E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com
URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>

「福島県教育旅行復興事業」に関するお問い合わせ先 福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7398

補助の対象となる行事

「福島県外の小学校・中学校・高等学校」が福島県内に宿泊し、福島県が推進する教育素材を1つ以上行程に取り入れた教育旅行

※教育旅行とは、修学旅行、林間学校、移動教室、宿泊学習、スキー教室等、学校行事として行う旅行を指します。

※「学校教員以外が児童・生徒を引率する場合」は補助対象外となります。

※「学校部活動・クラブ活動による合宿団体」は補助対象外となります。
(合宿については、「福島県合宿誘致・交流促進事業」をご活用ください。)

補助の対象となるバス

一般貸切旅客自動車運送業を登録する事業所のバス等

※宿泊施設による送迎バスなど、費用負担が発生しない場合は補助対象外となります。

※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能ですが、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。

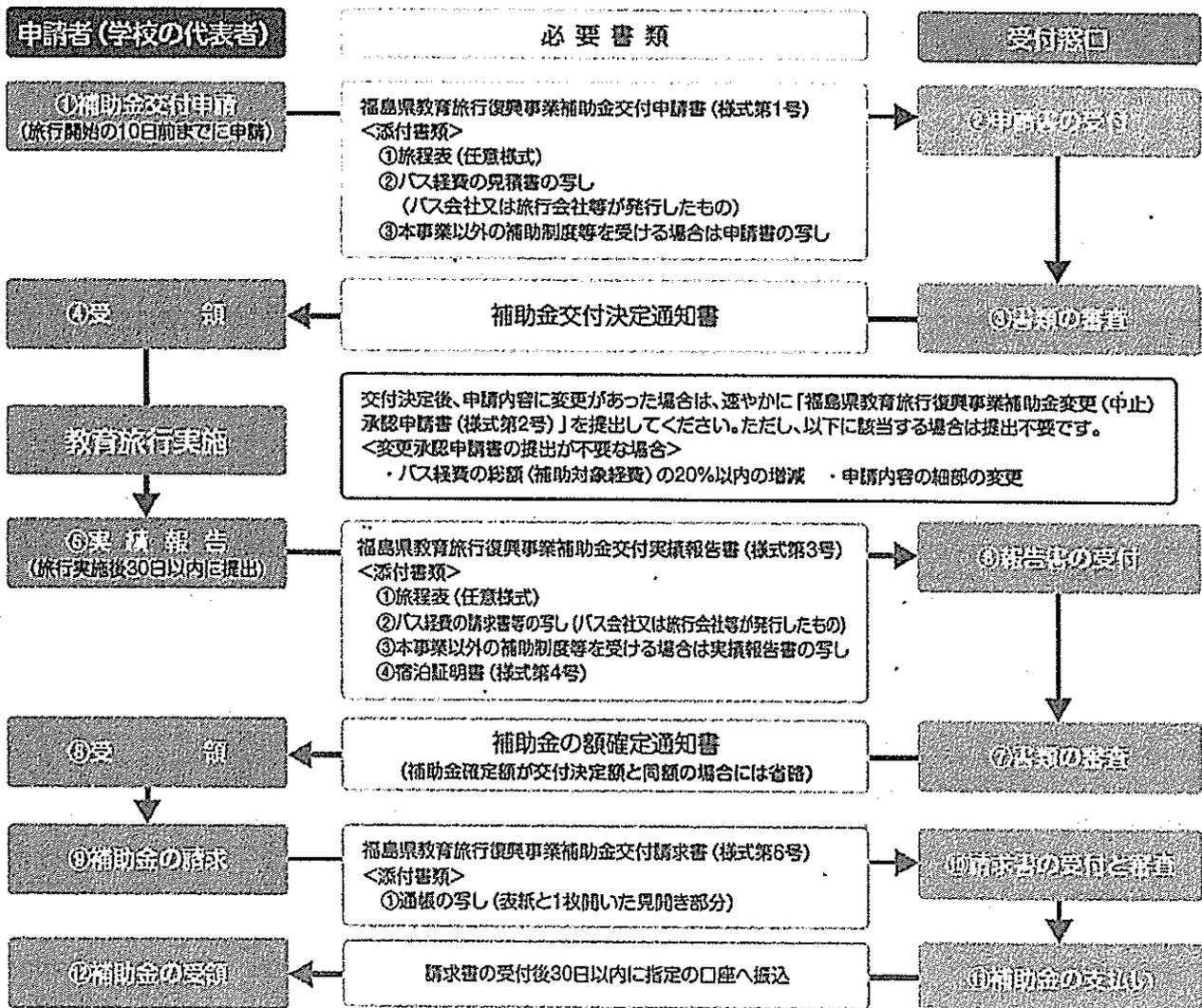
※福島県が実施している他の補助金と併用して交付を受けることはできません。

福島県が推進する教育素材

- 1 地震・津波被災地視察
- 2 震災語り部講話
- 3 防災・減災学習
- 4 放射線等に関する学習
- 5 震災復興への取組みに関する学習
- 6 再生可能エネルギーに関する学習
- 7 震災復興ボランティア体験
- 8 学校交流
- 9 歴史学習・伝統工芸体験
- 10 環境学習・自然体験
- 11 農村・収穫体験

※教育素材の詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

手続きの流れ





28受文科初第572号
平成28年5月10日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

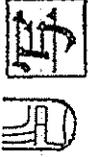
文部科学省初等中等教育局長

小松 親次



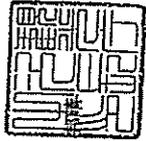
平成28年(2016年)熊本地震後の状況を踏まえた
九州への修学旅行の実施について

平成28年(2016年)熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の
実施について、親光庁から別添のとおり依頼がありましたので、今後の修学旅
行の実施に当たって、よろしくお取り計らいくださいますようお願いします。
併せて、城内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対し
ても、お知らせ頂くようよろしくお願い申し上げます。



親光庁第51号
平成28年5月2日

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎 殿



親光庁次長 総名

熊本地震後の状況を踏まえた九州への修学旅行の実施について

先般発生した平成28年熊本地震の影響により、熊本県や大分県のみならず、
九州他県への修学旅行の取りやめが、未年以降の推定も含めて相次いでいま
す。しかしながら、現時点では、一部の被災地域を除き、日常生活は平常通りに
営まれ、交通機関、宿泊施設、観光施設も通常通り営業が行われている状況にあ
ります。今後の修学旅行の実施に当たっては、風評に惑わされることなく、現地
の正確な情報に基づき、できる限り予定通りの実施が望まれるところです。

については、各都道府県教育委員会等を通じ、所管及び管内の市町村管下の学校
等にその旨お知らせいただきたく、皆様のご配慮をお願い致します。



九州方面の各種情報入手先一覧
※各情報につきましては、随時更新情報をご確認ください。

○気象庁地震情報

<http://www.jma.go.jp/jp/quake/>

○九州運輸局

・九州のりものinfo.com

<http://www.noimono-info.com/>

・プレスリリース（九州の交通機関 125 社の運行状況をすばやく検索）

<http://www.db.mlit.go.jp/kyushu/press/pdf/press2016-0422-syuhisvanyaset-2.pdf>

○九州各県観光情報

・福岡観光連盟

<http://www.crossroadfukuoka.jp/>

・佐賀県観光連盟

<http://www.asobo-saga.jp/>

・長崎県観光連盟

<http://www.nagasaki-tabinet.com/>

・宮崎県観光連盟

<http://www.kanko-miyazaki.jp/index.html>

・鹿児島県

<http://www.kagoshima-kankou.com/guide/>

・（公社）ツーリズム大分

<http://www.visit-ota.jp/>

・熊本県観光連盟

<http://kumamano.jp/>

スポーツによる地域活性化推進事業

(前年度予算額:110,453千円)
30年度予算額:213,181千円

事業内容

多くの住民が運動・スポーツに興味・関心を持ち、その習慣化を図るためのスポーツを通じた健康増進に関する取組や、スポーツツーリズム等を活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。



補助

国

地方公共団体

補助



(1) 運動・スポーツ習慣化促進事業

(前年度予算額: 80,000千円)
30年度予算額: 180,000千円

地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、**域内の体制整備及び運動・スポーツへの興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援**する。

具体的には、地域の実情に応じ、生活習慣病の予防・改善等に効果的なスポーツを通じた健康増進に資する以下の取組を支援する。

【共通事項】

- 行政内（スポーツ部局、健康福祉部局等）や域内の関係団体（民間事業者、スポーツ団体、医療機関等）が一体となり、効率的・効果的に取組を実施することができる連携・協働体制の整備を行う。

【選択事項（以下の取組①又は②のいずれかを選択）】

- ① スポーツを通じた健康増進効果獲得のための定期的な運動・スポーツ実践
 - ◆ スポーツの楽しさを伝えることはもとより、その効果を実感できるような「見える化」が可能なプログラムを地域住民に提供。
- ② 御当地一押しスポーツを活用したプログラムの検討・実践
 - ◆ 地域で盛んなスポーツを活用し、多くの住民が無理なく継続できるプログラムを地域住民に提供。

(2) スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業

(前年度予算額: 30,453千円)
30年度予算額: 33,181千円

地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業、スポーツ産業）等が一体となり、地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」が行う、「**長期継続的な人的交流を図るスポーツ合宿・キャンプ誘致**」・「**通季・通年型のスポーツアクティビティ創出**」等の活動に対し支援し、恒常的・安定的な交流人口の創出によるまちづくり・地域活性化の促進を図る。

長期継続的な人的交流を図る 「スポーツ合宿・キャンプの誘致」

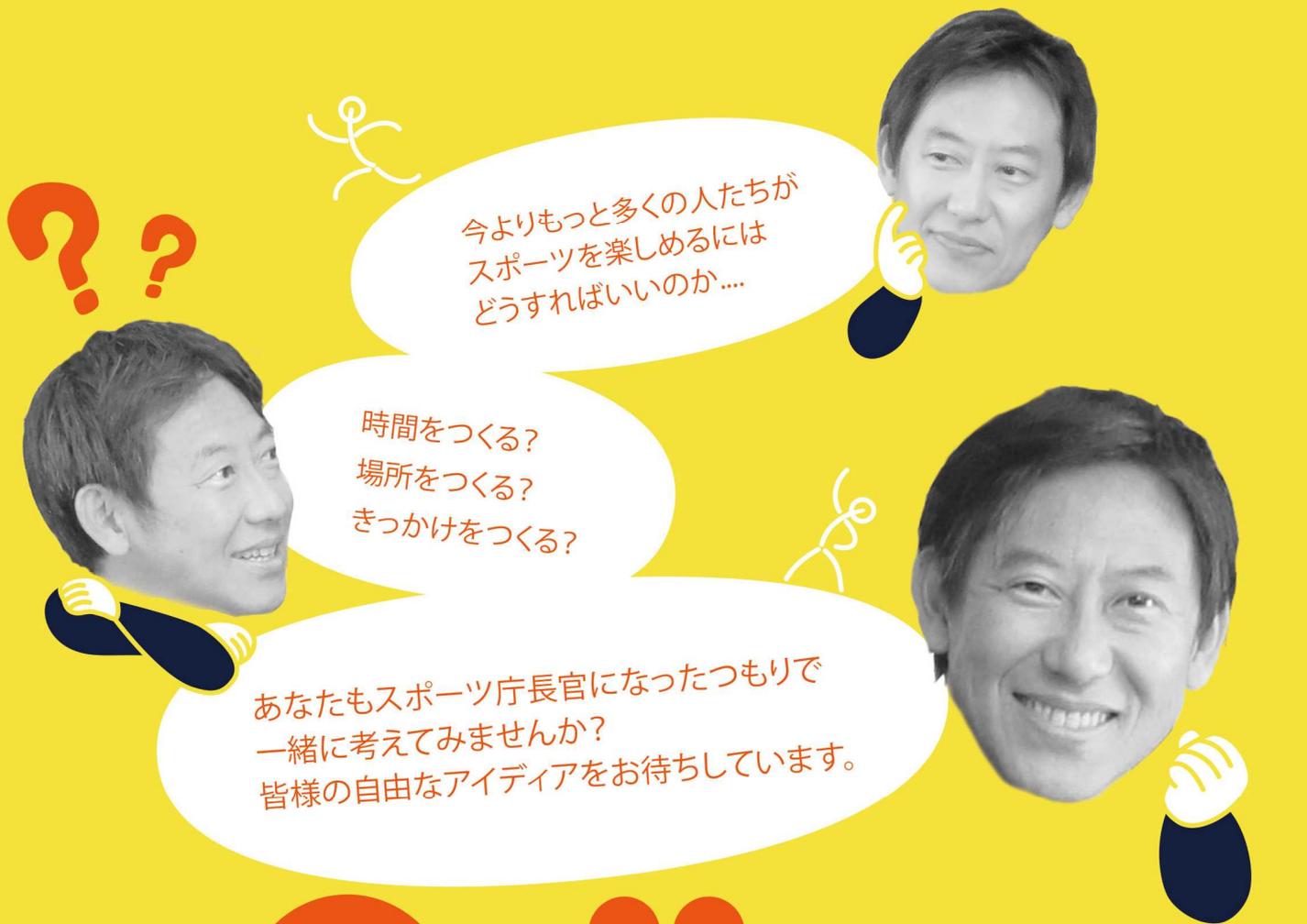


写真提供: 佐野町

恒常的なスポーツ誘客が可能な 「通季・通年型スポーツアクティビティの創出」



写真提供: かがみ町



アイデアコン

第2回

国民のスポーツ実施率を向上させるための事業プランを募集

長官賞

一般部門 憧れのオリンピック・パラリンピアンとの交流

行政部門 スポーツ庁長官派遣

NEW

小学校部門 オリンピアン・パラリンピアンによるスポーツ教室



受付期間 2018年8月20日(月)～9月28日(金)

様式 企画書A4 2枚以内

審査 (書類選考) 10月上旬～11月下旬 (最終プレゼン) 2019年2月上旬予定

【一般部門】 年齢・性別・国籍・職業を問いません。個人またはグループでの応募が可能です。

【行政部門】 現在、行政機関に従事する者。個人またはグループでの応募が可能。

*行政機関とは国や地方公共団体を含めた全ての行政機関を指します。

【小学校部門】 小学生であること。学級単位で1つの企画を選定し、学校(先生)を通じて応募すること。

企画の作成は個人でもグループでも可とします。いずれにしても表彰は学級単位になります。

*学校(先生)からの応募以外は一般部門での受付になります。*書類選考のみで最終プレゼンはいりません。124



まいにちに「歩く」を足して、
ハッピーになろう。 + + +



健康のためにいい、とわかっていても、
ただ歩くだけではつまらない。
そう思っているあなたも、歩くことの先にワクワクすることが待っていたら、
歩くこと自体が、もっともっと楽しくなるはず。
だからはじめます、「FUN+WALK PROJECT」。
たとえば、もっと歩きやすい靴や服装で通勤する日をつかったり。
ランチやアフター5に、いつもより遠くの店に
行きたくなる仕組みをつかったり。
「おいしい!」とか「おトク!」とか「気持ちいい!」とか、
みんなが好きな楽しいことと「歩く」をどんどんつなげることで、
歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものに変えていきます。
人生を楽しんでいたら、いつの間にか健康になっている。
そんな明日をめざして。



FUN + WALK PROJECT



スポーツ庁

歩くことをもっと楽しく、楽しいことをもっと健康的なものにするスポーツ庁の官民連携プロジェクトです。



「歩く」が楽しくなる
アプリ配信中! 全国の
ご当地キャラが登場!



歩きやすいスタイルも紹介中。 funpluswalk.jp

FUN
+
WALK
PROJECT

できるだけ遠くまで
歩いたらランチしよう。
おいしく食べま、
メタボも予防!

エレベーターじゃなくマ
階段で行けば、
会議のはじめから
発言キレキレ!

FUN
+
WALK
PROJECT

FUN
+
WALK
PROJECT

ユウウツな朝は、
一駅手前から歩いて出社。
やる気も仕事効率も
アップするよ♪

文部科学省設置法の一部を改正する法律の概要

京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進する。

※ 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成29年法律第73号)附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

概要

1. 文部科学省及び文化庁の任務について、文化の振興に加え、**文化に関する施策の総合的な推進**を位置付ける。

また、その所掌事務に、

- ①文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること
- ②文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること

を追記し、**文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進**していく体制を整備する。

2. **芸術に関する教育に関する事務**を文部科学省本省から文化庁に移管することにより、芸術に関する国民の資質向上について、学校教育における人材育成からトップレベルの芸術家の育成までの一体的な施策の展開を図る。

※ 小学校の「音楽」「図画工作」、中学校の「音楽」「美術」、高等学校の「芸術(音楽・美術・工芸・書道)」等に関する基準の設定に関する事務を文化庁に移管する。

3. これまで一部を文部科学省本省が所管していた**博物館に関する事務**を、文化庁が一括して所管することにより、博物館の更なる振興と行政の効率化を図る。

※ 社会教育施設としての博物館(文化施設としての美術館及び歴史博物館のほか、水族館、動物園及び科学博物館等も含む)に関する事務全般を文化庁で所管することとする。

4. その他、文化審議会の調査審議事項など、上記1.～3.の任務・所掌事務の追加を踏まえた見直しを行う。

～新・文化庁 機能強化のポイント～

<法律事項>

<機能強化>

新・文化芸術基本法(H29.6施行)

- ◆文化庁施策に閉じない「文化芸術推進基本計画」の策定
- ◆関係府省庁で構成する「文化芸術推進会議」の設置

✓文化庁が中核となって我が国の文化政策を総合的に推進

文部科学省設置法改正法

- ◆文化に関する基本的政策の企画立案推進機能
- ◆関係行政機関の事務調整機能 付与
- ◆本省業務(芸術に関する教育、博物館)の一元化

✓文化芸術体験・専門人材育成の質の向上

✓博物館行政の効率化

<政令事項その他>

◆文化部・文化財部の2部制廃止

✓柔軟かつ機動的な取組みの推進

◆次長2名体制

✓本格移転(遅くとも2021年度)に向けた準備、マネジメント強化

✓2020文化プログラムの強力な推進

◆文化財関係部局の機能別再編

✓適切な保護と、観光・産業と連携した文化芸術資源の活用を推進

- ・大学との連携を生かした文化政策調査研究
- ・国内外への日本文化の発信
- ・食文化等の生活文化振興や新たな文化創造
- ・各省と連携した文化GDP拡大を担う体制整備

✓政策立案・発信機能の強化

✓文化による社会的・経済的価値の創出

他府省・自治体・民間等からの参画

✓人材多様化による組織活性化

文化芸術の力で
一億総活躍

文化芸術資源で
地方創生・地域活性化

日本文化ブランド
で世界を魅了

<参考>

◆経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(H29.6閣議決定)

「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2017(H29.6閣議決定)

文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるよう機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目途に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。

文化政策の総合的な推進のための機能強化

京都への移転を見据え、部制廃止、本省からの業務移管、他省庁からの職員配置等による組織再編を行い、文化行政の一層の推進(新・文化庁)に向けた機能強化を図る。

現行

定員231人

長官・次長・審議官・文化部長・文化財部長・文化財監査官

長官官房

地域文化創生本部 (H29.4より京都に設置)

政策課

著作権課

国際課

文化部

芸術文化課

国語課

宗務課

文化財部

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

参事官 (建造物担当)

平成30年10月以降

定員253人

長官・次長・次長・審議官・審議官・審議官・文化財監査官

地域文化創生本部

政策課

企画調整課

参事官 (芸術文化担当)

文化経済・国際課

文化資源活用課

参事官 (文化創造担当)

文化財第一課

文化財第二課

著作権課

国語課

宗務課

部制廃止による機動的対応

省内業務(博物館・芸術教育)の移管

分野別タテ割りから機能重視へ

官(他府省)・民・学・芸で文化政策を総合推進

地域文化創生本部の充実

※名称はすべて仮称。

※下線の組織については本格移転時(遅くとも2021年度)に京都に置くことを予定

政策課

- 文化庁全般の人事、機構定員、予算、顕彰制度
- 文化庁全体の総合調整、日本文化の発信、文化政策調査研究

文化資源活用課

- 不動産である文化資源の活用に関すること
- 世界文化遺産・無形文化遺産に関すること、日本遺産に関すること

参事官(文化創造)

- 無形・動産である文化資源の活用に関すること
- 生活文化振興、文化創造支援、文化による地方創生・共生社会推進

文化財第一課

- 建造物以外の有形文化財の調査・指定等に関すること
- 無形文化財、民俗文化財、文化財保存技術の調査・指定等に関すること

文化財第二課

- 建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- 記念物、文化的景観、伝統的建造物群保存地区の調査・指定等に関すること

宗務課

- 宗教法人に関する認証等に関すること
- 宗教に関する専門的、技術的な指導及び助言を行うこと

企画調整課

- 国会対応総括、文化芸術推進基本計画
- 博物館、劇場・音楽堂など文化施設、アイヌ文化、文化独法

文化経済・国際課

- 文化経済戦略・文化芸術推進会議など各省との連携調整
- 国際文化交流、国際協力

参事官(芸術文化)

- 実演芸術、映画・メディア芸術など東京団体窓口
- 学校における芸術に関する教育の基準の設定など人材育成

著作権課

- 著作者の権利・著作権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること
- 著作権等に関する条約に関する事務を処理すること

国語課

- 国語の改善及びその普及に関すること
- 外国人に対する日本語教育に関すること

本計画の位置付け・ポイント

- 新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018～2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したもの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される多様な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に活用・好循環。
- 関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。文化GDP等の評価指標に基づく評価検証サイクルを確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、現場の意見を幅広く取り調べて審議。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等

(1) 文化芸術の価値 (本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成
 - ・文化的な伝統を尊重する心を育成
- ### (社会的・経済的価値)
- ・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進
 - ・質の高い経済活動を実現
 - ・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献
 - ・文化の多様性を維持、世界平和の礎

(2) 文化芸術を取り巻く状況変化

- ・新・文化芸術基本法の成立
 - ・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化
- 32020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催



文化芸術立国の実現を

II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿

文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという**文化芸術基本法の精神を前提**とし、以下のように定める。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。

目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

III・IV 今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性 (2018～2022年度)



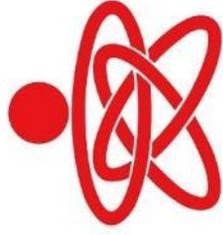
VI 評価・検証サイクルの確立等

・毎年度、文化GDPなど36の評価指標に基づき計画の進捗状況をフォローアップ。2020年度中に中間評価。

VI 今後の文化芸術政策を総合的に推進するための文化庁の機能強化等

・文化庁の機能強化（政策機能強化、博物館・芸術教育関係事務の文科本省からの移管等）を通じて、2018年度中に「新・文化庁」を実現。

文化財保護法改正の概要について



文化庁伝統文化課

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまっちりに活かすつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

① **都道府県**は、文化財の保存・活用に關する総合的な施策の**大綱**を策定できる **【第183条の2第1項】**

② **市町村**は、都道府県の大綱を勸案し、文化財の保存・活用に關する総合的な**計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会**を組織できるとも、**協議会**は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）**【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】**

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できるとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる **【第192条の2、第192条の3】**

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる **【第53条の2第1項等】**

【計画の認定を受けることによる効果】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る **【第31条第2項等】**

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする **【第190条第2項】**

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする **【第191条第1項】**

(4) 罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における**文化財保護の事務**は教育委員会の所管とされているが、条例により**地方公共団体の長**が担当できるようにする **【地教法第23条第1項】**

成立

平成30年6月1日

公布

平成30年6月8日

施行期日

平成31年4月1日

1

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

① 地域における文化財の総合的な保存・活用

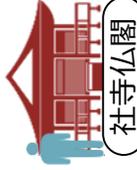
重要文化財等に
指定・選定して
個別に保護措置



民謡舞踊



これに加えて、地域社会
全体で文化財の継承



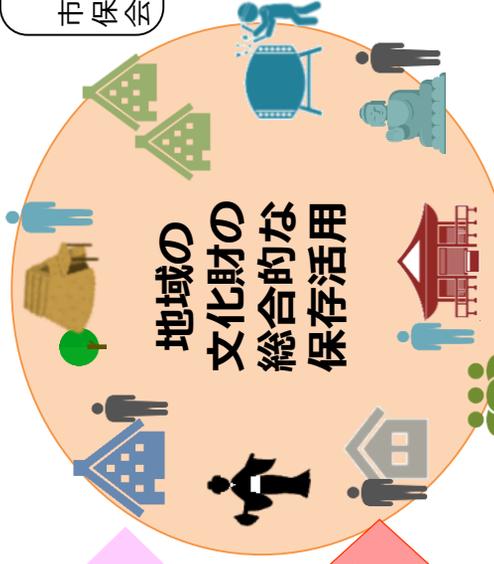
社寺仏閣

国 (文化庁長官)

都道府県：大綱の策定

・ 域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：地域計画の策定



協議会

市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など必要な者で構成

地方
文化財保護
審議会

域内の文化財の総合的な把握
(未指定文化財を含む)

保存活用のために必要な措置

- ・ 価値付け
- ・ 修理管理
- ・ ガイダンス施設整備
- ・ 普及啓発 等

文化財保存活用支援団体：市町村は地域誌計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体での文化財継承へ

・ 国の認定を受けた計画には2つの効果

町村への一部事務の権限移譲

国に対する登録文化財の提案

(認定町村における円滑な計画の実施)

(ポトムアップでの未指定文化財の保護の促進) 2

②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「旧○○家住宅」
保存活用計画

「○○図屏風」
保存活用計画

「○○城跡」
保存活用計画

等

【計画の認定を受けることによる効果】

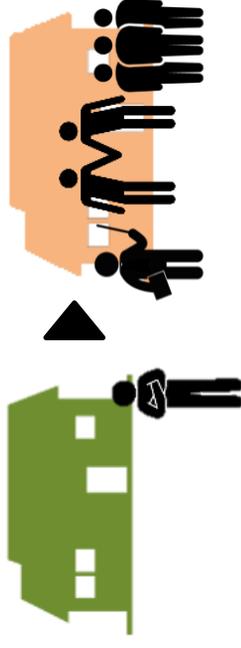
- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるように要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組

所有者の取組を積極的にサポート



③地方文化財行政の推進力強化

・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**

①ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

地域計画等の策定に対する支援

＜文化遺産総合活用推進事業＞

(29年度予算額 256百万円)
30年度予算額 256百万円

(地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画 (仮称) 等策定支援)

◆歴史文化基本構想策定支援

歴史文化基本構想：地域の文化財を有形・無形、指定・未指定にかかわらず総合的に把握し、保存・活用を図るための基本的な構想

- 文化財を中核とする観光拠点を、2020年までに全国で200箇所程度整備（明日の日本を支える観光ビジョン）
- 歴史文化基本構想に基づき、100箇所程度の観光拠点を整備（文化財活用・理解促進戦略プログラム2020）

- 市町村が歴史文化基本構想を策定・改訂するために実施する事業を支援
(例：悉皆調査、有識者検討会、シンポジウム等)

＜構想策定件数60件（H29.8時点）、H29補助件数63件＞

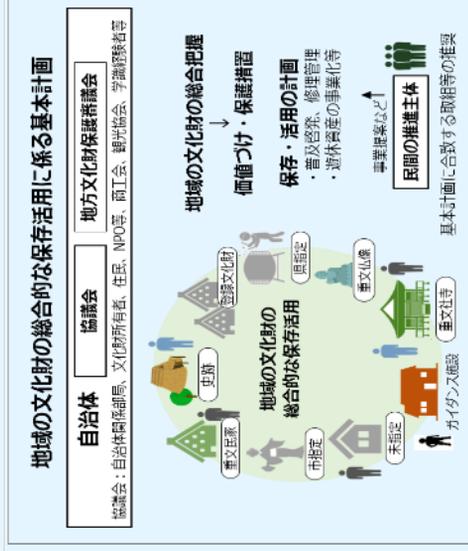
◆地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画 (仮称) 策定支援 <新規>

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）

地域の文化財群の更なる活用を図るため、歴史文化基本構想を、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる「計画」として発展させ、法律上に位置づける新たな枠組が必要。

- 地域一体となって「計画」の策定にあたるため、市町村は、行政機関のほか、文化財所有者、地域住民、商工会、観光協会、学識経験者などからなる協議会を組織する。
- 「計画」には、文化財の保存活用方針と行動計画に加え、当該市町村の総合計画など他の計画との関係性、景観・防災分野などとの連携方針などを盛り込む。
- 国は、要件を満たす「計画」を認定し、認定された地域に対して技術的・財政的支援を行う。

- 市町村が「計画」を策定（歴史文化基本構想の発展的改訂を含む）するために実施する事業を支援（支援内容は歴史文化基本構想策定支援事業と同等）



文化財を活かしたまちづくりに向けた取組への支援の例

文化財保存事業費補助事業(文化庁)

○国指定等文化財の修理、防災対策、災害復旧、調査、保存活用計画策定、公開、伝承、活用整備、買上等を支援(補助率:50~85%)
【笛吹市】重要文化財慈眼寺庫裏の保存修理



観光拠点形成重点支援事業(歴史文化基本構想活用推進枠)(文化庁)

○歴史文化基本構想に基づく情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援(補助率:定額)
【伊勢原市】案内板や周遊拠点便益施設の整備



文化遺産総合活用推進事業(文化庁)

○未指定文化財など地域の文化遺産を活かした地域活性化に向けた情報発信、人材育成、普及活動、後継者養成、記録作成等を支援(補助率:定額)

地方創生推進交付金(内閣府)

○地方版総合戦略に基づく自治体の先導的な取組(文化遺産を活かした賑わいの創出や産業振興、観光振興等)を支援。(交付率:1/2)

都市公園等事業(国土交通省)

○古墳、城跡、旧宅等の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上または学術上価値の高いものを対象に、公園管理者、地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人に対して支援
【金沢市】河北門及び橋爪門の復原



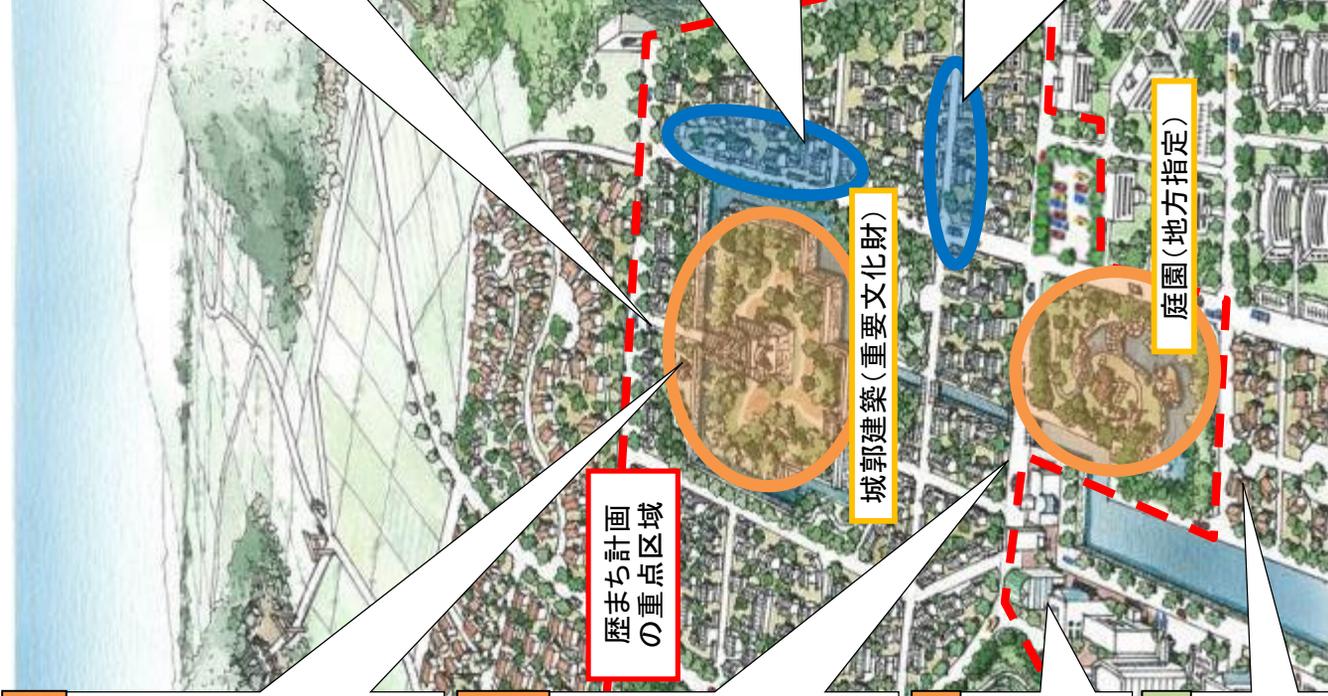
都市再生整備計画事業(国土交通省)

○歴まち計画に基づく事業で一定要件を満たす場合に交付率の上限を40%→45%へ拡充
○古都及び緑地保全事業、電線電柱類移設、土塁・堀後の整備等を基幹事業に追加
【水戸市】水戸城跡周辺の道路美装化・無電柱化



街なみ環境整備事業(国土交通省)

○重点区域又は街づくり協定等が結ばれた地区で協議会活動、建造物の修景、公共施設の整備、歴史的風致形成建造物の買取・移設・修理等を支援(交付率:直接1/2、間接1/3)
【竹原市】酒蔵(歴史的風致形成建造物)の保存修理



<文化遺産を活用した観光拠点整備に係る提言>

2020年までに、日本遺産や歴史文化基本構想に基づき、文化財を中核とする観光拠点として200箇所程度整備
(明日の日本を支える観光ビジョン、まち・ひと・しごと創生基本方針2017 など)

<古民家等の観光資源としての活用推進に係る提言>

2020年までに、地域の古民家等を改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を全国で200地域で展開
(未来投資戦略2017 など)



歴史文化基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対して、本事業により支援

【メニュー1】歴史文化基本構想活用推進枠 160百万円

歴史文化基本構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に関する設備整備(古民家の活用
に資する改修を含む)等を支援。

【メニュー2】優良モデル創出枠 200百万円

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的な
整備を重点的に支援。(文化庁は、国指定等文化財の修理・整備等を支援)



歴史文化基本構想を活用した
文化遺産の総合的な整備・活用を支援



観光拠点としての活用を目的とした
古民家等の改修を支援



文化財の整備・公開活用



駐車場整備

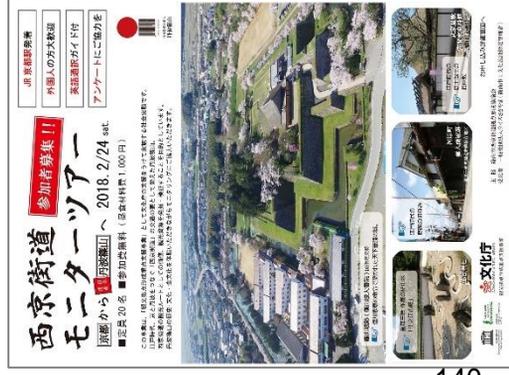


周遊バス実証運行

特に優良な観光拠点形成の事例を創出するため、
他省庁とも連携して、周辺環境を含めた文化財群の面的・一体的整備を支援

○歴史文化まちづくり資産を活用した西京街道拠点形成事業（兵庫県篠山市）

- ・江戸時代に京都と篠山をつないだ「西京街道」を活かした観光ルート開発のため、外国人も対象に含むモニターツアーを開催し、外部目線による地域の文化資源の魅力発見や課題の検証を実施。
- ・ツアーの見どころである福住伝統的建造物群保存地区の住吉神社「住之江の庭」再生活用のためワークショップを通じた人材養成を実施。
- ・あわせて、まち歩き拠点として同神社に隣接する多目的広場と便益施設の整備を実施。



↑住之江の庭でのツアーの様子
←モニターツアー募集チラシ

○歴史文化遺産の活用による観光拠点づくり事業（神奈川県伊勢原市）

- ・国指定や県指定の文化財が集中する日向薬師と周辺の文化財を巡る周遊ルートの解説パンフレットの作成や案内板の設置を実施。
- ・また文化財所有者の相談対応や訪問客への解説等を行う文化財ボランティアを養成するとともに、歴史文化遺産を活用したPRイベントやモニターツアー等を開催。
- ・市ホームページの多言語化を進めるとともに、地域周遊や文化財活用の拠点となる日向薬師における便益施設の整備を実施。



文化財周遊ルート案内板



便益施設の整備（トイレ）

（画像提供：伊勢原市教育委員会）

目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

◆ 地域文化遺産活性化

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化遺産継承のための取組を支援。

実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化遺産の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化



(震災後初公開する「烏崎の子供手踊り」)

◆ 地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）等策定支援

文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）」や「歴史文化基本構想」の策定・改訂事業を支援。



(関連文化財群の実地調査)

「地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画（仮称）」等の策定・改訂に向けた文化財の悉皆調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援

◆ 世界文化遺産活性化

「世界文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援し、観光資源の活用を推進。観光庁とも連携



(富岡製糸場と絹産業遺産群)

世界文化遺産に登録された地域の観光振興と活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等を支援

◆ 日本の歴史・伝統文化情報発信推進

観光立国シヨークースに選定された地域を対象として、地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や、体制整備等の取組を支援。



(HPやパンフレットの多言語化)

外国人旅行者が理解しやすい文化財の解説作成や、多言語での情報発信を実施するための体制整備等を支援

地方創生の視点からの取組（地方創生推進交付金との連携）

文化財保存活用地域計画に基づく取組を、地方公共団体の地方版まち・ひと・しごと総合戦略にも適切に位置づけることで、**まちの賑わい創出や観光振興、産業振興や地域活性化なども幅広く視野に入れた、総合的な取組が可能**になります。

地方創生推進交付金を活用した取組事例

事業名	美濃和紙ブランドの価値向上・発信事業	採択年次	平成28～30年度
自治体名	岐阜県、美濃市	採択額	47,060千円
事業概要	<p>国の重要無形文化財に指定されている「本美濃紙」を含めた美濃和紙について、国内外の展示会出展による販路開拓、後継者育成のための研修などの取り組みや、ユーザーのニーズを踏まえた商品開発を進める。</p> <p><重要業績評価指標（KPI）> 美濃和紙ブランドを使用できる「美濃和紙ブランド協同組合」加盟事業者の売上高合計73億円（H25） → 88億円（H30）</p>		
事業名	文化財の国際的展開を通じた奈良の国際ブランド力最大化プロジェクト	採択年次	平成30年度
自治体名	奈良県、奈良市、吉野町	採択額	107,322千円
事業概要	<p>フランスで開催される「ジャポニスム2018」において、奈良の伝統行事・芸能・特産品の紹介や映像によるプロモーションを実施する。また、大英博物館での奈良の仏像の大規模展示や、歴史文化や県産品のプロモーションを行う。</p> <p><重要業績評価指標（KPI）> 県内の外国人延べ宿泊者数 30.8万人（H28.3） → 78.7万人（H33.3）</p>	 <p style="text-align: right; font-size: small;">（春日大社提供）</p>	

地方創生拠点整備交付金を活用した取組事例

事業名	旧安川邸利活用事業	採択年次	平成28年度
自治体名	北九州市	採択額	165,000千円
事業概要	<p>孫ゆかりの歴史的建造物である安川家の旧邸宅とその周辺について、観覧以外にも喫茶、結婚式、パーティなどにも活用できる集客・歴史観光施設として整備することで、伝統文化財を観光拠点のみならず誘客施設とする。</p> <p><重要業績評価指標（KPI）> 旧安川邸の売上げ 0円（H28） → 1.1億円（H32）</p>		

地方創生推進交付金について

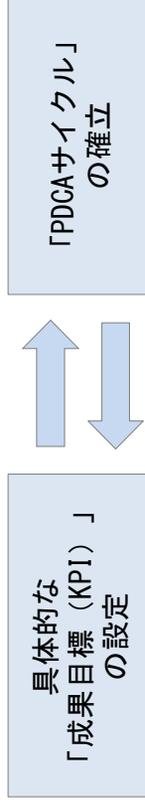
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度予算額 1,000億円（29年度予算額 1,000億円）

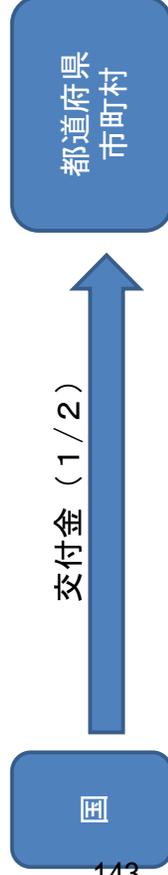
事業概要・目的

○地方創生の新展開を図るため、地方創生推進交付金により支援します。

- ① 地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づき法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

対象事業・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組
 - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成、地域経済牽引
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランドینگ（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、空き店舗等
 - ② 先駆的・優良事例の横展開
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- 【手続き】
- 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

30年度からの運用改善

① ハード事業割合

- ・ 計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として5割未満。
- ・ ただし、ソフト事業との連携により、高い相乗効果が見込まれる場合は、5割以上（上限8割未満）になる事業であっても申請可能。

② 横展開タイプの交付上限額の引上げ（事業費ベース）

【都道府県】	先駆	6.0億円（29年度：6.0億円）
	横展開	2.0億円（29年度：1.5億円）
【市区町村】	先駆	4.0億円（29年度：4.0億円）
	横展開	1.4億円（29年度：1.0億円）

③ 交付決定時期の早期化

新規事業：4月1日交付決定（29年度：5月30日交付決定）

10

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施。

事業内容

文化財中核観光拠点200か所を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説を整備。



（A R 技術を使用した多言語解説）（音声ガイドの多言語解説）

（H P の多言語解説）

文化財活用・理解促進戦略プログラム2020（抄）

（平成28年4月 文化庁策定）

2020年までの目標

- ・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説の整備などの取組を1000事業程度実施するとともに、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備

文化財の理解を深め、外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上。

国直轄で多言語化を強力に推進

観光庁

コンテンツ作成（新規予算）

分かりやすい多言語
解説整備推進委員会

文化庁

先進的・高次元な整備（新規予算）
+ 案内板等の整備（既存予算）

観光庁・文化庁・環境省の予算連携による解説整備

観光庁予算：3億 文化庁予算：5億 環境省2.5億

- ◆ 従来の文化庁事業にあるような単なる案内板やパンフレットの多言語対応とならないよう、訪日外国人旅行者の増加や満足度をKPIとして設定。
- ◆ 施策の事業効果を検証できる枠組みを設けた上で、第三者の評価もを行い、適切なPDCAサイクルを実現。

■ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27年5月閣議決定）

次代を担う子供たちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**
 ■ 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）
 文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援

■ 経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月閣議決定）

・文化芸術活動に対する効果的な支援や**子供の体験・学習機会の確保、人材の育成**・・・を進める
 ・2018年度（平成30年度）から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、**休日における多様な活動機会の確保**

教室実施型

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸芸能、邦楽、舞踊、茶道、華道などの伝統文化等に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養（かんよう）することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術等のほか、茶道、華道等の生活文化も対象

支援金額：予算の範囲内で定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：全国の伝統文化関係団体を対象に募集し、有識者審査を経て決定
 「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



みまや焼き教室



着装・礼法教室

地域展開型（新規）

目的：これまで体験機会がなかった子供たちに対して体験機会を提供するため、自治体や指導者等が一体となって地域ぐるみで新たな体験機会を設けることにより、子供たちの体験機会を拡充し、併せて地域文化・地域人材の掘り起こし、キッズウィーク等の休日における体験活動機会の充実を図る。

実施主体：地方公共団体

実施分野：暮らしに根差した生活文化等

支援金額：予算の範囲内で定額

対象経費：指導者への謝金・旅費、会場・用具の借料等

実施方法：市町村等が、伝統文化親子教室の人材等を有効活用して実施する事業等を対象に募集を行い、事業目的・想定される効果等を審査

教室のない地域の子供たちへの

体験機会提供
体験機会の均等



郷土食文化体験

自治体と指導者等の連携強化
地域人材の把握・活用

キッズウィークにおける体験活動機会の提供

休業日の充実



きもの文化体験



地域益体験

2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与する。**

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援。

- 補助対象事業者 地方公共団体
- 補助金上限額 文化芸術による地域経済活性化に資する取組
1億円(補助率1/2)
- 補助対象経費 地域の文化芸術の振興に資する取組 3千万円(補助率1/2)
文芸費、舞台費、報償費、消耗品等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等、地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を実施

【取組例】地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ/能楽、文楽、歌舞伎等の伝統芸能や、舞踊等の公演/音楽祭、演劇祭、写真祭、美術展



「イナバヒナバホの白兔」(SPAC)
(撮影者：白檀真光)
静岡県「ぶじのくに芸術回廊創出事業」



南種子町「種子島宇宙芸術祭」

【事業内容②】

地方公共団体等による地域の文化施策推進体制構築する取組を支援。

文化芸術立国の実現を加速する文化政策(答申) 文化審議会(平成28年11月17日)
地方公共団体においても、地域の文化芸術に熟知しつつ、自立した文化芸術活動に求められるマネジメント力等を備えた専門的人材を確保することが必要である。あわせて、地域のアウトカウンスシル機能(主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能)を強化する観点から、独立行政法人日本芸術文化振興会との連携を図りつつ、地域の文化芸術施策推進体制の整備を促進していく必要がある。

- 補助対象事業者 地方公共団体(都道府県・政令指定都市)
- 補助金上限額 2千万円(補助率1/2)
- 補助対象経費 専門人材による文化芸術政策の立案に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費 等

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等



文化芸術分野の支援に専門性を持つ独自の職員の配置

